令和6年

さいたま市議会2月定例会議案 (追加提出)

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

目 次

議案第86号	令和5年度さいたま市病院事業会計補正予算(第4号)
(議案第86号	けは、別冊に掲載されております。)
議案第87号	さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条
議案第88号	例等の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・
	さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
	運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
議案第89号	ついて・・・・・・・・・・139
	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
	例の制定について・・・・・・・23:
議案第90号	埼玉県公安委員会委員の推薦について・・・・・・・・・・23

議案第87号

さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について

さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する 条例を次のように定める。

令和6年3月13日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正 する条例

(さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(記録の整備)

第9条 「略]

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5 年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第15条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第26条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (5) 第28条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

(記録の整備)

第9条 [略]

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5 年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第15条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第26条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
 - (5) 第28条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

する常勤の者でなければならない。ただし、当該 養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他 の事業所、施設等の職務に従事することができる。

 $6 \sim 1 \ 2$ 「略]

(協力医療機関等)

- 等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる 要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満た す協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定 めておかなければならない。ただし、複数の医療 機関を協力医療機関として定めることにより当該 各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあっ た場合において診療を行う体制を、常時確保し ていること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当 該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その 他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要す <u>ると認められた入</u>所者の入院を原則として受け 入れる体制を確保していること。
- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療 機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の 対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等 を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)第6条第17項に規定する第2種協 定指定医療機関(次項において「第2種協定指定 医療機関 という。)との間で、新興感染症(同 条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項 に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなけ ればならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が、第2種協 定指定医療機関である場合においては、当該第2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生 時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その 他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状 が軽快し、退院が可能となった場合においては、 再び当該養護老人ホームに速やかに入所させるこ とができるように努めなければならない。

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事 する常勤の者でなければならない。ただし、当該 養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同 一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事 することができる。

> $6 \sim 1 \ 2$ [略]

(協力病院等)

第24条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変 第24条 養護老人ホームは、入院治療を必要とす る入所者のために、あらかじめ、協力病院を定め ておかなければならない。

(さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正) 第2条 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成2 4年さいたま市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

目次

第1章 「略]

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条<u>第31条の3</u>)

第3章~第6章 [略]

附則

(記録の整備)

第9条 [略]

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 第15条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第29条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (5) 第31条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(緊急時等の対応)

- 第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を 行っているときに入所者の病状の急変が生じた場 合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11 条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の 協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との 連携方法その他の緊急時等における対応方法を定 めておかなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医

目次

第1章 [略]

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条<u>第31条の2</u>)

第3章~第6章 [略]

附則

(記録の整備)

第9条 [略]

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第15条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第29条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記 録
 - (5) 第31条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を 行っているときに入所者の病状の急変が生じた場 合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11 条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他 の緊急時等における対応方法を定めておかなけれ ばならない。 療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等 における対応方法の見直しを行い、必要に応じて 緊急時等における対応方法の変更を行わなければ ならない。

(施設長の責務)

第23条 [略]

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第7条 から第9条まで及び第12条から<u>第31条の3</u>ま での規定を遵守させるために必要な指揮命令を行 うものとする。

(協力医療機関等)

- 第27条 特別養護老人ホームは、<u>入所者の病状の</u> 急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u>
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 <u>又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確</u> 保していること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めが あった場合において診療を行う体制を、常時確 保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当 該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関 その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を 要すると認められた入所者の入院を原則として 受け入れる体制を確保していること。
- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力 医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合 等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名 称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種 協定指定医療機関である場合においては、当該第 2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発

(施設長の責務)

第23条 [略]

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第7条 から第9条まで及び第12条から<u>第31条の2</u>ま での規定を遵守させるために必要な指揮命令を行 うものとする。

(協力病院等)

第27条 特別養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために</u>、あらかじめ、<u>協力病院</u>を 定めておかなければならない。

生時等の対応について協議を行わなければならな V 10

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関 その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の 病状が軽快し、退院が可能となった場合において は、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所 させることができるように努めなければならない。

6 [略]

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養 護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービ スの質の向上その他の生産性の向上に資する取組 の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにお ける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため の委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。) を定期的に開催しなけれ ばならない。

(勤務体制の確保等)

第40条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユ ニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう 努めなければならない。

6 [略]

(準用)

第12条から第14条まで、第18条、第20条 から第23条まで、第24条の2及び第26条か ら第31条の3までの規定は、ユニット型特別養 護老人ホームについて準用する。この場合におい て、第9条第2項第3号中「第15条第5項」と あるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「 第29条第2項」とあるのは「第42条において 準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第 31条第3項」とあるのは「第42条において準 用する第31条第3項」と、第23条第2項中「 第7条から第9条まで及び第12条から第31条 の3まで」とあるのは「第34条及び第36条か ら第41条まで並びに第42条において準用する 第8条、第9条、第12条から第14条まで、第 18条、第20条から第23条まで、第24条の 2及び第26条から第31条の3まで」と読み替 えるものとする。

2 [略]

(勤務体制の確保等) 第40条 「略] $2\sim4$ 「略〕

5 [略]

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条√第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、 第12条から第14条まで、第18条、第20条 から第23条まで、第24条の2及び第26条か ら第31条の2までの規定は、ユニット型特別養 護老人ホームについて準用する。この場合におい て、第9条第2項第3号中「第15条第5項」と あるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「 第29条第2項」とあるのは「第42条において 準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第 31条第3項」とあるのは「第42条において準 用する第31条第3項」と、第23条第2項中「 第7条から第9条まで及び第12条から第31条 の2まで」とあるのは「第34条及び第36条か ら第41条まで並びに第42条において準用する 第8条、第9条、第12条から第14条まで、第 18条、第20条から第23条まで、第24条の 2及び第26条から第31条の2まで」と読み替 えるものとする。

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第 15条まで、第17条から第29条まで及び第3 1条から第31条の3までの規定は、地域密着型 特別養護老人ホームについて準用する。この場合 において、第9条第2項第3号中「第15条第5 項」とあるのは「第48条において準用する第1 5条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項 」とあるのは「第48条において準用する第29 条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」 とあるのは「第48条において準用する第31条 第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9 条まで及び第12条から第31条の3まで」とあ るのは「第46条及び第47条並びに第48条に おいて準用する第7条から第9条まで、第12条 から第15条まで、第17条から第29条まで及 <u>び第31条から第31条の3まで</u>」と読み替える ものとする。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、 第12条から第14条まで、第18条、第20条 から第23条まで、第24条の2、第26条から 第29条まで、第31条から第31条の3まで、 第33条、第34条、第36条、第38条から第 41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地 域密着型特別養護老人ホームについて準用する。 この場合において、第9条第2項第3号中「第1 5条第5項」とあるのは「第52条において準用 する第36条第7項」と、同項第4号中「第29 条第2項」とあるのは「第52条において準用す る第29条第2項」と、同項第5号中「第31条 第3項」とあるのは「第52条において準用する 第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条 から第9条まで及び第12条から第31条の3ま で」とあるのは「第51条並びに第52条におい て準用する第8条、第9条、第12条から第14 条まで、第18条、第20条から第23条まで、 第24条の2、第26条から第29条まで、第3 1条から第31条の3まで、第34条、第36条、 第38条から第41条まで及び第47条」と読み 替えるものとする。

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第 15条まで、第17条から第29条まで、第31 条及び第31条の2の規定は、地域密着型特別養 護老人ホームについて準用する。この場合におい て、第9条第2項第3号中「第15条第5項」と あるのは「第48条において準用する第15条第 5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあ るのは「第48条において準用する第29条第2 項」と、同項第5号中「第31条第3項」とある のは「第48条において準用する第31条第3項 」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで 及び第12条から第31条の2まで」とあるのは 「第46条及び第47条並びに第48条において 準用する第7条から第9条まで、第12条から第 15条まで、第17条から第29条まで、第31 <u>条及び第31条の2</u>」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、 第12条から第14条まで、第18条、第20条 から第23条まで、第24条の2、第26条から 第29条まで、第31条、第31条の2、第33 条、第34条、第36条、第38条から第41条 まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着 型特別養護老人ホームについて準用する。この場 合において、第9条第2項第3号中「第15条第 5項」とあるのは「第52条において準用する第 36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2 項」とあるのは「第52条において準用する第2 9条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項 」とあるのは「第52条において準用する第31 条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第 9条まで及び第12条から第31条の2まで」と あるのは「第51条並びに第52条において準用 する第8条、第9条、第12条から第14条まで、 第18条、第20条から第23条まで、第24条 の2、第26条から第29条まで、第31条、第 31条の2、第34条、第36条、第38条から 第41条まで及び第47条」と読み替えるものと する。

(さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第57号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(記録の整備)

第9条 「略]

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービス の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第17条第4項の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第31条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (5) 第33条第3項の規定による事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(職員配置の基準)

第11条 「略]

2 · 3 「略]

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事 する常勤の者でなければならない。ただし、当該 軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他 の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5~13 [略]

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 [略]

2 「略]

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

改正前

(記録の整備)

第9条 「略]

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービス の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第17条第3項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第31条第2項の苦情の内容等の記録
 - (5) <u>第33条第2項の</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(職員配置の基準)

第11条 「略]

2 · 3 「略]

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5~13 「略]

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 [略]

2 「略]

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 「略]
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。第34条第1項において同じ。)に係 る記録媒体をいう。) をもって調製するファイ ルに第1項の重要事項を記録したものを交付す る方法

 $4 \sim 7$ 「略〕

(協力医療機関等)

第27条 [略]

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を 満たす協力医療機関を定めるように努めなければ ならない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療 機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の 対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等 を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)第6条第17項に規定する第2種協 定指定医療機関(次項において「第2種協定指定 医療機関」という。)との間で、新興感染症(同 条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、 同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項 に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなけ ればならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定 指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時 等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その 他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状 が軽快し、退院が可能となった場合においては、 再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させるこ とができるように努めなければならない。

7 [略]

(掲示)

- (1) 「略]
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

 $4 \sim 7$ [略]

(協力医療機関等)

第27条 [略]

2 [略]

(掲示)

- 第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、<u>重要事項</u>を記載した書面を 当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをい つでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前</u> 項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、 保存その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定 されるもの(次項に規定するものを除く。)につ いては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記 録により行うことができる。

2 [略]

- 第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホーム の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務 の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの 選択に資すると認められる重要事項を掲示しなけ ればならない。
- 2 軽費老人ホームは、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(電磁的記録等)

- 第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、 交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 [略]

(さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年さいたま市条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

 (管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、指定訪問介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介 護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

第9条 [略]

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) [略]
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第255条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3~6 「略]

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(以下「身 体的拘束等」という。)を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (5) [略]
 - (6) [略]

(掲示)

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、指定訪問介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介 護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内に</u> ある他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

第9条 「略]

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3~6 「略]

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]

(3) [略]

(4) [略]

(掲示)

- 第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項 をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 [略]

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (<u>4</u>) 第27条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る 記録
 - (<u>5</u>) 第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (6) 第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第42条の5 基準該当訪問介護事業者は、基準該 当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する 管理者を置かなければならない。ただし、基準該 当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。

(管理者)

第45条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入 浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指定 訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事することが

- 第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を 記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代える ことができる。

(記録の整備)

第42条 [略]

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第27条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
 - (<u>4</u>) 第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
 - (5) 第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第42条の5 基準該当訪問介護事業者は、基準該 当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する 管理者を置かなければならない。ただし、基準該 当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、 又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

(管理者)

第45条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入 浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指定 訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務 できるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第49条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴 | 第49条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴 介護の方針は、次に掲げるところによるものとす る。

 $(1) \cdot (2)$ [略]

- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び <u>に緊急やむを得な</u>い理由を記録しなければなら ない。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(記録の整備)

第53条 「略]

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指 定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項の規定 による提供した具体的なサービスの内容等の記
 - (2) 第49条第4号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(管理者)

第54条の3 基準該当訪問入浴介護事業者は、基 準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に 従事する管理者を置かなければならない。ただし、 基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の 職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 介護の方針は、次に掲げるところによるものとす る。
 - $(1) \cdot (2)$ [略]

- (3)[略]
- (4)「略]
- 「略] (5)

(記録の整備)

第53条 「略]

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指 定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(管理者)

第54条の3 基準該当訪問入浴介護事業者は、基 準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に 従事する管理者を置かなければならない。ただし、 基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の 職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。 (管理者)

第92条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、指定通所介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第96条 指定通所介護の方針は、次に掲げるとこ ろによるものとする。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (5) [略]
 - (6) [略]

(記録の整備)

- 第103条 「略]
- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定 による提供した具体的なサービスの内容等の記
 - (3) 第96条第4号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録

(準用)

第106条 第9条から第18条まで、第20条、 第22条、第27条、第28条、第32条の2、 第34条から第36条まで、第37条、第38条、 (管理者)

第92条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、指定通所介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第96条 指定通所介護の方針は、次に掲げるとこ ろによるものとする。
 - (1) (2) [略]

- 「略] (3)
- (4) 「略]

(記録の整備)

第103条 「略]

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

(準用)

第106条 第9条から第18条まで、第20条、 第22条、第27条、第28条、第32条の2、 第34条から第36条まで、第37条、第38条、 第40条の2、第41条、第51条、第90条、| 第40条の2、第41条、第51条、第90条、

第92条及び第93条第4項並びに前節(第10 4条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業 について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第30条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第98条に規定する運営規程をい う。第34条第1項において同じ。)」と、「訪 問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供 に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」 という。)」と、第28条、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第 3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所 介護従業者」と、第93条第4項中「前項ただし 書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる 設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外 のサービスを提供する場合に限る。)」とあるの は「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業 所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介 護以外のサービスを提供する場合」と、第96条 第2号、第97条第5項、第99条第3項及び第 4項並びに第102条第2項第1号及び第3号中 「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護 従業者」と、第103条第2項第2号中「次条に おいて準用する第20条第2項」とあるのは「第 20条第2項」と、同項第4号中「次条において 準用する第27条」とあるのは「第27条」と、 同項第5号中「次条において準用する第38条第 2項 とあるのは「第38条第2項」と読み替え るものとする。

(管理者)

第122条の3 基準該当通所介護事業所は、専ら その職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の 他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職 務に従事することができるものとする。

(管理者)

第136条 指定短期入所生活介護事業者は、指定 短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障 がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の 職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第142条 [略]

第92条及び第93条第4項並びに前節(第10 4条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業 について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第30条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第98条に規定する運営規程をい う。第34条第1項において同じ。)」と、「訪 問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供 に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」 という。)」と、第28条、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第 3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所 介護従業者」と、第93条第4項中「前項ただし 書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる 設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外 のサービスを提供する場合に限る。)」とあるの は「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業 所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介 護以外のサービスを提供する場合」と、第96条 第2号、第97条第5項、第99条第3項及び第 4項並びに第102条第2項第1号及び第3号中 「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護 従業者」と、第103条第2項第2号中「次条に おいて準用する第20条第2項」とあるのは「第 20条第2項」と、同項第3号中「次条において 準用する第27条」とあるのは「第27条」と、 同項第4号中「次条において準用する第38条第 2項 | とあるのは「第38条第2項 | と読み替え るものとする。

(管理者)

第122条の3 基準該当通所介護事業所は、専ら その職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の 他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事 業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

(管理者)

第136条 指定短期入所生活介護事業者は、指定 短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障 がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所 の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の 事業所、施設等の職務に従事することができるも のとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第142条 [略]

2·3 「略]

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所 生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行っては ならない。

5 「略]

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

<u>7</u> [略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第153条の2 指定短期入所生活介護事業者は、 当該指定短期入所生活介護事業所における業務の 効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性 の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定 短期入所生活介護事業所における利用者の安全並 びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第154条 [略]

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (3) 第142条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録

2 · 3 「略]

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所 生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者 の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」と いう。)を行ってはならない。

5 [略]

6 [略]

(記録の整備)

第154条 「略]

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第142条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第161条 [略]

 $2 \sim 7$ 「略]

- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身 体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うご とができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ
- 9 [略]

(勤務体制の確保等)

第166条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理 者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講 するよう努めなければならない。
- 6 [略]

(管理者)

第168条の6 基準該当短期入所生活介護事業者 は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専ら その職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所 生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事 業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

(従業者の員数)

- 第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者 第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者 (以下「指定短期入所療養介護事業者」という。
 -) が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所

- (4) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第161条 [略]

 $2 \sim 7$ 「略]

8 [略]

(勤務体制の確保等)

第166条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

<u>5</u> [略]

(管理者)

第168条の6 基準該当短期入所生活介護事業者 は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専ら その職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所 生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

(従業者の員数)

- (以下「指定短期入所療養介護事業者」という。
 -) が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所

療養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定 短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「 短期入所療養介護従業者」という。)及びその員 数は、次のとおりとする。

(1) [略]

- (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) [略]

2 「略]

(設備に関する基準)

- 第171条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]

療養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定 短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「 短期入所療養介護従業者」という。) 及びその員 数は、次のとおりとする。

(1) 「略]

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成1 8年法律第83号) 附則第130条の2第1項 の規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前の法(以下 「平成18年旧介護保険法」という。)第48 条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療 施設(以下「指定介護療養型医療施設」という)である指定短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべ き医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士 及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それ ぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の 入院患者とみなした場合における平成18年旧 介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設 として必要とされる数が確保されるために必要 <u>な数以</u>上とする。
- (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) [略]

2 [略]

(設備に関する基準)

- 第171条 指定短期入所療養介護事業所の設備に 関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) L略.
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定 短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に 規定する療養病床を有する病院又は診療所とし て必要とされる設備を有することとする。

(3) [略]

(4) [略]

2 <u>前項第2号及び第3号</u>に該当する指定短期入所 療養介護事業所にあっては、<u>同項</u>に定めるものの ほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な 設備を有するものとする。

3 「略]

(対象者)

第172条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第174条 [略]

 $2 \sim 5$ 「略]

- 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ

療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護 保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第72号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所<u>(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)</u>である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) [略]

<u>(5)</u> [略]

2 <u>前項第3号及び第4号</u>に該当する指定短期入所 療養介護事業所にあっては、<u>前項</u>に定めるものの ほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な 設備を有するものとする。

3 「略]

(対象者)

第172条 指定短期入所療養介護事業者は、利用 者の心身の状況若しくは病状により、若しくはそ の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽 減等を図るために、一時的に入所して看護、医学 的管理の下における介護及び機能訓練その他必要 な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老 人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の 療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養 介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患 療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附 則第130条の2第1項の規定によりなおその効 力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10年政令第412号)第4条第2項に規定する 病床により構成される病棟をいう。以下同じ。) において指定短期入所療養介護を提供するものと する。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第174条 [略]

 $2 \sim 5$ 「略]

とができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ
- <u>7</u> [略]

(定員の遵守)

- 第182条 指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定 短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定 短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床 に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を 超えることとなる利用者数

 $(3) \cdot (4)$ 「略]

(記録の整備)

第183条 「略]

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定 による提供した具体的なサービスの内容等の記
 - (3) 第174条第5項の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(準用)

6 「略]

(定員の遵守)

- 第182条 指定短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定 短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老 人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指 定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病 床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数 及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に 係る病室の定員を超えることとなる利用者数
 - (3) (4) 「略]

(記録の整備)

「略] 第183条

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対す る指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第174条第5項に規定する身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(準用)

第184条 第10条から第14条まで、第16条、第184条 第10条から第14条まで、第16条、

第17条、第20条、第22条、第27条、第3 2条の2、第34条、第35条、第37条から第 41条まで(第39条第2項を除く。)、第51 条、第99条、第101条、第131条、第13 9条、第140条第2項、第153条及び第15 3条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業 について準用する。この場合において、第32条 の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2 第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは 「短期入所療養介護従業者」と、第99条第3項 及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短 期入所療養介護従業者」と、第131条第2項第 1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業 者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、 第139条第1項中「第151条」とあるのは「 第181条」と、「短期入所生活介護従業者」と あるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替え るものとする。

第187条 <u>介護老人保健施設である</u>ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

第17条、第20条、第22条、第27条、第3 2条の2、第34条、第35条、第37条から第 41条まで(第39条第2項を除く。)、第51 条、第99条、第101条、第131条、第13 9条、第140条第2項及び第153条の規定は、 指定短期入所療養介護の事業について準用する。 この場合において、第32条の2第2項、第34 条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中 「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護 従業者」と、第99条第3項及び第4項中「通所 介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業 者」と、第131条第2項第1号及び第3号中「 通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短 期入所療養介護従業者」と、第139条第1項中 「第151条」とあるのは「第181条」と、「 短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所 療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第187条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期 入所療養介護事業所にあっては、法に規定する 介護老人保健施設として必要とされる施設及び 設備(ユニット型介護老人保健施設に関するも のに限る。)を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定 短期入所療養介護事業所にあっては、平成18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療 施設として必要とされる設備(ユニット型指定 介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に 限る。)に関するものに限る。)を有すること とする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指 定短期入所療養介護事業所にあっては、平成1 8年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医 療施設として必要とされる設備(ユニット型指

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
 - (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定 短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室 を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定 短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機 能訓練室及び浴室については、次の基準を満た さなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- <u>a</u> 一の病室の定員は、1人とすること。 ただし、利用者への指定短期入所療養介 護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属する ものとし、当該ユニットの共同生活室に 近接して一体的に設けること。ただし、 一のユニットの利用者の定員は、原則と しておおむね10人以下とし、15人を 超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平 方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平 方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設ける こと。

(1) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに 属するものとし、当該ユニットの利用者 が交流し、共同で日常生活を営むための 場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メ ートルに当該共同生活室が属するユニッ トの利用者の定員を乗じて得た面積以上 を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(力) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。

- 定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

- <u>b</u> 身体の不自由な者が使用するのに適し たものとすること。
- (エ) 便所
 - <u>a</u> 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、身体の不自由な者が使用する のに適したものとすること。
- <u>イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。</u> ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上 とすること。
- ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メ ートル以上の床面積を有し、必要な器械及び 器具を備えること。
- <u>エ 浴室</u> 身体の不自由な者が入浴するのに適 したものとすること。
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に 供するものでなければならない。ただし、利用 者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障 がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア((の共同生活室は、医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号)第21条第3 号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定 短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、 次に掲げる設備を有することとする。
 - (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指 定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴 室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指 定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、 機能訓練室及び浴室については、次の基準を満 たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。 ただし、利用者への指定短期入所療養介 護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属する ものとし、当該ユニットの共同生活室に 近接して一体的に設けること。ただし、 一のユニットの利用者の定員は、原則と しておおむね10人以下とし、15人を

- 超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平 方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平 方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設ける こと。

(1) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに 属するものとし、当該ユニットの利用者 が交流し、共同で日常生活を営むための 場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メ ートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上 を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- <u>a</u> 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適し たものとすること。

(エ) 便所

- <u>a</u> 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、身体の不自由な者が使用する のに適したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分 な広さを有し、必要な器械及び器具を備え ること。
- <u>エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに</u> 適したものとすること。
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に 供するものでなければならない。ただし、利用 者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障 がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(()の共同生活室は、医療法施行規則 第21条の4において準用する同令第21条第 3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養

介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユ ニット型介護医療院に関するものに限る。)を有 することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニ ット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指 定介護予防サービス条例第172条第1項に規定 するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業者をいう。) の指定を併せて受け、かつ、ユニ ット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型 指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護 予防サービス条例第170条に規定する指定介護 予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されて いる場合については、指定介護予防サービス条例 第172条第1項から第4項までに規定する設備 に関する基準を満たすことをもって、前各項に規 定する基準を満たしているものとみなすことがで きる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第189条 「略]

 $2 \sim 7$ 「略]

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身 体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うご とができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ と。
- 9 「略]

(勤務体制の確保等)

第194条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理 者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講 するよう努めなければならない。

6 [略]

(定員の遵守)

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニ ット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指 定介護予防サービス条例第172条第1項に規定 するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業者をいう。) の指定を併せて受け、かつ、ユニ ット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型 指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護 予防サービス条例第170条に規定する指定介護 予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されて いる場合については、指定介護予防サービス条例 第172条第1項に規定する設備に関する基準を 満たすことをもって、前項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第189条 「略]

 $2 \sim 7$ 「略]

8 [略]

(勤務体制の確保等)

第194条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 [略]

(定員の遵守)

第195条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 | 第195条 ユニット型指定短期入所療養介護事業 者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短 | 者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短 期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユ ニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所におけるユニット型 指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予 防短期入所療養介護の利用者。以下この条におい て同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短 期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災 害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、 この限りでない。

(1) 「略]

(2) [略]

(従業者の員数)

第198条 [略]

2~8 [略]

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合にお ける第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の 適用については、これらの規定中「1」とあるの は、「0.9」とする。
 - (1) 第217条において準用する第153条の2 に規定する委員会において、利用者の安全並び に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 を図るための取組に関する次に掲げる事項につ いて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を 定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - <u>イ</u>特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況へ の配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - 工 業務の効率化、介護サービスの質の向上等 に資する機器(次号において「介護機器」と いう。)の定期的な点検
 - オ 特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業 者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図る取組による介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽減が行われて

期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所におけるユニット型 指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予 防短期入所療養介護の利用者。以下この条におい て同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短 期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災 害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、 この限りでない。

- (1) 「略]
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) [略]

(従業者の員数) 第198条 [略] 2~8 「略]

いると認められること。

(管理者)

指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理 者を置かなければならない。ただし、指定特定施 設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設 における他の職務に従事し、又は他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第208条の2 指定特定施設入居者生活介護事業 者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立し た日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の 管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔 衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第214条 「略]

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の 規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、 次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよ うに努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から の診療の求めがあった場合において診療を行う 体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に 1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状 が急変した場合等の対応を確認するとともに、協 力医療機関の名称等を、市長に届け出なければな らない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)第6条第17項 に規定する第2種協定指定医療機関(次項におい て「第2種協定指定医療機関」という。) との間 で、新興感染症(同条第7項に規定する新型イン フルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定 感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。 次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決 めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医 療機関が第2種協定指定医療機関である場合にお いては、当該第2種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ

(管理者)

第199条 指定特定施設入居者生活介護事業者は√第199条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、 指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理 者を置かなければならない。ただし、指定特定施 設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設 における他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。

(協力医療機関等)

第214条 「略]

なければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者 が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に 当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった 場合においては、再び当該指定特定施設に速やか に入居させることができるように努めなければな らない。

7 [略]

(記録の整備)

第216条 「略]

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者 に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第204条第2項の規定による提供した具体 的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第206条第5項の規定による身体的拘束等 の熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第213条第3項の規定による結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(準用)

第217条 第12条、第13条、第22条、第2 7条、第32条の2、第34条から第36条まで、 第37条、第38条、第40条から第41条まで、 第50条、第51条、第101条、第102条、 第146条及び第153条の2の規定は、指定特 定施設入居者生活介護の事業について準用する。 この場合において、第32条の2第2項、第34 条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中 「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」 と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるの は「特定施設従業者」と、第102条第2項第1 号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「 特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らそ の職務に従事する管理者を置かなければならない。

2 [略]

(記録の整備)

第216条 「略〕

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者 に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第204条第2項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録
 - (3) 第206条第5項に規定する身体的拘束等の 熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第213条第3項に規定する結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(準用)

第217条 第12条、第13条、第22条、第2 7条、第32条の2、第34条から第36条まで、 第37条、第38条、第40条から第41条まで、 第50条、第51条、第101条、第102条及 び第146条の規定は、指定特定施設入居者生活 介護の事業について準用する。この場合において、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第4 0条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」と あるのは「特定施設従業者」と、第50条中「訪 問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者 」と、第102条第2項第1号及び第3号中「通 所介護従業者 | とあるのは「特定施設従業者」と 読み替えるものとする。

(管理者)

第221条 外部サービス利用型指定特定施設入居 第221条 外部サービス利用型指定特定施設入居 者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らそ の職務に従事する管理者を置かなければならない。 ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、 当該指定特定施設における他の職務に従事し、又 は他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。

(記録の整備)

第227条 [略]

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介 護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型 指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第224条第2項の規定による受託居宅サー ビス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録
 - (7) 次条において準用する第204条第2項の規 定による提供した具体的なサービスの内容等の
 - (8) 次条において準用する第206条第5項の規 定による身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由の記録
 - (9) 次条において準用する第213条第3項の規 定による結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第230条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以 下「指定福祉用具貸与事業者」という。) が当該 事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業 所」という。) ごとに置くべき福祉用具専門相談 員(介護保険法施行令(平成10年政令第412 号) 第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員 をいう。以下同じ。) の員数は、常勤換算方法で、 2以上とする。

2 「略]

(管理者)

第231条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉 | 第231条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉 用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、指

ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、 当該指定特定施設における他の職務に従事し、又 は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

(記録の整備)

第227条 [略]

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介 護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型 指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第224条第2項に規定する受託居宅サービ ス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録
 - (7) 次条において準用する第204条第2項に規 定する提供した具体的なサービスの内容等の記
 - (8) 次条において準用する第206条第5項に規 定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由の記録
 - (9) 次条において準用する第213条第3項に規 定する結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第230条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以 下「指定福祉用具貸与事業者」という。) が当該 事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業 所」という。) ごとに置くべき福祉用具専門相談 員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福 祉用具専門相談員をいう。以下同じ。) の員数は、 常勤換算方法で、2以上とする。

2 「略]

(管理者)

用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、指 定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第235条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用 具貸与の方針は、次に掲げるところによるものと
 - (1) [略]
 - (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が 定める福祉用具及び同条第13項に規定する特 定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以 下「対象福祉用具」という。) に係る指定福祉 用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福 祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれ かを選択できることについて十分な説明を行っ た上で、利用者の当該選択に当たって必要な情 報を提供するとともに、医師、理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原 案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条 第24項に規定する指定居宅サービス等をいう) の担当者その他の関係者の意見及び利用者の 身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする
 - (3) [略]
 - (4) 「略]
 - (5)「略]
 - (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
 - (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (8) [略]
 - (9) 「略]

(福祉用具貸与計画の作成)

心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、 指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するた めの具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画 の実施状況の把握(以下この条において「モニタ リング」という。)を行う時期等を記載した福祉 用具貸与計画を作成しなければならない。この場 合において、指定特定福祉用具販売の利用がある ときは、第252条第1項に規定する特定福祉用 具販売計画と一体のものとして作成されなければ 定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第235条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用 具貸与の方針は、次に掲げるところによるものと
 - (1) 「略]

- 「略〕 (2)
- 「略] (3)
- (4)「略]

- [略] (5)
- (6)「略]

(福祉用具貸与計画の作成)

第236条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、第236条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、 心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、 指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するた めの具体的なサービスの内容等を記載した福祉用 具貸与計画を作成しなければならない。この場合 において、指定特定福祉用具販売の利用があると きは、第252条第1項に規定する特定福祉用具 販売計画と一体のものとして作成されなければな らない。

ならない。

 $2 \sim 4$ 「略]

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を 記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サ ービス計画を作成した法第46条第1項に規定す る指定居宅介護支援事業者に報告しなければなら ない。
- 7 福祉用具専門相談員は、<u>モニタリングの結果を</u> <u>踏まえ</u>、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変 更を行うものとする。

8 [略]

(掲示及び目録の備付け)

- 第241条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉 用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概 要その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要事項<u>(以下この条において単に 「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならな い。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要 事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 [略]

(記録の整備)

第242条 「略]

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指 定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) [略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (3) 第235条第7号の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録

 $2 \sim 4$ 「略]

5 福祉用具専門相談員は、<u>福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い</u>、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 [略]

(掲示及び目録の備付け)

- 第241条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉 用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概 要その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

3 [略]

(記録の整備)

第242条 [略]

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指 定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) L略_
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第240条第4項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第27条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(準用)

第243条 第9条から第20条まで、第22条、 第27条、第32条の2、第35条、第36条、 第37条から第41条まで、第51条並びに第9 9条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福 祉用具貸与の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第30条」とあるのは 「第237条」と、同項、第32条の2第2項並 びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護 員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は 助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるの は「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあ るのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日 及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日 並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」と あるのは「種目、品名」と、第99条第2項中「 処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専 門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第243条の3 第9条から第15条まで、第17 条から第20条まで、第22条、第27条、第3 2条の2、第35条、第36条、第37条から第 41条まで(第38条第5項及び第6項を除く。)、第51条、第99条第1項、第2項及び第4 項、第229条、第231条、第232条並びに 第4節(第233条第1項及び第243条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用 する。この場合において、第9条第1項中「第3 0条」とあるのは「第237条」と、同項、第3 2条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第 3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専 門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるの は「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第 15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切 な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」

- (3) 第240条第4項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条<u>に規定する</u>市 町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第243条 第9条から第20条まで、第22条、 第27条、第32条の2、第35条、第36条、 第37条から第41条まで、第51条並びに第9 9条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福 祉用具貸与の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第30条」とあるのは 「第237条」と、同項、第32条の2第2項並 びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護 員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は 助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるの は「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあ るのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日 及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日 並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」と あるのは「種目、品名」と、第99条第1項、第 2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは 「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇 」とあるのは「サービス利用」と読み替えるもの とする。

(準用)

第243条の3 第9条から第15条まで、第17 条から第20条まで、第22条、第27条、第3 2条の2、第35条、第36条、第37条から第 41条まで(第38条第5項及び第6項を除く。)、第51条、第99条第1項、第2項及び第4 項、第229条、第231条、第232条並びに 第4節(第233条第1項及び第243条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用 する。この場合において、第9条第1項中「第3 0条」とあるのは「第237条」と、同項、第3 2条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第 3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専 門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるの は「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第 15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切 な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等 」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「 提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41条第6項の規定により利用者に代わって支払 を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「 提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第2 2条中「法定代理受領サービスに該当しない指定 訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」 と、第99条第2項中「処遇」とあるのは「サー ビスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」 とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第23 3条第2項中「法定代理受領サービスに該当しな い指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉 用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるの は「前項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第246条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定 特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障 がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の 職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

- 第251条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福 祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるも のとする。
 - (1) [略]
 - (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の 提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与 又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択で きることについて十分な説明を行った上で、利 用者の当該選択に当たって必要な情報を提供す るとともに、医師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付 けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に 規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当 者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状 況等を踏まえ、提案を行うものとする。
 - (3) [略]
 - (4) 「略]
 - (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の 提供に当たっては、利用者等からの要請等に応 じて、販売した福祉用具の使用状況を確認する よう努めるとともに、必要な場合は、使用方法 の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「 提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41条第6項の規定により利用者に代わって支払 を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「 提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第2 2条中「法定代理受領サービスに該当しない指定 訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」 と、第99条第1項、第2項及び第4項中「通所 介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」 と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス の利用」と、第233条第2項中「法定代理受領 サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とある のは「基準該当福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中 「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるもの とする。

(管理者)

第246条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定 特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障 がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所 の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の 事業所、施設等の職務に従事することができるも のとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

- 第251条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) [略]

- (2) [略]
- (3) 「略]

- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(8) 「略]

(特定福祉用具販売計画の作成)

第252条 「略]

 $2 \sim 4$ [略]

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指 定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福 祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売 計画に記載した目標の達成状況の確認を行うもの とする。

(記録の整備)

第253条 「略]

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 第248条<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第251条第7号の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第27条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(準用)

第254条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条、第99条第1項、第2項及び第4項、第234条、第237条から第239条まで並びに第241条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第

(4) [略]

(特定福祉用具販売計画の作成)

第252条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

(記録の整備)

第253条 「略]

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対す る指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第248条<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第27条<u>に規定する</u>市 町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第254条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条、第99条第1項、第2項及び第4項、第234条、第237条から第239条まで並びに第241条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第

254条において準用する第237条」と、同項、 第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び 第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「 訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員 」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「 以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、 第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適 切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員 等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び 利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 <u>第99条第2項</u>中「処遇」とあるのは「サービス 利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあ るのは「福祉用具専門相談員」と、第234条中 「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「 貸与」とあるのは「販売」と、第237条中「利 用料」とあるのは「販売費用の額」と、第238 条及び第239条中「福祉用具」とあるのは「特 定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第255条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅 サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その他 の有体物をいう。以下この条において同じ。) で 行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第42条の8、 第54条、第54条の5、第70条、第80条、 第89条、第104条、第106条、第122条 の5、第133条、第155条(第168条にお いて準用する場合を含む。)、第168条の3、 第168条の10、第184条(第196条にお いて準用する場合を含む。)、第217条、第2 28条、第243条、第243条の3及び第25 4条において準用する場合を含む。)及び第20 4条第1項(第228条において準用する場合を 含む。)並びに次項に規定するものを除く。)に ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録により行うことができる。

2 「略]

254条において準用する第237条」と、同項、 第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び 第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「 訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員 」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「 以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、 第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適 切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員 等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び 利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 第99条第1項、第2項及び第4項中「通所介護 従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、 同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用 」と、第234条中「福祉用具」とあるのは「特 定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、 第237条中「利用料」とあるのは「販売費用の 額」と、第238条及び第239条中「福祉用具 」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるもの とする。

(電磁的記録等)

第255条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅 サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その他 の有体物をいう。以下この条において同じ。) で 行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第42条の8、 第54条、第54条の5、第70条、第80条、 第89条、第104条、第106条、第122条 の5、第133条、第155条(第168条にお いて準用する場合を含む。)、第168条の3、 第168条の10、第184条(第196条にお いて準用する場合を含む。)、第217条、第2 28条、第243条、第243条の3及び第25 4条において準用する場合を含む。)及び第20 4条第1項(第228条において準用する場合を 含む。)並びに次項に規定するものを除く。)に ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。) により行うことができる。

2 [略]

(さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

の一部改正)

第5条 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(管理者)

(管理者)

- 第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ス テーションごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならない。ただし、指定訪 問看護ステーションの管理上支障がない場合は、 当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ とができるものとする。
- 2·3 「略]

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

- 第63条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (5) [略]
 - (6) [略]
 - (7) [略]

(記録の整備)

第69条 「略]

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪 問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)~(3) 「略]

第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ス テーションごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならない。ただし、指定訪 問看護ステーションの管理上支障がない場合は、 当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の 職務に従事することができるものとする。

改正前

2 • 3 「略]

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

- 第63条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) [略]

- [略] (3)
- (4)「略〕
- (5) [略]

(記録の整備)

第69条 「略]

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪 問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)~(3) 「略]

- (4) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (5) 第63条第4号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 次条において準用する第27条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (8) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(従業者の員数)

第72条 [略]

2 「略]

- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72 条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第71号。以下「介護老人保健施設条例」という。)第3条又はさいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年さいたま市条例第29号。以下「介護医療院条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス条例第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第71条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第76条 指定訪問リハビリテーションの提供は、 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うも

- (4) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第27条<u>に規定する</u>市 町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第72条 [略]

2 [略]

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防助問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第71条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たすことをものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第76条 指定訪問リハビリテーションの提供は、 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うも のとし、その方針は、次に掲げるところによるも のとする。

(1) • (2) 「略]

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その熊 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第77条 「略]

2·3 「略]

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士は、リハビリテーションを受けていた医療機関 から退院した利用者に係る訪問リハビリテーショ ン計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成 したリハビリテーション実施計画書等により、当 該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握 しなければならない。

5 [略]

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所 | 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所 リハビリテーション事業者(第124条第1項に 規定する指定通所リハビリテーション事業者をい う。) の指定を併せて受け、かつ、リハビリテー ション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心 身の状況、希望及びその置かれている環境に関す る情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーショ ン及び通所リハビリテーションの目標及び当該目 標を踏まえたリハビリテーション提供内容につい て整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を 作成した場合については、第128条第1項から 第5項までに規定する運営に関する基準を満たす ことをもって、前各項に規定する基準を満たして いるものとみなすことができる。

(記録の整備)

第79条 「略]

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者 に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]

のとし、その方針は、次に掲げるところによるも のとする。

(1) • (2) 「略]

(3)「略〕

[略] (4)

(5)「略]

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第77条 「略]

2 · 3 「略]

「略]

リハビリテーション事業者(第124条第1項に 規定する指定通所リハビリテーション事業者をい う。) の指定を併せて受け、かつ、リハビリテー ション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心 身の状況、希望及びその置かれている環境に関す る情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーショ ン及び通所リハビリテーションの目標及び当該目 標を踏まえたリハビリテーション提供内容につい て整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を 作成した場合については、第128条第1項から 第4項までに規定する運営に関する基準を満たす ことをもって、前各項に規定する基準を満たして いるものとみなすことができる。

(記録の整備)

第79条 「略]

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者 に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略〕
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定 | (2) 次条において準用する第20条第2項に規定

による提供した具体的なサービスの内容等の記

- (3) 第76条第4号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第86条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管 理指導の方針は、次に掲げるところによるものと する。

(1)~(3) 「略]

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その熊 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) 「略]
- (9) 「略]
- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (5) [略]
 - 「略〕 (6)
 - (7)「略]
 - (8)[略]
 - (9)「略]
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養 │3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養

する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第86条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管 理指導の方針は、次に掲げるところによるものと する。
 - (1)~(3) 「略]

- (4) 「略]
- (5) [略]
- (6) 「略]
- (7)「略]
- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]

- (3) [略]
- (4) 「略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7)「略]
- 管理指導の方針は、次に掲げるところによるもの | 管理指導の方針は、次に掲げるところによるもの |

とする。

(1) • (2) 「略]

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

<u>(5)</u> [略]

(6) 「略]

(記録の整備)

第88条 [略]

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対す る指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項の規定 による提供した具体的なサービスの内容等の記
 - (2) 第86条第1項第5号、第2項第4号及び第 3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第27条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(従業者の員数)

第124条 [略]

2 • 3 「略]

- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72 条第1項の規定により法第41条第1項本文の指 定があったものとみなされた介護老人保健施設又 は介護医療院である場合については、介護老人保 健施設条例第3条又は介護医療院条例第4条に規 定する人員に関する基準を満たすことをもって、 前項に規定する基準を満たしているものとみなす <u>ことがで</u>きる。
- 予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せ て受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事 て受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事

とする。

(1) • (2) 「略]

(3) [略]

(4) 「略]

(記録の整備)

第88条 「略]

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対す る指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第27条に規定する市 町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(従業者の員数)

第124条 [略]

2 • 3 「略]

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護 4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護 予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せ 業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業 とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合については、指定介護予防サービス条例第 105条第1項から第4項までに規定する人員に 関する基準を満たすことをもって、前各項に規定 する基準を満たしているものとみなすことができ る。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針

- 第127条 指定通所リハビリテーションの方針は、第127条 指定通所リハビリテーションの方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(5) [略]

(6) [略]

(通所リハビリテーション計画の作成)

第128条 「略]

2 • 3 「略]

- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受け ていた医療機関から退院した利用者に係る通所リ ハビリテーション計画の作成に当たっては、当該 医療機関が作成したリハビリテーション実施計画 書等により、当該利用者に係るリハビリテーショ ンの情報を把握しなければならない。
- <u>5</u> [略]
- 「略] 6
- 7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問 リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、 かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した 場合に限る。) の開催等を通じて、利用者の病状、 心身の状況、希望及びその置かれている環境に関 する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーシ ョン及び通所リハビリテーションの目標及び当該 目標を踏まえたリハビリテーション提供内容につ いて整合性のとれた通所リハビリテーション計画 を作成した場合については、第77条第1項から 第5項までに規定する運営に関する基準を満たす ことをもって、第1項から第5項までに規定する 基準を満たしているものとみなすことができる。

業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業 とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合については、指定介護予防サービス条例第 105条第1項から第3項までに規定する人員に 関する基準を満たすことをもって、前3項に規定 する基準を満たしているものとみなすことができ る。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針

- 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]

- (3)[略]
- (4)「略]

(通所リハビリテーション計画の作成)

第128条 「略]

2 · 3 「略]

- 4 「略]
- 5 「略]
- | 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問 リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、 かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した 場合に限る。) の開催等を通じて、利用者の病状、 心身の状況、希望及びその置かれている環境に関 する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーシ ョン及び通所リハビリテーションの目標及び当該 目標を踏まえたリハビリテーション提供内容につ いて整合性のとれた通所リハビリテーション計画 を作成した場合については、第77条第1項から 第4項までに規定する運営に関する基準を満たす ことをもって、第1項から第4項までに規定する 基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第132条 「略]

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者 に対する指定通所リハビリテーションの提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (3) 第127条第4号の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第27条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(設備に関する基準)

- 第171条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設条例第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(2) • (3) [略]

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院条例)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第187条及び第195条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2 · 3 [略]

(記録の整備)

第132条 「略]

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者 に対する指定通所リハビリテーションの提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第27条<u>に規定する</u>市 町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備に関する基準)

- 第171条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第71号)第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(2) • (3) [略]

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年さいたま市条例第29号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第187条及び第195条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。
- 2·3 [略]

(さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部改正) 第6条 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関 する条例(平成24年さいたま市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(管理者)

定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問 入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事 業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第46条の2 「略]

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込 者又はその家族からの申出があった場合には、前 項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定 めるところにより、当該利用申込者又はその家族 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)に より提供することができる。この場合において、 当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文 書を交付したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 電磁的記錄媒体 (電磁的記錄 (電子的方式) 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。第245条第1項において同じ。)に 係る記録媒体をいう。)をもって調製するファ イルに前項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法

 $3 \sim 6$ 「略]

(掲示)

(管理者)

第45条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指 | 第45条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指 定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問 入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第46条の2 「略]

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込 者又はその家族からの申出があった場合には、前 項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定 めるところにより、当該利用申込者又はその家族 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)に より提供することができる。この場合において、 当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文 書を交付したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ れらに準じる方法により一定の事項を確実に記 録しておくことができる物をもって調製するフ ァイルに前項に規定する重要事項を記録したも のを交付する方法

 $3\sim6$ 「略]

(掲示)

- 第50条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第50条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所 に、第50条に規定する重要事項に関する規程の 概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項(以下この条において単に「 重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項 を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者 に自由に閲覧させることにより、前項の規定によ る掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則とし て、重要事項をウェブサイトに掲載しなければな らない。

(記録の整備)

第51条 「略]

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に 対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
 - (1) 第46条の13第2項の規定による提供した 具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第54条第4号の規定による身体的拘束その 他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的 拘束等」という。) の態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由の記録
 - (3) 第47条の3の規定による市町村への通知に 係る記録
 - (4) 第50条の8第2項の規定による苦情の内容 等の記録
 - (5) 第50条の10第2項の規定による事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第54条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定 介護予防訪問入浴介護の方針は、第43条に規定 する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に 基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き 身体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

- 指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所 に、第50条に規定する重要事項に関する規程の 概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規 定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪 問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項 の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第51条 「略]

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に 対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
 - (1) 第46条の13第2項に規定する提供した具 体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第47条の3に規定する市町村への通知に係 る記録
 - (3) 第50条の8第2項に規定する苦情の内容等 の記録
 - (4) 第50条の10第2項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針) 第54条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定 介護予防訪問入浴介護の方針は、第43条に規定 する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に 基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) • (2) 「略]

(5) 「略]

(6) 「略〕

(7)「略]

(管理者)

第54条の3 基準該当介護予防訪問入浴介護事業 者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごと に専らその職務に従事する管理者を置かなければ ならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該 当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ とができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的 取扱方針)

- 第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの 提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 が行うものとし、その方針は、第70条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基 づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供 に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師か らの情報伝達又はサービス担当者会議若しくは リハビリテーション会議(介護予防訪問リハビ リテーション計画又は介護予防通所リハビリテ ーション計画の作成のために、利用者及びその 家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等 条例第4条第1項に規定する担当職員及び同条 第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サ ービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ ービス等(法第8条の2第16項に規定する指 定介護予防サービス等をいう。第231条第4 号及び第243条第3号において同じ。)の担 当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。ただし 利用者又はその家族(以下この号において「利 用者等」という。)が参加する場合にあっては、 テレビ電話装置等の活用について当該利用者等 の同意を得なければならない。)をいう。以下 同じ。) を通じる等の適切な方法により、利用 者の病状、心身の状況、その置かれている環境 等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を 行うものとする。

(2)~(14) 「略]

(管理者)

「略] (3)

(4)「略]

(5)「略]

(管理者)

第54条の3 基準該当介護予防訪問入浴介護事業 者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごと に専らその職務に従事する管理者を置かなければ ならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該 当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の 職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的 取扱方針)

- 第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの 提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 が行うものとし、その方針は、第70条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基 づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供 に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師か らの情報伝達又はサービス担当者会議若しくは リハビリテーション会議(介護予防訪問リハビ リテーション計画又は介護予防通所リハビリテ ーション計画の作成のために、利用者及びその 家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等 条例第4条に規定する担当職員、介護予防サー ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サー ビス等(法第8条の2第16項に規定する指定 介護予防サービス等をいう。) の担当者その他 の関係者(以下「構成員」という。)により構 成される会議(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。ただし、利用者又 はその家族(以下この号において「利用者等」 という。) が参加する場合にあっては、テレビ 電話装置等の活用について当該利用者等の同意 を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病 状、心身の状況、その置かれている環境等利用 者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うも のとする。

 $(2)\sim(14)$ 「略]

(管理者)

第118条 指定介護予防短期入所生活介護事業者 | 第118条 指定介護予防短期入所生活介護事業者 は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに | は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、指定介護予防短期入所生 活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に 従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当た っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。

2 「略]

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ <u>と。</u>

(定員の遵守)

第127条 「略〕

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、 指定介護予防支援等条例第4条第1項に規定する 担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門 員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受 けることが必要と認めた者に対し、介護予防サー ビス計画において位置付けられていない指定介護 予防短期入所生活介護を提供する場合であって、 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場 合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各 号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指 定介護予防短期入所生活介護を行うことができる ものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第128条の2 指定介護予防短期入所生活介護事 業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、指定介護予防短期入所生 活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設 等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第124条 指定介護予防短期入所生活介護事業者 第124条 指定介護予防短期入所生活介護事業者 は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当た っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはなら ない。
 - 2 「略]

(定員の遵守)

第127条 「略]

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、 指定介護予防支援等条例第4条に規定する担当職 員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受 けることが必要と認めた者に対し、介護予防サー ビス計画において位置付けられていない指定介護 予防短期入所生活介護を提供する場合であって、 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場 合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各 号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指 定介護予防短期入所生活介護を行うことができる ものとする。

所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第129条 [略]

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用 者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第124条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3<u>の規定に</u> よる市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第145条 [略]

 $2 \sim 4$ [略]

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業 所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研 修を受講するよう努めなければならない。

6 [略]

(管理者)

第152条の6 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業員の員数)

(記録の整備)

第129条 「略]

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用 者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第124条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3<u>に規定する</u> る市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第145条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 [略]

(管理者)

第152条の6 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業員の員数)

- 第154条 指定介護予防短期入所療養介護の事業 を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とい う。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養 介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期 入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、 次のとおりとする。
 - (1) [略]

- (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) 「略]

2 [略]

- 第155条 指定介護予防短期入所療養介護事業所 の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) [略]

- 第154条 指定介護予防短期入所療養介護の事業 を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とい う。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養 介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期 入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、 次のとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成1 8年法律第83号) 附則第130条の2第1項 の規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前の法(以下 「平成18年旧介護保険法」という。)第48 条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療 施設(以下「指定介護療養型医療施設」という) である指定介護予防短期入所療養介護事業所 にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介 護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員 介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法 士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護 療養型医療施設の入院患者とみなした場合にお ける平成18年旧介護保険法に規定する指定介 護療養型医療施設として必要とされる数が確保 されるために必要な数以上とする。
 - (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
 - (4) 診療所 (前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) 「略]

2 [略]

- 第155条 指定介護予防短期入所療養介護事業所 の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) [略]

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診 療所として必要とされる設備を有することとす る。

(3) [略]

(4) [略]

- 2 <u>前項第2号及び第3号</u>に該当する指定介護予防 短期入所療養介護事業所にあっては、<u>同項</u>に定め るもののほか、消火設備その他の非常災害に際し て必要な設備を有するものとする。
- 3 「略]

(対象者)

第156条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室<u>又は診療所</u>の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第158条 [略]

2 [略]

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ

- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防 短期入所療養介護事業所にあっては、平成18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療 施設として必要とされる設備(ユニット型指定 介護療養型医療施設(さいたま市指定介護療養 型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関す る条例(平成24年さいたま市条例第72号) 第41条に規定するユニット型指定介護療養型 医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを 除く。)を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所<u>(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)</u>である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) [略]

(5) [略]

2 <u>前項第3号及び第4号</u>に該当する指定介護予防 短期入所療養介護事業所にあっては、<u>前項</u>に定め るもののほか、消火設備その他の非常災害に際し て必要な設備を有するものとする。

3 「略〕

(対象者)

第156条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若 しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由 により、一時的に入所して看護、医学的管理の下 における介護及び機能訓練その他必要な医療等を 受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設 若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に 係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介 護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療 養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則 第130条の2第1項の規定によりなおその効力 を有するものとされた介護保険法施行令(平成1 0年政令第412号)第4条第2項に規定する病 床により構成される病棟をいう。以下同じ。) に おいて指定介護予防短期入所療養介護を提供する ものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第158条 [略]

2 [略]

とができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ と。

(定員の遵守)

- 第160条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同 時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはな らない。ただし、災害、虐待その他のやむを得な い事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室 の定員を超えることとなる利用者数

 $(3) \cdot (4)$ 「略]

(記録の整備)

第161条 「略]

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用 者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第158条第2項の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3の規定に よる市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項の 規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(準用)

第162条 第46条の3から第46条の7まで、 第162条 第46条の3から第46条の7まで、 第46条の9、第46条の10、第46条の13、 第46条の9、第46条の10、第46条の13、

(定員の遵守)

- 第160条 指定介護予防短期入所療養介護事業者 は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同 時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはな らない。ただし、災害、虐待その他のやむを得な い事情がある場合は、この限りでない。
 - 「略]
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老 <u>人性認知症疾患療養病棟を有する病院</u>である指 定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る 病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養 病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用 者数
 - $(3) \cdot (4)$ 「略〕

(記録の整備)

第161条 「略]

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用 者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第158条第2項に規定する身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3に規定す る市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項に 規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(準用)

第47条の2、第47条の3、第49条、第50 条の2の2、第50条の4、第50条の5、第5 0条の7から第50条の11まで(第50条の9 第2項を除く。)、第108条の2、第108条 の4、第109条、第121条、第122条第2 項、第128条及び第128条の2の規定は、指 定介護予防短期入所療養介護の事業について準用 する。この場合において、第50条の2の2第2 項、第50条の4第1項並びに第50条の10の 2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従 業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従 業者」と、第50条の4第1項中「第50条」と あるのは「第159条」と、第108条の2第3 項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び 第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業 者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業 者」と、第121条第1項中「第126条」とあ るのは「第159条」と、「介護予防短期入所生 活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療 養介護従業者」と読み替えるものとする。

第172条 介護老人保健施設であるユニット型指 | 第172条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以 下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下 「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所」という。)の設備に関する基準は、法に規定 する介護老人保健施設として必要とされる施設及 び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するも のに限る。)を有することとする。

第47条の2、第47条の3、第49条、第50 条の2の2、第50条の4、第50条の5、第5 0条の7から第50条の11まで(第50条の9 第2項を除く。)、第108条の2、第108条 の4、第109条、第121条、第122条第2 項及び第128条の規定は、指定介護予防短期入 所療養介護の事業について準用する。この場合に おいて、第50条の2の2第2項、第50条の4 第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第50 条の4第1項中「第50条」とあるのは「第15 9条」と、第108条の2第3項及び第4項並び に第109条第2項第1号及び第3号中「介護予 防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「 介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121 条第1項中「第126条」とあるのは「第159 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」と あるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と 読み替えるものとする。

介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護 予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該 事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予 防短期入所療養介護事業所」という。) の設備に 関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護 予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に 規定する介護老人保健施設として必要とされる 施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に 関するものに限る。)を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指 定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療 養型医療施設として必要とされる設備(ユニッ ト型指定介護療養型医療施設に関するものに限 る。)を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療 養型医療施設として必要とされる設備 (ユニッ ト型指定介護療養型医療施設(療養病床を有す る病院に限る。) に関するものに限る。) を有 することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指 定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介 護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基 準は、次に掲げる設備を有することとする。
 - (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット 及び浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護 予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、 廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基 準を満たさなければならない。

ア ユニット

(7) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。 ただし、利用者への指定介護予防短期入 所療養介護の提供上必要と認められる場 合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属する ものとし、当該ユニットの共同生活室に 近接して一体的に設けること。ただし、 一のユニットの利用者の定員は、原則と しておおむね10人以下とし、15人を 超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平 方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平 方メートル以上とすること。
- <u>d</u> ブザー又はこれに代わる設備を設ける <u>こと。</u>

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに 属するものとし、当該ユニットの利用者 が交流し、共同で日常生活を営むための 場所としてふさわしい形状を有すること
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メ ートルに当該共同生活室が属するユニッ トの利用者の定員を乗じて得た面積以上 を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

- <u>a</u> 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適し たものとすること。

(エ) 便所

- <u>a</u> 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、身体の不自由な者が使用する のに適したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。 ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上 とすること。
- ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メ ートル以上の床面積を有し、必要な器械及び 器具を備えること。
- <u>エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適</u> したものとすること。
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の用に供するものでなければならない。ただ し、利用者に対する指定介護予防短期入所療養 介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(()の共同生活室は、医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号)第21条第3 号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する 基準は、次に掲げる設備を有することとする。
 - (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指 定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニッ ト及び浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指 定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、 廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基 準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。 ただし、利用者への指定介護予防短期入 所療養介護の提供上必要と認められる場 合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属する ものとし、当該ユニットの共同生活室に 近接して一体的に設けること。ただし、

- 一のユニットの利用者の定員は、原則と しておおむね10人以下とし、15人を 超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平 方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平 方メートル以上とすること。
- <u>d</u> ブザー又はこれに代わる設備を設ける こと。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに 属するものとし、当該ユニットの利用者 が交流し、共同で日常生活を営むための 場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メ ートルに当該共同生活室が属するユニッ トの利用者の定員を乗じて得た面積以上 を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(1) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適し たものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、身体の不自由な者が使用する のに適したものとすること。
- <u>イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。</u> ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上 とすること。
- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な 広さを有し、必要な器械及び器具を備えるこ と。
- <u>エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u>
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の用に供するものでなければならない。ただ し、利用者に対する指定介護予防短期入所療養 介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(()の共同生活室は、医療法施行規則 第21条の4において準用する同令第21条第 3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期

- <u>入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常</u> <u>災害に際して必要な設備を設けることとする。</u>
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期 入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に 規定する介護医療院として必要とされる施設及び 設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス条例第187条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス条例第185条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第187条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第175条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研 修を受講するよう努めなければならない。

6 [略]

(定員の遵守)

第176条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。

(1) [略]

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス条例第187条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第187条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第175条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 [略]

(定員の遵守)

- 第176条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない。
 - (1) 「略]
 - (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合にお

(2) [略]

(従業者の員数)

第184条 [略]

2~8 「略]

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合にお ける第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の 適用については、これらの規定中「1」とあるの は、「0.9」とする。
 - (1) 第198条において準用する第128条の2 に規定する委員会において、利用者の安全並び に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 を図るための取組に関する次に掲げる事項につ いて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を <u>定期的に確認して</u>いること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤 務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等 <u>に資する機器(次</u>号において「介護機器」と いう。)の定期的な点検
 - オ 介護予防特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定 施設従業者間の適切な役割分担を行っているこ
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図る取組により介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽減が行われて いると認められること。

(管理者)

事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその 職務に従事する管理者を置かなければならない。 ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がな い場合は、当該指定介護予防特定施設における他 の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第191条の2 指定介護予防特定施設入居者生活 介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り

いて入院患者の定員及び病室の定員を超えるこ ととなる利用者数

(3) [略]

(従業者の員数)

第184条 [略]

2~8 「略]

(管理者)

第185条 指定介護予防特定施設入居者生活介護 | 第185条 指定介護予防特定施設入居者生活介護 事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその 職務に従事する管理者を置かなければならない。 ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がな い場合は、当該指定介護予防特定施設における他 の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができるものと する。

自立した日常生活を営むことができるよう、口腔 衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じ <u>た口腔衛生の管理</u>を計画的に行わなければならな い。

(協力医療機関等)

第195条 [略]

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は 前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当た っては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を 定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事 業者からの診療の求めがあった場合において診 療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者 の病状が急変した場合等の対応を確認するととも に、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なけ ればならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律第114号)第6条第 17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項 において「第2種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新 型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定す る指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症 をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応 を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場 合においては、当該第2種協定指定医療機関との 間で、新興感染症の発生時等の対応について協議 を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院し た後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能 となった場合においては、再び当該指定介護予防 特定施設に速やかに入居させることができるよう に努めなければならない。

7 [略]

(記録の整備)

第197条 [略]

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、

(協力医療機関等)

第195条 [略]

2 [略]

(記録の整備)

第197条 [略]

利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活 介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 「略]

- (2) 第190条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第192条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第194条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第47条の3<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(準用)

第198条 第46条の5、第46条の6、第47 条の2から第49条まで、第50条の2の2、第 50条の4<u>から第50条の8まで、第50条の1</u> <u>0</u>から第50条の11まで、第108条の4<u>、第</u> 127条の2及び第128条の2の規定は、指定 介護予防特定施設入居者生活介護の事業について、第48条、第50 条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第 50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防 訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定 施設従業者」と、第50条の4第1項中「第50 条」とあるのは「第193条」と、第127条の 2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所 生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設 従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第209条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活 介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 「略]

- (2) 第189条第2項に規定する利用者の同意等 に係る書類
- (3) 第189条第2項に規定する利用者の同意等 に係る書類
- (4) 第190条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 第192条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第194条第3項に規定する結果等の記録
- (7) 次条において準用する第47条の3<u>に規定する</u> る市町村への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(準用)

第198条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、第50条の2の2、第50条の4から第50条の11まで<u>(第50条の9第2項を除く。)</u>、第108条の4<u>及び第127条の2</u>の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第48条、第50条の2の2第2項、第50条の10の2第1号及び第3号並びに第50条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第50条」とあるのは「第193条」と、第127条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防按定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第209条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第214条 [略]

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居 者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービ ス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第216条第2項<u>の規定による</u>受託介護予防 サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第190条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第192条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第194条第3項<u>の規</u> <u>定による</u>結果等の記録

(準用)

第215条 第46条の5、第46条の6、第47 条の2から第49条まで、第50条の2の2、第 50条の4<u>から第50条の8まで、第50条の1</u> 0から第50条の11まで、第108条の4、第 127条の2、第188条から第191条まで、 第192条及び第194条から第196条までの 規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施 設入居者生活介護の事業について準用する。この 場合において、第48条、第50条の2の2第2 項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指 定介護予防特定施設の従業者」と、第50条の4 第1項中「第50条」とあるのは「第212条」 と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」 と、第50条の6中「指定介護予防訪問入浴介護 事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び 受託介護予防サービス事業所」と、第127条の 2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所 生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用 型介護予防特定施設従業者」と、第190条第2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」 とあるのは「基本サービスを」と、第194条中

第214条 「略]

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居 者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービ ス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第216条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3<u>に規定す</u> る市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第190条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第192条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第194条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録

(準用)

第215条 第46条の5、第46条の6、第47 条の2から第49条まで、第50条の2の2、第 50条の4から第50条の11まで(第50条の 9第2項を除く。)、第108条の4、第127 条の2、第188条から第192条まで及び第1 94条から第196条までの規定は、外部サービ ス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の 事業について準用する。この場合において、第4 8条、第50条の2の2第2項並びに第50条の 10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設 の従業者」と、第50条の4第1項中「第50条 | とあるのは「第212条| と、「介護予防訪問 入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用 型介護予防特定施設従業者」と、第50条の6中 「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは 「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービ ス事業所」と、第127条の2第2項第1号及び 第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」と あるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設 従業者」と、第190条第2項中「指定介護予防 特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サ ービスを」と、第194条中「指定介護予防特定

「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とある のは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 介護予防福祉用具貸与事業所」という。) ごとに 置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)第4条第1項に規 定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。) の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 「略]

(管理者)

第220条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福 祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の 事業所、施設等の職務に従事することができるも のとする。

(掲示及び目録の備え付け)

- 第227条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所 に、第223条に規定する重要事項に関する規程 の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項(以下この条において 単に「重要事項」という。) を掲示しなければな らない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項 を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則とし て、重要事項をウェブサイトに掲載しなければな らない。

4 「略]

(記録の整備)

第228条 「略]

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に 対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。

施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス 」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第219条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行 | 第219条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行 う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定 介護予防福祉用具貸与事業所」という。) ごとに 置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令 第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をい う。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2 以上とする。

2 「略]

(管理者)

第220条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福 祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一 敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

(掲示及び目録の備え付け)

- 第227条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所 に、第223条に規定する重要事項に関する規程 の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示しなければなら ない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規 定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えること ができる。

「略] 3

(記録の整備)

第228条 「略〕

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に 対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (2) 第231条第9号の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第226条第4項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第47条の3の規定に よる市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第50条の8第2項の 規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (7) [略]

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第231条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予 第231条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予 防福祉用具貸与の方針は、第218条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づ き、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大 臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定す る特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具 (以下「対象福祉用具」という。) に係る指定 用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定 介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できる ことについて十分な説明を行った上で、利用者 の当該選択に当たって必要な情報を提供すると ともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付 けた指定介護予防サービス等の担当者その他の 関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏ま え、提案を行うものとする。
- (5) 「略]
- (6)[略]
- (7)[略]
- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き 身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(10) [略]

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

- (1) 次条において準用する第46条の13第2項 に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
- (2) 第226条第4項に規定する結果等の記録
- (3) 次条において準用する第47条の3に規定す る市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第50条の8第2項に 規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第50条の10第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
- (6) [略]

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

防福祉用具貸与の方針は、第218条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づ き、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4)「略]
- (5)「略]
- (6) [略]

「略] (7)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第232条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第244条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

$2 \sim 4$ 「略]

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6~8 [略]

(管理者)

第235条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、指定特定介護予防福祉用 具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に 従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

(記録の整備)

第240条 [略]

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用 者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第237条<u>の規定による</u>提供した具体的なサ ービスの内容等の記録
 - (2) 第243条第8号の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第47条の3<u>の規定に</u> よる市町村への通知に係る記録
 - (<u>4</u>) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による</u>苦情の内容等の記録

第232条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第244条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

$2 \sim 4$ 「略]

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与 計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に 応じ、<u>当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況</u> の把握(以下この条において「モニタリング」と いう。) を行うものとする。

6~8 [略]

(管理者)

第235条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、指定特定介護予防福祉用 具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に 従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設 等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第240条 [略]

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用 者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第237条<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第47条の3<u>に規定する</u> る市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録

- (5) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (6) [略]

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方 針)

- 第243条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介 | 第243条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介 護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところ によるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用 具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護 予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用 具販売のいずれかを選択できることについて十 分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当 たって必要な情報を提供するとともに、医師、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予 防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予 防サービス等の担当者その他の関係者の意見及 び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う ものとする。

(4) [略]

- (5) 「略]
- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用 具販売の提供に当たっては、利用者等からの要 請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を 確認するよう努めるとともに、必要な場合は、 使用方法の指導、修理等を行うよう努めるもの とする。
- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当た っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- (9) 「略]

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第244条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指 定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、 特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特 定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達 成状況の確認を行うものとする。

(電磁的記録等)

- (4) 次条において準用する第50条の10第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
- (5) [略]

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方 針)

- 護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところ によるものとする。
 - (1) (2) 「略]

(3) 「略]

(4) 「略]

(5) 「略]

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成) 第244条 [略] $2 \sim 4$ 「略]

(電磁的記録等)

第245条 指定介護予防サービス事業者及び指定 介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保 存その他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知 覚によって認識することができる情報が記載され た紙その他の有体物をいう。以下この条において 同じ。) で行うことが規定されている又は想定さ れるもの(第46条の5第1項(第54条の5、 第66条、第76条、第85条、第111条、第 130条(第147条において準用する場合を含 む。)、第152条の3、第152条の10、第 162条(第177条において準用する場合を含 む。)、第198条、第215条、第229条、 第232条の3及び第241条において準用する 場合を含む。)及び第190条第1項(第215 条において準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。) については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録により行うことが できる。

第245条 指定介護予防サービス事業者及び指定 介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保 存その他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知 覚によって認識することができる情報が記載され た紙その他の有体物をいう。以下この条において 同じ。) で行うことが規定されている又は想定さ れるもの(第46条の5第1項(第54条の5、 第66条、第76条、第85条、第111条、第 130条(第147条において準用する場合を含 む。)、第152条の3、第152条の10、第 162条(第177条において準用する場合を含 む。)、第198条、第215条、第229条、 第232条の3及び第241条において準用する 場合を含む。)及び第190条第1項(第215 条において準用する場合を含む。)並びに次項に 規定するものを除く。) については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識すること <u>ができない方式で作られる記録であって、電子計</u> 算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

2 「略]

2 [略]

(さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部改正)

第7条 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務

に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看 護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事

改正前

(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介 護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管 理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看 護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷 業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

2·3 「略]

(記録の整備)

第65条 「略]

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対す る指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (5) 第68条第9号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 次条において準用する第47条の3の規定に よる市町村への通知に係る記録
- (7) 次条において準用する第50条の8第2項の 規定による苦情の内容等の記録
- (8) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

方針は、第55条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。

 $(1)\sim(7)$ 「略]

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(10) 「略]

[略] (11)

(12)「略〕

(13)「略〕

(14)「略]

(15) [略]

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規 定する介護予防訪問看護計画書の変更について 準用する。

地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

2 • 3 「略]

(記録の整備)

第65条 「略]

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対す る指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4) 次条において準用する第46条の13第2項 に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
- (5) 次条において準用する第47条の3に規定す る市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第50条の8第2項に 規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第50条の10第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第68条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の | 第68条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の 方針は、第55条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。

 $(1)\sim(7)$ 「略]

(8)「略]

[略] (9)

[10] 「略]

[11] [略]

(12)「略]

(13)[略]

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規 定する介護予防訪問看護計画書の変更について 準用する。

(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第69条 [略]

2·3 「略]

4 <u>前条第17号</u>の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

(従業者)

第71条 [略]

2 [略]

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が 法第115条の11の規定により準用される法第 72条第1項の規定により法第53条第1項本文 の指定があったものとみなされた介護老人保健施 設又は介護医療院である場合については、さいた ま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び に運営の基準に関する条例(平成24年さいたま 市条例第71号。第105条第4項及び第155 条第1項第1号において「介護老人保健施設条例 」という。) 第3条又はさいたま市介護医療院の 人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条 例(平成30年さいたま市条例第29号。第10 5条第4項及び第155条第1項第4号において 「介護医療院条例」という。)第4条に規定する 人員に関する基準を満たすことをもって、前項に 規定する基準を満たしているものとみなすことが できる。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が 指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス条例第72条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第72条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすことをもって、前3項に対する基準を満たすことをもって、前3項に対するように対する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護 予防訪問看護を担当する医療機関である場合に あっては、第2号から第6号まで及び第10号 から第14号までの規定にかかわらず、介護予 防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書 の作成及び提出は、診療録その他の診療に関す る記録(以下「診療記録」という。)への記載 をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第69条 [略]

2·3 「略]

4 <u>前条第15号</u>の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

(従業者)

第71条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が 指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス条例第72条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス条例第71条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第72条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たすことをもっとみなすことができる。 (記録の整備)

第75条 [略]

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第78条第11号の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3<u>の規定に</u> よる市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的 取扱方針)

第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの 提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 が行うものとし、その方針は、第70条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基 づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 「略]

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) [略]

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問

(記録の整備)

第75条 [略]

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 次条において準用する第47条の3<u>に規定する</u> る市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的 取扱方針)

第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの 提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 が行うものとし、その方針は、第70条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基 づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 「略]

(5) 「略]

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問

リハビリテーション計画を作成した場合については、第113条第2号から<u>第65</u>までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 「略]

(9) [略]

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供 に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

<u>(15)</u> [略]

(16) 「略]

(17) 第1号から<u>第15号</u>までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第84条 「略]

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用 者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (2) 第87条第1項第4号、第2項第4号及び第 3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第47条の3<u>の規定に</u> よる市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

リハビリテーション計画を作成した場合については、第113条第2号から<u>第55</u>までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) [略]

(8) [略]

- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) 「略]
- (14) 第1号から<u>第12号</u>までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第84条 「略]

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用 者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において準用する第46条の13第2項 <u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (2) 次条において準用する第47条の3<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによ るものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当た っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対す る指導又は助言については、療養上必要な事項 等を記載した文書を交付するよう努めなければ ならない。
 - (6) [略]
 - (7) [略]
 - (8)[略]
 - (9) 「略]
- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の | 方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当た っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (5) 「略]
 - (6) 「略]
 - (7) [略]
 - (8)「略]
 - (9) [略]
- 3 歯科衛牛士又は管理栄養士の行う指定介護予防 3 歯科衛牛士又は管理栄養士の行う指定介護予防 居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところに よるものとする。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当た っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

- 第87条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居 第87条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居 宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによ るものとする。
 - (1) (2) 「略]

- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する 指導又は助言については、療養上必要な事項等 を記載した文書を交付するよう努めなければな らない。
- (4) 「略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7)「略]
- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の 方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]

- 「略〕 (3)
- (4) 「略]
- (5) [略]
- 「略〕 (6)
- [略] (7)
- 居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところに よるものとする。
 - (1) (2) 「略]

(5) [略]

(6) [略]

(従業者の員数)

第105条 [略]

2·3 「略]

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が 法第115条の11の規定により準用される法第 72条第1項の規定により法第53条第1項本文 の指定があったものとみなされた介護老人保健施 設又は介護医療院である場合については、介護老 人保健施設条例第3条又は介護医療院条例第4条 に規定する人員に関する基準を満たすことをもっ て、前項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が 指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せ て受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第12 4条第1項から<u>第4項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する 基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第110条 「略]

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 <u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第113条第11号の規定による身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第47条の3<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第50条の8第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的 取扱方針) (3) [略]

(4) 「略]

(従業者の員数)

第105条 [略]

2 • 3 「略]

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が 指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せ て受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第12 4条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する 基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第110条 「略]

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第46条の13第2項 <u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 次条において準用する第47条の3<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第50条の8第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第50条の10第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的 取扱方針) 第113条 指定介護予防通所リハビリテーション の方針は、第104条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる ところによるものとする。

(1)~(4) 「略]

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受 けていた医療機関から退院した利用者に係る介 護予防通所リハビリテーション計画の作成に当 たっては、当該医療機関が作成したリハビリテ ーション実施計画書等により、当該利用者に係 るリハビリテーションの情報を把握しなければ ならな<u>い。</u>

(6) [略]

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者 が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者 の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーショ ン会議(医師が参加した場合に限る。)の開催 等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望 及びその置かれている環境に関する情報を構成 員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーションの目標及 び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供 内容について整合性のとれた介護予防通所リハ ビリテーション計画を作成した場合については、 第78条第2号から第6号までに規定する介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を満たすことをもって、第2号から前号までに 規定する基準を満たしているものとみなすこと ができる。

(8) [略]

「略〕 (9)

- (10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供 に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(12) [略]

(13)「略]

(14) [略]

(15)「略]

- (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規 定する介護予防通所リハビリテーション計画の 変更について準用する。
- 第155条 指定介護予防短期入所療養介護事業所 | 第155条 指定介護予防短期入所療養介護事業所 の設備に関する基準は、次のとおりとする。

第113条 指定介護予防通所リハビリテーション の方針は、第104条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる ところによるものとする。

(1)~(4) 「略]

「略] (5)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者 が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者 の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーショ ン会議(医師が参加した場合に限る。)の開催 等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望 及びその置かれている環境に関する情報を構成 員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーションの目標及 び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供 内容について整合性のとれた介護予防通所リハ ビリテーション計画を作成した場合については、 第78条第2号から第5号までに規定する介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を満たすことをもって、第2号から前号までに 規定する基準を満たしているものとみなすこと ができる。

「略] (7)

(8)[略]

(9)「略]

「略〕 (10)

(11)「略〕

(12)「略]

- (13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規 定する介護予防通所リハビリテーション計画の 変更について準用する。
- の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入 所療養介護事業所にあっては、法に規定する介 護老人保健施設として必要とされる施設及び設 備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保 健施設条例第42条に規定するユニット型介護 老人保健施設をいう。以下同じ。) に関するも のを除く。)を有することとする。

$(2) \cdot (3)$ 「略]

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養 介護事業所にあっては、法に規定する介護医療 院として必要とされる施設及び設備(ユニット 型介護医療院(介護医療院条例第43条に規定 するユニット型介護医療院をいう。第172条 及び第176条において同じ。) に関するもの を除く。)を有することとする。

2 • 3 「略] (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入 所療養介護事業所にあっては、法に規定する介 護老人保健施設として必要とされる施設及び設 備(ユニット型介護老人保健施設(さいたま市 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営の基準に関する条例(平成24年さいたま 市条例第71号)第42条に規定するユニット 型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関 するものを除く。)を有することとする。

(2) • (3) 「略]

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養 介護事業所にあっては、法に規定する介護医療 院として必要とされる施設及び設備(ユニット 型介護医療院(さいたま市介護医療院の人員、 施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年さいたま市条例第29号) 第43条 に規定するユニット型介護医療院をいう。第1 72条及び第176条において同じ。)に関す るものを除く。)を有することとする。

2 • 3 「略]

(さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一 部改正)

第8条 さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 (平成26年さいたま市条例第87号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (基本方針) (基本方針)

第2条 「略]

2 • 3 「略〕

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当た っては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、 法第115条の46第1項に規定する地域包括支 援センター(以下「地域包括支援センター」とい う。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第20条の7の2に規定する老人介護支援セン ター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予

第2条 「略]

2 · 3 「略]

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当た っては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、 法第115条の46第1項に規定する地域包括支 援センター、老人福祉法(昭和38年法律第13 3号)第20条の7の2に規定する老人介護支援 センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介 護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する

防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護 保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第51条の17第1項第1号に規定する指 定特定相談支援事業者等との連携に努めなければ ならない。

5 • 6 「略]

(従業者の員数)

第4条 [略]

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が3 該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事 業者の指定を併せて受け、又は法第115条の2 3第3項の規定により地域包括支援センターの設 置者である指定介護予防支援事業者から委託を受 けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定 介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第 26号において同じ。)を行う場合にあっては、 当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の 数に当該事業所における指定介護予防支援の利用 者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項に おいて同じ。)が44又はその端数を増すごとに 1とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事 業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和 34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会と いう名称で設立された法人をいう。) が運用及び 管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅 サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続 された居宅サービス計画の情報の共有等のための 情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配 置している場合における第1項に規定する員数の 基準は、利用者の数が49又はその端数を増すこ とに1とする。

(管理者)

第5条 「略]

- 2 「略]
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従 事する者でなければならない。ただし、次に掲げ る場合は、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に 支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 「略]

指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、 介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第51条の17第1項第1号に規定す る指定特定相談支援事業者等との連携に努めなけ ればならない。

5 • 6 「略]

(従業者の員数)

第4条 「略]

5又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 「略]

- 2 「略]
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従 事する者でなければならない。ただし、次に掲げ る場合は、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務 に従事する場合(その管理する指定居宅介護支 援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 「略〕

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ の家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定 する基本方針及び利用者の希望に基づき作成され るものであり、利用者は複数の指定居宅サービス 事業者等を紹介するよう求めることができること 等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援 事業所において作成された居宅サービス計画の総 数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及 び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた 居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間 に当該指定居宅介護支援事業所において作成され た居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等 ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業 者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理 解を得るよう努めなければならない。

4 「略]

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したもの

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス 計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希 望に基づき作成されるものであり、利用者は複数 の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求め ることができること、前6月間に当該指定居宅介 護支援事業所において作成された居宅サービス計 画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具 貸与及び地域密着型通所介護(以下この項におい て「訪問介護等」という。) がそれぞれ位置付け られた居宅サービス計画の数が占める割合、前6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成 された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介 護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス 事業者又は指定地域密着型サービス事業者によっ て提供されたものが占める割合等につき説明を行 い、理解を得なければならない。

3 「略]

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

を交付する方法

6 「略]

- 定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を いう。
- 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定によ り第1項に規定する重要事項を提供しようとする ときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家 族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種 類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承 諾を得なければならない。
 - (1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護 支援事業者が使用するもの
 - (2) 「略]
- 9 「略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規 | 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規 定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針 に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな らない。
 - (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、そ の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ ならない。
 - (3)~(13) 「略]
 - (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事 業者等から利用者に係る情報の提供を受けたと きその他必要と認めるときは、利用者の服薬状 況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の 状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利 用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提 供するものとする。
 - (14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施 状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅 サービス事業者等との連絡を継続的に行うこと とし、特段の事情のない限り、次に定めるとこ ろにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接する こと。
 - イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪

5_ 「略]

- 7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指 定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を いう。
 - 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定によ り第1項に規定する重要事項を提供しようとする ときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家 族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種 類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承 諾を得なければならない。
 - (1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護 支援事業者が使用するもの
 - (2) 「略]
 - 「略] 8

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針 に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]

(3)~(13) 「略]

- (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事 業者等から利用者に係る情報の提供を受けたと きその他必要と認めるときは、利用者の服薬状 況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の 状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利 用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師 又は薬剤師に提供するものとする。
- (4) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施 状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅 サービス事業者等との連絡を継続的に行うこと とし、特段の事情のない限り、次に定めるとこ ろにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪 問し、利用者に面接すること。

問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (7) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行う</u> <u>ことについて、文書により利用者の同意を</u> 得ていること。
- (f) サービス担当者会議等において、次に掲 <u>げる事項について主治の医師、担当者その</u> 他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して 意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等 を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

<u>ウ</u> [略]

(15)~(25) [略]

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) 「略]

(掲示)

- 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要 事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備等)

第31条 [略]

イ [略]

(15)~(25) 「略]

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の 23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援 事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受 けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当 該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護 支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなけ ればならない。

(27) 「略]

(掲示)

- 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介、護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
 - 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備等)

|第31条 [略]

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指 定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (<u>4</u>) 第18条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る 記録
 - (5) 第28条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (6) 第29条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
 - (7) [略]

(準用)

第32条 第2条及び前章 (第16条並びに第28 条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該 当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定 する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。) の事業について準用する。この場合において、第 12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条 第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計 画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支 援事業者に支払われる場合に係るものを除く。) 」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居 宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例 居宅介護サービス計画費(法第47条第3項に規 定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下 同じ。)の支給」と、「居宅介護サービス計画費 の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費 の額」と、前条第2項第7号中「居宅介護サービ ス計画費」とあるのは「特例居宅介護サービス計 画費」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されて準用する場合を含む。)及び第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。)及び第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指 定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第18条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
 - (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) [略]

(準用)

第32条 第2条及び前章(第16条並びに第28 条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該 当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定 する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。) の事業について準用する。この場合において、第 12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条 第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計 画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支 援事業者に支払われる場合に係るものを除く。) 」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居 宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例 居宅介護サービス計画費(法第47条第3項に規 定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下 同じ。)の支給」と、「居宅介護サービス計画費 の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費 の額」と、前条第2項第6号中「居宅介護サービ ス計画費」とあるのは「特例居宅介護サービス計 画費」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもので行うことが規定されている又は想定されるもので行うことが規定されて準用する場合を含む。)及び第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。)及び第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。)を可に次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式 で作られる記録であって、電子計算機による情報 処理の用に供されるものをいう。) により行うこ とができる。

2 「略]

「略]

(さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一 部改正)

第9条 さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例 (平成26年さいたま市条例第88号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(従業者の員数)

- 第4条 地域包括支援センターの設置者である指定 介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ご とに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当 たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援 に関する知識を有する職員(以下「担当職員」と
- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支 援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上 の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な 数の介護支援専門員を置かなければならない。

いう。)を置かなければならない。

(管理者)

- る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」とい う。) ごとに常勤の管理者を置かなければならな V
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護 予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、 専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障が ない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の 職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者 である地域包括支援センターの職務に従事するこ とができるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支

改正前

(従業者の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係 る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」とい う。) ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の 提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護 予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当 職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係 | 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければな らない。
 - 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事 する者でなければならない。ただし、指定介護予 防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指 定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は 当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援 センターの職務に従事することができるものとす

援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者で なければならない。ただし、次に掲げる場合は、 この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業 所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に 支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 「略]

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ の家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に 規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成 されるものであり、利用者は複数の指定介護予防 サービス事業者(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) 等を紹介するよう求めることができること等につ き説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ の家族に対し、利用者について、病院又は診療所 に入院する必要が生じた場合には、担当職員<u>(指</u> 定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事 業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この 節及び次節において同じ。)の氏名及び連絡先を 当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければな らない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 電磁的記錄媒体(電磁的記錄(電子的方式、

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 「略]

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サー ビス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者 の希望に基づき作成されるものであり、利用者は 複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条 第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を いう。以下同じ。)等を紹介するよう求めること ができること等につき説明を行い、理解を得なけ ればならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ の家族に対し、利用者について、病院又は診療所 に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏 名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう 求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ

磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。第35条第1項において同じ。) に係 る記録媒体をいう。)をもって調製するファイ ルに第1項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法

5~8 [略]

(利用料等の受領)

第12条 「略]

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支 援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定 により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を 訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それ に要した交通費の支払を利用者から受けることが できる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支 援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサー ビスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又 はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を得なければ ならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

定介護予防支援について前条第1項の利用料の支 払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載し た指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して 交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 定介護予防支援事業者は、法第115条の23第 3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託 する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保 を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ (2)に規定する地域包括支援センター運営協議会 をいう。)の議を経なければならないこと。

(2) • (3) 「略]

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指 定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門 員が、第2条並びにこの節及び次節(第32条 第29号の規定を除く。)の規定を遵守するよ う措置させなければならないこと。

れらに準じる方法により一定の事項を確実に記 <u>録しておくことが</u>できる物をもって調製するフ ァイルに第1項に規定する重要事項を記録した ものを交付する方法

5~8 [略]

(利用料等の受領)

第12条 「略]

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指 定介護予防支援について前条の利用料の支払を受 けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定 介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付し なければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第14条 地域包括支援センターの設置者である指 | 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115 条の23第3項の規定により指定介護予防支援の 一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。
 - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保 を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3 6号) 第140条の66第1号口(2)に規定する 地域包括支援センター運営協議会をいう。)の 議を経なければならないこと。
 - (2) (3) 「略]
 - (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指 定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門 員が、第2条並びにこの節及び次節の規定を遵 守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

- 防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項(以下 この条において単に「重要事項」という。)を掲 示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載し た書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、前項の規定による掲示に代えること ができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要 事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備等)

第30条 「略]

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指 定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載し た介護予防支援台帳

ア~ウ 「略]

エ 第32条第15号の規定による評価の結果 の記録

才 「略]

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(第32条 第2号の2及び第2号の3において「身体的拘 東等」という。) の態様及び時間、その際の利 用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 の記録
- (4) 第17条の規定による市町村への通知に係る
- (5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の 記録
- (6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- (7) [略]

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規 定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針 に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

(掲示)

- 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予 防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示 しなければならない。
 - 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事 項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 に閲覧させることにより、同項の規定による掲示 に代えることができる。

(記録の整備等)

第30条 「略〕

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指 定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載し た介護予防支援台帳

ア~ウ 「略]

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の 記録

才 「略]

- (3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事 故に際して採った処置についての記録
- (6) [略]

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- |第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規 定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針 に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) (2) 「略]

体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)~(15) 「略]

- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の 把握(以下「モニタリング」という。)に当た っては、利用者及びその家族、指定介護予防サ ービス事業者等との連絡を継続的に行うことと し、特段の事情のない限り、次に定めるところ により行わなければならない。
 - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の 翌月から起算して3月に1回、利用者に面接 すること。
 - イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
 - (7) テレビ電話装置等を活用して面接を行う ことについて、文書により利用者の同意を 得ていること。
 - (4) サービス担当者会議等において、次に掲 <u>げる事項について主治の医師、担当者その</u> 他の関係者の合意を得ていること。
 - <u>a</u> 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用 したモニタリングでは把握できない情報 について、担当者から提供を受けること
 - ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用 者の状況に著しい変化があったときは、利用 者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - 工 利用者の居宅を訪問しない月 (イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。) においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。) を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努め

(3)~(15) [略]

- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の 把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の 翌月から起算して3月に1回及びサービスの 評価期間が終了する月並びに利用者の状況に 著しい変化があったときは、利用者の居宅を 訪問し、利用者に面接すること。

利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施

るとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

才 [略]

[略]

② 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防 支援事業者は、法第115条の30の2第1項 の規定により市町村長から情報の提供を求めら れた場合には、その求めに応じなければならな い。

(準用)

第34条 第2条及び前章(第15条並びに第27 条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該 当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定 する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。) の事業について準用する。この場合において、第 12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条 第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計 画費をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支 援事業者に支払われる場合に係るものを除く。) 」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介 護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例 介護予防サービス計画費(法第59条第3項に規 定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下 同じ。)の支給」と、「介護予防サービス計画費 の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費 の額」と、第30条第2項第7号中「介護予防サ ービス計画費」とあるのは「特例介護予防サービ ス計画費」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されて準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)をび第32条第26号(第34条において進用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

すること。

<u>ウ</u> [略] (17)~(28) [略]

(準用)

第34条 第2条及び前章 (第15条並びに第27 条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該 当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定 する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。) の事業について準用する。この場合において、第 12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条 第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計 画費をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支 援事業者に支払われる場合に係るものを除く。) 」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介 護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例 介護予防サービス計画費(法第59条第3項に規 定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下 同じ。)の支給」と、「介護予防サービス計画費 の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費 の額」と、第30条第2項第6号中「介護予防サ ービス計画費」とあるのは「特例介護予防サービ ス計画費」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予 防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他こ れらに類するもののうち、この条例の規定におい て書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その他 の有体物をいう。以下この条において同じ。) で 行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。) 及び第32条第26号(第34条において準用 する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを 除く。)については、書面に代えて、当該書面に 係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式 で作られる記録であって、電子計算機による情報 処理の用に供されるものをいう。) により行うこ とができる。

2 「略]

2 「略]

(さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第10条 さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年さいたま市条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(提供開始に当たっての説明及び同意)

第6条 [略]

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその 家族からの申出があった場合には、前項の規定に よる文書の交付に代えて、第5項で定めるところ により、当該入所申込者又はその家族の承諾を得 て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であって次に掲げるもの(以下この条 において「電磁的方法」という。)により提供す ることができる。この場合において、当該指定介 護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみ なす。
 - (1) [略]
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ 「略]

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定 介護福祉施設サービスの提供を行っているときに 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場 合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲 げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医

改正前

(提供開始に当たっての説明及び同意)

第6条 [略]

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその 家族からの申出があった場合には、前項の規定に よる文書の交付に代えて、第5項で定めるところ により、当該入所申込者又はその家族の承諾を得 て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であって次に掲げるもの(以下この条 において「電磁的方法」という。)により提供す ることができる。この場合において、当該指定介 護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみ なす。
 - (1) 「略]
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3~6 「略]

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定 介護福祉施設サービスの提供を行っているときに 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場 合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲 げる医師との連携方法その他の緊急時等における <u>師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力 医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時 等における対応方法の見直しを行い、必要に応じ て緊急時等における対応方法の変更を行わなけれ ばならない。

(管理者による管理)

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら 当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤 の者でなければならない。ただし、当該指定介護 老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事 業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサ テライト型居住施設の職務に従事することができ る。

(協力医療機関等)

- 第33条 指定介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状</u> の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次</u>の各号に 掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件 を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数 の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求め があった場合において診療を行う体制を、常時 確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当 該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機 関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院 を要すると認められた入所者の入院を原則とし て受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律(平成10 年法律第114号)第6条第17項に規定する第 2種協定指定医療機関(次項において「第2種協 定指定医療機関」という。)との間で、新興感染 症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等 感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同

対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第33条 指定介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために</u>、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。

条第9項に規定する新感染症をいう。次項におい て同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように 努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2 種協定指定医療機関である場合においては、当該 第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の 発生時等の対応について協議を行わなければなら ない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機 関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者 の病状が軽快し、退院が可能となった場合におい ては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに 入所させることができるように努めなければなら ない。

6 「略]

(掲示)

- 第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護 老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、 従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その 他のサービスの選択に資すると認められる重要事 項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した 書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ とにより、前項の規定による掲示に代えることが できる。
- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事 項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定 介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サ ービスの質の向上その他の生産性の向上に資する 取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施 設における入所者の安全並びに介護サービスの質 の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す るための委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。) を定期的に開催し なければならない。

(記録の整備)

第42条 「略〕

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定 | 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定 介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな

2 [略]

(掲示)

- 第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護 老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要 従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他の サービスの選択に資すると認められる重要事項を 掲示しなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項 を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定による掲示に代 えることができる。

(記録の整備)

第42条 「略]

介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな ければならない。

- (1) [略]
- (2) 第12条第2項の規定による提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条の規定による市町村への通知に係る
- (5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の 記録
- (6) 第40条第3項の規定による事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよ う努めなければならない。

<u>6</u> [略]

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、 作成、保存その他これらに類するもののうち、こ の条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形 等人の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第9条第1項(第54条にお いて準用する場合を含む。)及び第12条第1項 (第54条において準用する場合を含む。)並び に次項に規定するものを除く。) については、書 面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行 うことができる。

2 「略〕 ければならない。

- (1) 「略]
- (2) 第12条第2項に規定する提供した具体的な サービスの内容等の記録
- (3) 第15条第5項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条に規定する市町村への通知に係る記
- (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記
- (6) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事 故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 [略]

(電磁的記録等)

作成、保存その他これらに類するもののうち、こ の条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形 等人の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定されている又 は想定されもの(第9条第1項(第54条におい て準用する場合を含む。)及び第12条第1項(第54条において準用する場合を含む。) 並びに 次項に規定するものを除く。) については、書面 に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるものを いう。)により行うことができる。

2 「略]

(さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条 例の一部改正)

第11条 さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関 する条例(平成24年さいたま市条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(条例で定める従業者の員数)

第3条 「略]

 $2 \sim 5$ 「略]

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわら ず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該 施設を設置しようとする者により設置される当該 施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院 又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」とい う。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設と は別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の 支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健 施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療 法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若 しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、 次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の 処遇が適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。

(1) • (2) [略]

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100 以上の病院の場合に限る。)

7 「略]

(提供開始に当たっての説明及び同意)

第6条 [略]

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族 からの申出があった場合には、前項の規定による 文書の交付に代えて、第5項で定めるところによ り、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、 当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す 改正前

(条例で定める従業者の員数)

第3条 [略] 2~5 [略]

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわら ず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該 施設を設置しようとする者により設置される当該 施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院 又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」とい う。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設と は別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の 支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健 施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療 法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若 しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、 次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の 処遇が適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。

(1) • (2) [略]

(3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) <u>又は介護支援</u> 専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

7 [略]

(提供開始に当たっての説明及び同意)

第6条 [略]

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族 からの申出があった場合には、前項の規定による 文書の交付に代えて、第5項で定めるところによ り、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、 当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す る方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 「略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。) に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ [略]

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病 状からみて当該介護老人保健施設において自ら必 要な医療を提供することが困難であると認めたと きは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診 療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師 の対診を求める等診療について適切な措置を講じ なければならない。

 $2 \sim 4$ 「略〕

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該 介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でな ければならない。ただし、当該介護老人保健施設 の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとし、管理者 が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この 条において同じ。) に従事する場合であって、当 該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライ ト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定 施設(さいたま市指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平 成24年さいたま市条例第73号)第131条第 4項に規定するサテライト型特定施設をいう。) 又はサテライト型居住施設(同条例第152条第 4項に規定するサテライト型居住施設をいう。) の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設に おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように、次に掲げる措置を講じなければなら る方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 「略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ [略]

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病 状からみて当該介護老人保健施設において自ら必 要な医療を提供することが困難であると認めたと きは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所 への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対 診を求める等診療について適切な措置を講じなけ ればならない。

 $2 \sim 4$ 「略]

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該 介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でな ければならない。ただし、当該介護老人保健施設 の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他 の事業所、施設等の職務に従事することができる ものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設 に限る。以下この条において同じ。) に従事する 場合であって、当該本体施設の管理上支障のない 場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、 サテライト型特定施設(さいたま市指定地域密着 型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例(平成24年さいたま市条例第73 号) 第131条第4項に規定するサテライト型特 定施設をいう。) 又はサテライト型居住施設(同 条例第152条第4項に規定するサテライト型居 住施設をいう。) の職務に従事することができる ものとする。

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設に おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように、次に掲げる措置を講じなければなら ない。

- (1) 当該介護老人保健施設における感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- (2) 当該介護老人保健施設における感染症<u>及び</u>食 中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。
- (3) (4) 「略]

(協力医療機関等)

- 第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を</u>定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当 該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関そ の他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要 すると認められた入所者の入院を原則として受 け入れる体制を確保していること。
- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律(平成10年法 律第114号)第6条第17項に規定する第2種 協定指定医療機関(次項において「第2種協定指 定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染 症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第 9項に規定する新感染症をいう。次項において同 じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努め なければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が、第2種 協定指定医療機関である場合においては、当該第 2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発

ない。

- (1) 当該介護老人保健施設における感染症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における感染症<u>又は</u>食 中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。
- (3) (4) 「略]

(協力病院)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。

<u>生</u>時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 [略]

(掲示)

- 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、<u>重要事項</u>を記載した書面 を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項を ウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人 保健施設における業務の効率化、介護サービスの 質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促 進を図るため、当該介護老人保健施設における入 所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職 員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催しなければなら ない。

(記録の整備)

第41条 「略]

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健 施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第11条第4項<u>の規定による</u>居宅において日 常生活を営むことができるかどうかについての 検討の内容等の記録
 - (3) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 [略]

(掲示)

- 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 「略]

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 第11条第4項<u>に規定する</u>居宅において日常 生活を営むことができるかどうかについての検 討の内容等の記録
 - (3) 第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第15条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 第24条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る 記録
- (6) 第37条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
- (7) 第39条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第51条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 [略]

(電磁的記録等)

- 第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(第53条において準用する場合を含む。)及び第12条第1項(第53条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 「略]

- (4) 第15条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 第24条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
- (6) 第37条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
- (7) 第39条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第51条 [略]

 $2 \sim 4$ [略]

5 [略]

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作 成、保存その他これらに類するもののうち、この 条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記 載された紙その他の有体物をいう。以下この条に おいて同じ。) で行うことが規定されている又は 想定されるもの(第9条第1項(第53条におい て準用する場合を含む。)及び第12条第1項(第53条において準用する場合を含む。)並びに 次項に規定するものを除く。) については、書面 に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られる記録であって 電子計算機による情報処理の用に供されるものを <u>いう。)</u>により行うことができる。

2 [略]

(さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年さいたま市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 「略]

- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの 申出があった場合には、前項の規定による文書の 交付に代えて、第5項で定めるところにより、当 該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文 書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 であって次に掲げるもの(以下この条において「 電磁的方法」という。)により提供することがで きる。この場合において、当該介護医療院は、当 該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 「略]
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ [略]

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状から みて当該介護医療院において自ら必要な医療を提 供することが困難であると認めたときは、<u>協力医</u> 療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院 のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求め る等診療について適切な措置を講じなければなら ない。

 $2 \sim 4$ [略]

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第73号)第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同条例

改正前

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 「略]

- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの 申出があった場合には、前項の規定による文書の 交付に代えて、第5項で定めるところにより、当 該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文 書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 であって次に掲げるもの(以下この条において「 電磁的方法」という。)により提供することがで きる。この場合において、当該介護医療院は、当 該文書を交付したものとみなす。
 - (1) [略]
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ 「略]

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状から みて当該介護医療院において自ら必要な医療を提 供することが困難であると認めたときは、<u>協力病</u> 院その他適当な病院若しくは診療所への入院のた めの措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等 診療について適切な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ [略]

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第73号)第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型

第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 [略]

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症 又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該介護医療院における感染症<u>及び</u>食中毒の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該介護医療院における感染症<u>及び</u>食中毒の 予防及びまん延の防止のための指針を整備する こと。
 - (3) (4) [略]
- 3 [略]

(協力医療機関等)

- 第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当 該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の 医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると 認められた入所者の入院を原則として受け入れ る体制を確保していること。
- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関 との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応 を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、 市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平成10年法律第1 14号)第6条第17項に規定する第2種協定指 定医療機関(次項において「第2種協定指定医療 機関」という。)との間で、新興感染症(同条第

居住施設(同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 [略]

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症 又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該介護医療院における感染症<u>又は</u>食中毒の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該介護医療院における感染症<u>又は</u>食中毒の 予防及びまん延の防止のための指針を整備する こと。
 - (3) (4) [略]
- 3 「略]

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。

- 7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定 医療機関である場合においては、当該第2種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の 医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び 当該介護医療院に速やかに入所させることができ るように努めなければならない。

6 [略]

(掲示)

- 第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 介護医療院は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該 介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関 係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定 による掲示に代えることができる。
- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブ サイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第52条 「略]

 $2 \sim 4$ [略]

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型 施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなけ ればならない。
- 6 [略]

2 [略]

(掲示)

- 第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 介護医療院は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した 書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これを いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 <u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(勤務体制の確保等) 第52条 [略] 2~4 [略]

<u>5</u> [略]

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保 存その他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知 覚によって認識することができる情報が記載され た紙その他の有体物をいう。以下この条において 同じ。) で行うことが規定されている又は想定さ れるもの(第10条第1項(前条において準用す る場合を含む。)及び第13条第1項(前条にお いて準用する場合を含む。) 並びに次項に規定す るものを除く。) については、書面に代えて、当 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方 式その他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られる記録であって、電子計算機に よる情報処理の用に供されるものをいう。) によ り行うことができる。

2 「略]

2 [略]

(さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

- 第13条 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。
 - (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
 - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員

第7条 [略]

数)

 $2 \sim 4$ 「略]

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

改正前

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

$(1)\sim(4)$ 「略]

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第1 11条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、 第65条第1項、<u>第66条第1項</u>、第83条第 6項、第84条第3項及び第85条において同 じ。)

(6)~(10) [略]

(11) [略]

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけれ ばならない。ただし、利用者の処遇に支障がない 場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護</u> 看護事業所の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内に ある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型 訪問介護事業所の職務に従事することができる。

$7 \sim 12$ [略]

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

第10条 「略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介

(1)~(4) 「略]

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第1 11条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、 第65条第1項、<u>第66条</u>、第83条第6項、 第84条第3項及び第85条において同じ。)

(6)~(10) [略]

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成1 8年法律第83号)附則第130条の2第1項 の規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前の介護保険 法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療 養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)

(12) [略]

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけれ ばならない。ただし、利用者の処遇に支障がない 場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 事業所の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある 指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問 介護事業所の職務に従事することができる。

$7 \sim 12$ 「略]

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

第10条 「略]

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介

護看護事業者は、当該文書を交付したものとみな す。

- (1) 「略]
- (2) 電磁的記錄媒体(電磁的記錄(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。第204条第1項において同じ。)に 係る記録媒体をいう。) をもって調製するファ イルに前項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法

3~6 [略]

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体 的取扱方針)

- 第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 | 第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の方針は、次に掲げるところによるものとする。 $(1)\sim(7)$ 「略]
 - (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提 供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動 を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行ってはならない。
 - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(10) 「略]

(11) [略]

(掲示)

- 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項(以下この条において単 <u>に「重要事項」と</u>いう。) を掲示しなければなら ない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ とにより、前項の規定による掲示に代えることが できる。
- 3 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業者 は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載

護看護事業者は、当該文書を交付したものとみな す。

- (1) 「略]
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ れらに準じる方法により一定の事項を確実に記 録しておくことができる物をもって調製するフ ァイルに前項に規定する重要事項を記録したも のを交付する方法

 $3 \sim 6$ 「略]

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体 的取扱方針)

者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の方針は、次に掲げるところによるものとする。 $(1)\sim(7)$ 「略]

- 「略] (8)
- (9)[略]

(掲示)

- 第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項を掲示しなければならな V 1
 - 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定による掲示に代 えることができる。

しなければならない。

(記録の整備)

第43条 [略]

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) [略]
 - (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 「略]
 - (4) 第27条第10項に規定する訪問看護報告書
 - (5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (<u>6</u>) 第29条<u>の規定による市町村</u>への通知に係る 記録
 - (<u>7</u>) 第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (8) 第41条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 「略]

2 「略]

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業</u> 所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、 当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員 をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(10) 「略]

(11) [略]

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけれ ばならない。ただし、利用者の処遇に支障がない 場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定 期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介 護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問 (記録の整備)

第43条 [略]

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) [略]
 - (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - [3] 「略]
 - (4) 第27条第11項に規定する訪問看護報告書
 - (5) 第29条<u>に規定する市</u>への通知に係る記録
 - (6) 第39条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
 - (7) 第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 [略]

2 [略]

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、 当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員 をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(10) 「略]

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) [略]

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけれ ばならない。ただし、利用者の処遇に支障がない 場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡 回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事 業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護 介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に 対するオペレーションセンターサービスの提供に 支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規 定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サー ビスに従事することができる。

「略]

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定 夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護 事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該 指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて 受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に 運営している場合に限る。) の職務に従事するこ とができるものとし、日中のオペレーションセン ターサービスを実施する場合であって、指定訪問 介護事業者(指定居宅サービス条例第6条第1項 に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定 を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定 訪問介護事業所の職務に従事することができるも のとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(4) 「略]

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

<u>(7)</u> [略]

(8) [略]

(9)「略]

(記録の整備)

第59条 「略]

する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 | 看護事業所の職務に従事することができる。

当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対す るオペレーションセンターサービスの提供に支障 がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定に かかわらず、オペレーターは、随時訪問サービス に従事することができる。

「略]

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定 夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護 事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、 施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の 指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の 事業所、施設等と一体的に運営している場合に限 る。) の職務に従事することができるものとし、 日中のオペレーションセンターサービスを実施す る場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅 サービス条例第6条第1項に規定する指定訪問介 護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体 的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務 に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜 | 第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜 間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(4) 「略]

「略] (5)

(6) [略]

(7)「略]

(記録の整備)

第59条 「略]

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対 する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。

- (1) 「略]
- (2) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管 理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第60条の5 「略]

2 · 3 [略]

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護 事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に 指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供す る場合に限る。)には、当該サービスの内容を当 該サービスの提供の開始前に<u>市長</u>に届け出るもの とする。

5 [略]

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び

存しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第29条<u>に規定する市</u> への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管 理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u> にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(設備及び備品等)

第60条の5 「略]

2 · 3 [略]

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護 事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に 指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供す る場合に限る。)には、当該サービスの内容を当 該サービスの提供の開始前に<u>当該指定地域密着型</u> 通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届 け出るものとする。

5 [略]

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

<u>に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>

(7) [略]

(8) [略]

(記録の整備)

第60条の19 「略]

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
 - (7) [略]

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、 第16条から第19条まで、第21条、第23条、 第29条、第33条の2、第35条から第39条 まで、第41条の2、第42条、第54条、第6 0条の2、第60条の4、第60条の5第4項及 び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共 生型地域密着型通所介護の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60条の12に規定する運営規程をいう。第35 条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以 下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。) 」と、第33条の2第2項、第35条第1項並 びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「 共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条 の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密 着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜 間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサー ビスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共一

- (5) [略]
- (6) [略]

(記録の整備)

第60条の19 「略]

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第29条<u>に規定する市</u> への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) [略]

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、 第16条から第19条まで、第21条、第23条、 第29条、第33条の2、第35条から第39条 まで、第41条の2、第42条、第54条、第6 0条の2、第60条の4、第60条の5第4項及 び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共 生型地域密着型通所介護の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60条の12に規定する運営規程をいう。第35 条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以 下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。) 」と、第33条の2第2項、第35条第1項並 びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「 共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条 の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密 着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜 間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサー ビスを提供する場合に限る。) 」とあるのは「共

生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着 型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜 に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提 供する場合」と、第60条の9第4号、第60条 の10第5項、第60条の13第3項及び第4項 並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中 「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の1 9第2項第2号中「次条において準用する第21 条第2項 とあるのは「第21条第2項」と、同 項第4号中「次条において準用する第29条」と あるのは「第29条」と、同項第5号中「次条に おいて準用する第39条第2項」とあるのは「第 39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従 事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

2 • 3 「略]

(設備及び備品等)

第60条の26 「略]

2 • 3 「略]

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に 療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)には、当該サービスの内容を当該サービス の提供の開始前に市長に届け出るものとする。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に 掲げるところによるものとする。

(1) • (2) 「略]

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。

(5) [略]

(6) 「略] 生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着 型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜 に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提 供する場合」と、第60条の9第4号、第60条 の10第5項、第60条の13第3項及び第4項 並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中 「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の1 9第2項第2号中「次条において準用する第21 条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同 項第3号中「次条において準用する第29条」と あるのは「第29条」と、同項第4号中「次条に おいて準用する第39条第2項」とあるのは「第 39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定 | 第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定 療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

2 • 3 「略]

(設備及び備品等)

第60条の26 [略]

2 • 3 「略]

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に 療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)には、当該サービスの内容を当該サービス の提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に 係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に 掲げるところによるものとする。

(1) • (2) 「略]

(3)[略]

(4)「略]

(7) [略]

(記録の整備)

第60条の37 [略]

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指 定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定</u> による提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘 東等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第60条の18第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
 - (8) [略]

(管理者)

- 第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 「略]

(設備及び備品等)

第64条 「略]

2 · 3 「略]

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を 利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合 に限る。)には、当該サービスの内容を当該サー ビスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 [略]

(5) [略]

(記録の整備)

第60条の37 [略]

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指 定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>市 町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第60条の18第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
 - (7) [略]

(管理者)

- 第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 「略]

(設備及び備品等)

第64条 「略]

2 • 3 「略]

- 4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を 利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合 に限る。)には、当該サービスの内容を当該サー ビスの提供の開始前に<u>当該単独型・併設型指定認</u> 知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市 町村長に届け出るものとする。
- 5 「略]

(利用定員等)

第66条 「略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指 定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域 密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条 第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定 する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の 2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サー ビスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防 支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防 支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第8 条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下 同じ。) 若しくは健康保険法等の一部を改正する 法律(平成18年法律第83号)第26条の規定 による改正前の法第48条第1項第3号に規定す る指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7 項、第111条第9項及び第192条第8項にお いて「指定居宅サービス事業等」という。) につ いて3年以上の経験を有する者でなければならな 11

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者 は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、共用型指定認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の 職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。なお、共用型 指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介 護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事 業所等の職務に従事することとしても差し支えな

2 [略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次 | 第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次 に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き 身体的拘束等を行ってはならない。

(利用定員等)

第66条 「略]

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指 定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域 密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条 第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定 する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の 2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サー ビスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防 支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防 支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第8 条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下 同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営 (第83条第7項、第111条第9項及び第19 2条第8項において「指定居宅サービス事業等」 という。) について3年以上の経験を有する者で なければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者 は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、共用型指定認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の 職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。 なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症 対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事 することとしても差し支えない。

2 「略]

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 「略]

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) [略]

(8) [略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

 $2 \sim 5$ [略]

(記録の整備)

第80条 [略]

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第60条の18第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(7) [略]

(従業者の員数等)

第83条 [略]

 $2 \sim 5$ [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型 居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる (5) [略]

(6) 「略]

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2~5 [略]

(記録の整備)

第80条 「略]

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第29条<u>に規定する市</u> への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第60条の18第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(6) [略]

(従業者の員数等)

第83条 [略]

 $2 \sim 5$ [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型 居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる 施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置い ているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多 機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施 設等の職務に従事することができる。

当該指定小規 指定認知症対応型共同生 模多機能型居「活介護事業所、指定地域 略] 宅介護事業所 密着型特定施設、指定地 に中欄に掲げ 域密着型介護老人福祉施 る施設等のい 設、指定介護老人福祉施 ずれかが併設 | 設、介護老人保健施設又 されている場 は介護医療院 「略]

 $7 \sim 1.3$ 「略〕

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又 は他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。

「略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2 の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。 以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置い ているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多 機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施 設等の職務に従事することができる。

当該指定小規 指定認知症対応型共同生 模多機能型居「活介護事業所、指定地域 略 宅介護事業所 密着型特定施設、指定地 に中欄に掲げ 域密着型介護老人福祉施 る施設等のい 設、指定介護老人福祉施 設、介護老人保健施設、 ずれかが併設 されている場 指定介護療養型医療施設 (医療法(昭和23年法 律第205号)第7条第 2項第4号に規定する療 養病床を有する診療所で あるものに限る。) 又は 介護医療院 「略]

 $7 \sim 1.3$ 「略]

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又 は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設 する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい ずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる 施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜 間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又 は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体 的な運営を行っている場合には、これらの事業に 係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45 第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事 業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援 事業を除く。) に従事することができるものとす る。

[略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2 の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。 以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 事業所(第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、第193条第3項及び第194条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 「略]

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身</u> 体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討 する委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ
 - <u>イ</u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備 すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘 東等の適正化のための研修を定期的に実施す ること。
- (8) [略]
- (9) 「略]

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に 事業所(第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第194条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) [略]

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (7) [略]
- (8) 「略]

おける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 [略]

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者 に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (4) 第93条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8) 「略]

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者 は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共 同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

2·3 「略]

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護

(記録の整備)

第108条 [略]

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者 に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第93条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第29条<u>に規定する市</u> への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8) 「略]

(管理者)

- 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
- 2 3 「略]

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護 保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活 介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定 認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護 予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 「略]

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項 の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たって は、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め るように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年 に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病 状が急変した場合等の対応を確認するとともに、 協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければ ならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力 医療機関が第2種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第2種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ なければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- <u>7</u> [略]
- 8 [略]

(記録の整備)

予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 「略]

<u>2</u> [略]

3 [略]

(記録の整備)

第128条 [略]

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第118条第6項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第41条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録
 - (7) 「略]

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第1 4条、第23条、第29条、第33条の2、第3 5条から第37条まで、第39条、第41条から 第42条まで、第60条の11、第60条の16、 第60条の17第1項から第4項まで、第100 条、第103条、第105条及び107条の2の 規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、第10条第 1項中「第32条に規定する運営規程」とあるの は「第123条に規定する重要事項に関する規程 」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1 項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第60条の11第2項中「 この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60 条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型 通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に ついて知見を有する者」とあるのは「認知症対応 型共同生活介護について知見を有する者」と、「 12月」とあるのは「2月」と、第100条中「 小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能 型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応 型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 [略]

第128条 [略]

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第118条第6項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>市 への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 「略]

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第1 4条、第23条、第29条、第33条の2、第3 5条から第37条まで、第39条、第41条から 第42条まで、第60条の11、第60条の16、 第60条の17第1項から第4項まで、第100 条、第103条及び第105条の規定は、指定認 知症対応型共同生活介護の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 に規定する運営規程」とあるのは「第123条に 規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3 3条の2第2項、第35条第1項並びに第41条 の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」 と、第60条の11第2項中「この節」とあるの は「第7章第4節」と、第60条の16第2項第 1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第 1項中「地域密着型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護に ついて知見を有する者」と、「12月」とあるの は「2月」と、第100条中「小規模多機能型居 宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者 」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事 業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 [略]

$2 \sim 6$ 「略]

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者につ いては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員に より当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が 適切に行われると認められるときは、これを置か ないことができる。
 - (1) 「略]

(2) [略]

8~10 「略]

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に おける第1項第2号アの規定の適用については、 当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。 (1) 第150条において準用する第107条の2 に規定する委員会において、利用者の安全並び に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 を図るための取組に関する次に掲げる事項につ いて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保

定期的に確認していること。

- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び 勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等 に資する機器(次号において「介護機器」と いう。) の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特 定施設従業者間の適切な役割分担を行っている こと。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図る取組による介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽減が行われて いると認められること。

(管理者)

護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専ら その職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支 障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設に おける他の職務に従事し、又は他の事業所、施設 等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所)

$2\sim6$ 「略]

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者につ いては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員に より当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が 適切に行われると認められるときは、これを置か ないことができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 病院 介護支援専門員 (指定介護療養型医療 施設の場合に限る。)
 - (3) [略]

8~10 「略]

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介 | 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介 護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専ら その職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支 障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設に おける他の職務に従事し、又は同一敷地内にある 他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設 の場合は、管理者としての職務を除く。) 若しく は併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又 は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務 に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 「略]

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに 当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機 関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護 事業者からの診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利 用者の病状が急変した場合等の対応を確認すると ともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出 なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染 症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなけれ ばならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関であ る場合においては、当該第2種協定指定医療機関 との間で、新興感染症の発生時等の対応について 協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入 院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が 可能となった場合においては、再び当該指定地域 密着型特定施設に速やかに入居させることができ るように努めなければならない。
- 7 [略]

(記録の整備)

第149条 「略]

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居 者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) [略]

が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務 を除く。) 若しくは併設する指定小規模多機能型 居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の職務に従事することができるものと する。

(協力医療機関等)

第148条 「略]

2 [略]

(記録の整備)

第149条 「略]

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居 者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) [略]
- (2) 第137条第2項の規定による提供した具体 (2) 第137条第2項に規定する提供した具体的

的なサービスの内容等の記録

- (3) 第139条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第147条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録
- (8) [略]

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第2 9条、第33条の2、第35条から第39条まで、 第41条から第42条まで、第60条の11、第 60条の15、第60条の16、第60条の17 第1項から第4項まで、第100条及び第107 条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者 生活介護の事業について準用する。この場合にお いて、第33条の2第2項、第35条第1項並び に第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地 域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第 2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と 第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域 密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型 特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「 地域密着型通所介護について知見を有する者」と あるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に ついて知見を有する者」と、「12月」とあるの は「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 「略]

 $2 \sim 7$ 「略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定 にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談 員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員 又は介護支援専門員については、次に掲げる本体 施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める職員により当該サテライト型居 住施設の入所者の処遇が適切に行われると認めら れるときは、これを置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)

なサービスの内容等の記録

- (3) 第139条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第147条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>市 への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) [略]

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第2 9条、第33条の2、第35条から第39条まで、 第41条から第42条まで、第60条の11、第 60条の15、第60条16、第60条の17第 1項から第4項まで及び第100条の規定は、指 定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第33条の2 第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従 業者」と、第60条の11第2項中「この節」と あるのは「第8章第4節」と、第60条の16第 2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従 業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」 と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「地域密 着型特定施設入居者生活介護について知見を有す る者」と、「12月」とあるのは「2月」と読み 替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 「略]

 $2 \sim 7$ 「略]

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援

(4) 「略]

 $9 \sim 1.7$ [略]

(設備)

備の基準は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 医務室 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第2項に規定する診療所とするこ ととし、入所者を診療するために必要な医薬品 及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床 検査設備を設けること。ただし、本体施設が指 定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老 人福祉施設であるサテライト型居住施設につい ては医務室を必要とせず、入所者を診療するた めに必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足り るものとする。

 $(7)\sim(9)$ 「略]

2 「略]

(緊急時等の対応)

- 第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供を行っているときに入所者の病状 の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あ らかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師 及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当 該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等に おける対応方法を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医 師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以 上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、 必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を 行わなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管 理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施 設の職務に従事する常勤の者でなければならない。 ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 管埋上支障がない場合は、他の事業所、施設等又 は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の 場合は、管理者としての職務を除く。)に従事す ることができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。

(4) 「略]

 $9 \sim 1.7$ [略]

(設備)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設 | 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設 備の基準は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する 診療所とすることとし、入所者を診療するため に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必 要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域 密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居 住施設については医務室を必要とせず、入所者 を診療するために必要な医薬品及び医療機器を 備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設け ることで足りるものとする。

(7)~(9) [略]

2 「略]

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供を行っているときに入所者の病状 の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あ らかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師 との連携方法その他の緊急時等における対応方法 を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管 理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施 設の職務に従事する常勤の者でなければならない。 ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 管埋上支障がない場合は、同一敷地内にある他の 事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が 病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を 除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う ものとする。

(1)~(4) 「略]

- (5) 第158条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こと。
- (6) 第178条において準用する第39条第2項 の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- (7) 第176条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置について<u>の記録を行</u> うこと。

(協力医療機関等)

- 第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、 次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第 3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病 院に限る。)を定めておかなければならない。た だし、複数の医療機関を協力医療機関として定め ることにより当該各号の要件を満たすこととして も差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの 診療の求めがあった場合において診療を行う体 制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が 急変した場合等の対応を確認するとともに、協力 医療機関の名称等を、市長に届け出なければなら ない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協 定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等 の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が 協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う ものとする。

(1)~(4) 「略]

- (5) 第158条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 第178条において準用する第39条第2項 に規定する苦情の内容等を記<u>録する</u>こと。
- (7) 第176条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置について<u>記録する</u>こと。

(協力病院等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった 場合においては、再び当該指定地域密着型介護老 人福祉施設に速やかに入所させることができるよ うに努めなければならない。

6 [略]

(記録の整備)

第177条 [略]

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に 対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第158条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
 - (7) [略]

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第1 4条、第23条、第29条、第33条の2、第3 5条、第37条、第39条、第41条の2、第4 2条、第60条の11、第60条の15、第60 条の17第1項から第4項まで及び第107条の 2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に ついて準用する。この場合において、第10条第 1項中「第32条に規定する運営規程」とあるの は「第169条に規定する重要事項に関する規程 」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1 項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し 」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって必要と認めるときは、要介護 認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の 11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4 節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあるのは「地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい

2 [略]

(記録の整備)

第177条 [略]

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に 対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第158条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>市 への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 「略]

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第1 4条、第23条、第29条、第33条の2、第3 5条、第37条、第39条、第41条の2、第4 2条、第60条の11、第60条の15及び第6 0条の17第1項から第4項までの規定は、指定 地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 に規定する運営規程」とあるのは「第169条に 規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3 3条の2第2項、第35条第1項並びに第41条 の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 第14条第1項中「指定定期巡回·随時対応型訪 問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「 入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支 援が利用者に対して行われていない等の場合であ って必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第60条の11第2項中「 この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60 条の17第1項中「地域密着型通所介護について 知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護について知見を有する て知見を有する者」と、「12月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を 受講するよう努めなければならない。

6 [略]

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第1 4条、第23条、第29条、第33条の2、第3 5条、第37条、第39条、第41条の2、第4 2条、第60条の11、第60条の15、第60 条の17第1項から第4項まで、第107条の2 第154条から第156条まで、第159条、第 162条、第164条から第168条まで及び第 172条から第177条までの規定は、ユニット 型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用 する。この場合において、第10条第1項中「第 32条に規定する運営規程」とあるのは「第18 7条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第33条の2第2項、第35条第1項並びに第4 1条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」 と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるの は「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介 護支援が利用者に対して行われていない等の場合 であって必要と認めるときは、要介護認定」とあ るのは「要介護認定」と、第60条の11第2項 中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第 60条の17第1項中「地域密着型通所介護につ いて知見を有する者」とあるのは「地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有 する者」と、「12月」とあるのは「2月」と、 第168条中「第159条」とあるのは「第19 0条において準用する第159条」と、同条第5 号中「第158条第5項」とあるのは「第183 条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあ るのは「第190条」と、同条第7号中「第17 6条第3項」とあるのは「第190条において準 用する第176条第3項」と、第177条第2項 第2号中「第156条第2項」とあるのは「第1 90条において準用する第156条第2項」と、 同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「 第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中 「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6 者」と、「12月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 [略]

 $2 \sim 4$ [略]

5 [略]

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第1 4条、第23条、第29条、第33条の2、第3 5条、第37条、第39条、第41条の2、第4 2条、第60条の11、第60条の15、第60 条の17第1項から第4項まで、第154条から 第156条まで、第159条、第162条、第1 64条から第168条まで及び第172条から第 177条までの規定は、ユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設について準用する。この場合 において、第10条第1項中「第32条に規定す る運営規程」とあるのは「第187条に規定する 重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2 第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条 第1項中「指定定期巡回·随時対応型訪問介護看 護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際 に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用 者に対して行われていない等の場合であって必要 と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介 護認定」と、第60条の11第2項中「この節」 とあるのは「第9章第5節」と、第60条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護について知見を有する者」と、 「12月」とあるのは「2月」と、第168条中 「第159条」とあるのは「第190条において 準用する第159条」と、同条第5号中「第15 8条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、 同条第6号中「第178条」とあるのは「第19 0条」と、同条第7号中「第176条第3項」と あるのは「第190条において準用する第176 条第3項」と、第177条第2項第2号中「第1 56条第2項」とあるのは「第190条において 準用する第156条第2項」と、同項第3号中「 第158条第5項」とあるのは「第183条第7 項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とある のは「第190条」と、同項第6号中「前条第3

号中「前条第3項」とあるのは「第190条にお いて準用する前条第3項」と読み替えるものとす る。

第191条 指定地域密着型サービスに該当する複 第191条 指定地域密着型サービスに該当する複 合型サービス (法第8条第23項第1号に規定す るものに限る。以下この章において「指定看護小 規模多機能型居宅介護」という。) の事業は、指 定居宅サービス条例第55条に規定する訪問看護 の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能 型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなけ ればならない。

(従業者の員数等)

第192条 「略]

 $2 \sim 6$ 「略]

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の 各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている 場合において、前各項に定める人員に関する基準 を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置 くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する 基準を満たす従業者を置いているときは、当該看 護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に 掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) [略]

8~14 「略]

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 | 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ご とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他 の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

2 • 3 「略〕

> (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱 方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方 第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方 針は、次に掲げるところによるものとする。

項」とあるのは「第190条において準用する前 条第3項」と読み替えるものとする。

合型サービス(介護保険法施行規則第17条の1 2に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。 以下この章において「指定看護小規模多機能型居 宅介護」という。) の事業は、指定居宅サービス 条例第55条に規定する訪問看護の基本方針及び 第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基 本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第192条 「略]

 $2 \sim 6$ 「略]

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の 各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている 場合において、前各項に定める人員に関する基準 を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置 くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する 基準を満たす従業者を置いているときは、当該看 護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に 掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2 項第4号に規定する療養病床を有する診療所で あるものに限る。)

(5) [略]

8~14 「略]

(管理者)

者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ご とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他 の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げ る施設等の職務に従事することができるものとす る。

2 · 3 「略]

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱 方針)

針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
- (2)~(6) 「略]
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討 する委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。
 - <u>イ</u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備 すること。
 - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) 「略]
- (11) [略]
- (12) [略]

(記録の整備)

第202条 「略]

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第198条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) (5) 「略]
 - (6) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定</u> による提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (7) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
 - (8) 次条において準用する第39条第2項の規定

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u>妥当適切に行うものとする。

 $(2)\sim(6)$ [略]

- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) 「略]
- (10) [略]
- (11) [略]

(記録の整備)

第202条 [略]

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 第198条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) (5) 「略]
 - (6) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第29条<u>に規定する市</u> への通知に係る記録
 - (8) 次条において準用する第39条第2項に規定

による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(10) 「略]

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第203条 第10条から第14条まで、第21条、 第23条、第29条、第33条の2、第35条か ら第39条まで、第41条から第42条まで、第 60条の11、第60条の13、第60条の16、 第60条の17、第88条から第91条まで、第 94条から第96条まで、第98条、第99条、 第101条から第105条まで、第107条及び 第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。この場合に おいて、第10条第1項中「第32条に規定する 運営規程」とあるのは「第203条において準用 する第101条に規定する重要事項に関する規程 」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1 項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60条の11第2項中「この節」とあるのは「第 10章第4節」と、第60条の13第3項及び第 4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「 看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60 条の17第1項中「地域密着型通所介護について 知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護について知見を有する者」と、「12 月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とある のは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」と、第88条中「第83条第12 項」とあるのは「第192条第13項」と、第9 0条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従 業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護 従業者」と、第107条中「第83条第6項」と あるのは「第192条第7項各号」と読み替える ものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指 定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、 保存その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。) で行うことが規定されている又は想定 | する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(10)「略]

(準用)

第23条、第29条、第33条の2、第35条か ら第39条まで、第41条から第42条まで、第 60条の11、第60条の13、第60条の16、 第60条の17、第88条から第91条まで、第 94条から第96条まで、第98条、第99条、 第101条から第105条まで及び第107条の 規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 について準用する。この場合において、第10条 第1項中「第32条に規定する運営規程」とある のは「第203条において準用する第101条に 規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3 3条の2第2項、第35条第1項並びに第41条 の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2 項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と 第60条の13第3項及び第4項並びに第60条 の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通 所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型 居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「 地域密着型通所介護について知見を有する者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介護について 知見を有する者」と、「12月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス 及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、 第88条中「第83条第12項」とあるのは「第 192条第13項」と、第90条及び第98条中 「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「 看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第10 7条中「第83条第6項」とあるのは「第192 条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指 定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、 保存その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定

されるもの(第13条第1項(第60条、第60 条の20、第60条の20の3、第60条の38、 第81条、第109条、第129条、第150条、 第178条、第190条及び第203条において 準用する場合を含む。)、第116条第1項、第 137条第1項及び第156条第1項(第190 条において準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。) については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録により行うことが できる。

されるもの(第13条第1項(第60条、第60 条の20、第60条の20の3、第60条の38、 第81条、第109条、第129条、第150条、 第178条、第190条及び第203条において 準用する場合を含む。)、第116条第1項、第 137条第1項及び第156条1項(第190条 において準用する場合を含む。) 並びに次項に規 定するものを除く。) については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機 <u>による情報処理の用に供されるものをいう。</u>)に より行うことができる。

2 [略] 「略〕

(さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例の一部改正)

第14条 さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第74号)の一部を次のように 改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(管理者)

通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

- 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 | 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。
 - 「略〕

2 [略] (利用定員等)

第10条 [略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規 定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密 着型サービス(法第42条の2第1項に規定する 指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介 護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介 護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53条第1項に規定する指定介護予防サービスを いう。)、指定地域密着型介護予防サービス若し くは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険 施設をいう。) 若しくは健康保険法等の一部を改 正する法律(平成18年法律第83号)第26条 の規定による改正前の法第48条第1項第3号に 規定する指定介護療養型医療施設の運営(第45 条第7項及び第72条第9項において「指定居宅 サービス事業等」という。) について3年以上の 経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 「略]

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

第12条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 利用申込者又はその家族からの申出があった場合 には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5項で定めるところにより、当該利用申込者又は その家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要 事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ (利用定員等)

第10条 「略]

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規 定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密 着型サービス (法第42条の2第1項に規定する 指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介 護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介 護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53条第1項に規定する指定介護予防サービスを いう。)、指定地域密着型介護予防サービス若し くは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険 施設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律(平成18 年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法 第26条の規定による改正前の法第48条第1項 第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう 第45条第6項において同じ。) の運営(同条第 7項及び第72条第9項において「指定居宅サー ビス事業等」という。) について3年以上の経験 を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事しかつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 「略]

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

第12条 [略]

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 利用申込者又はその家族からの申出があった場合 には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5項で定めるところにより、当該利用申込者又は その家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要 事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 「略]
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。) に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3~6 「略]

(掲示)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな ければならない。

(記録の整備)

第41条 「略]

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (<u>4</u>) 第25条<u>の規定による市町村</u>への通知に係る 記録
 - (5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の

るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 1) 「略]
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ 「略]

(掲示)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
 - 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 <u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えること ができる。

(記録の整備)

第41条 「略]

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第25条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記

記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

<u>(7)</u> [略]

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取 扱方針)

針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定 する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(9) 「略]

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に 当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生 命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場 合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。_

(12) [略]

(13) 「略]

(14)「略]

(15)「略]

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規 定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変 更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 [略]

 $2\sim5$ 「略〕

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表 の中欄に掲げる施設等の職務に従事することがで きる。

防小規模多機能 所に中欄に掲げ る施設等のいず れかが併設され ている場合

当該指定介護予 指定認知症対応型共同 |生活介護事業所、指定 |略] 型居宅介護事業 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設又は介護医 療院

録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事 故に際して採った処置についての記録

(6) [略]

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取 扨方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方 針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定 する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに よるものとする。

(1)~(9) 「略]

「略] (10)

(11)「略]

(12)「略]

(13)「略]

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規 定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変 更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 [略]

 $2\sim5$ 「略〕

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表 の中欄に掲げる施設等の職務に従事することがで きる。

型居宅介護事業 所に中欄に掲げ る施設等のいず れかが併設され ている場合

当該指定介護予 指定認知症対応型共同 防小規模多機能 | 生活介護事業所、指定 | 略] 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設、指定介護 療養型医療施設(医療 法(昭和23年法律第 205号) 第7条第2 項第4号に規定する療

[略]

 $7 \sim 1.3$ 「略]

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

2 • 3 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

養病床を有する診療所 であるものに限る。) 又は介護医療院

[略]

 $7 \sim 1.3$ 「略〕

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する 前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれ かが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設 等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス 条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。 の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者(指定地域密着型サービス条例第 7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業者をいう。)が、指定夜間対応 型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス条例 第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介 護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事 業者(さいたま市指定居宅サービスの事業の人員 設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年 さいたま市条例第68号)第6条第1項に規定す る指定訪問介護事業者をいう。) 又は指定訪問看 護事業者(同条例第56条第1項に規定する指定 訪問看護事業者をいう。) の指定を併せて受け、 一体的な運営を行っている場合には、これらの事 業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の 45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総 合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防 支援事業を除く。) に従事することができるもの とする。

2 · 3 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を 「略]

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措 置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所における業務の効率化、介護サービ スの質の向上その他の生産性の向上に資する取組 の促進<u>を図るため、当該指定介護予防小規模多機</u> 能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会(テレビ電話装 置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第65条 「略]

- 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ の完結の目から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 次条において準用する第22条第2項の規定 による提供した具体的なサービスの内容等の記 緑
 - (4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第25条の規定による 市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第38条第2項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

行ってはならない。

「略]

(記録の整備)

第65条 「略]

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 次条において準用する第22条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第25条に規定する市 への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第38条第2項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(8) 「略]

(管理者)

事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の 事業所、施設等の職務に従事することができるも のとする。

2 · 3 [略]

(管理者による管理)

険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サー ビス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型 介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事 業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生 活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診 療所又は社会福祉施設を管理する者であってはな らない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障 がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 「略]

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに 当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機 関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者からの診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利 用者の病状が急変した場合等の対応を確認すると ともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出 なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)第6 条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症(同条第7項に規定する 新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定

(8) 「略]

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 | 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一 敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設す る指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従 事することができるものとする。

2 • 3 「略]

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保 険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サー ビス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型 介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事 業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生 活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診 療所又は社会福祉施設を管理する者であってはな らない。ただし、これらの事業所、施設等が同一 敷地内にあること等により当該共同生活住居の管 理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 「略]

- する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関であ る場合においては、当該第2種協定指定医療機関 との間で、新興感染症の発生時等の対応について 協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入 院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が 可能となった場合においては、再び当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに 入居させることができるように努めなければなら ない。
- <u>7</u> [略]
- 8 [略]

(記録の整備)

第86条 「略]

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) [略]
 - (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第79条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条<u>の規定による</u> 市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録
 - (7) 「略]

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16 条、第24条、第25条、第27条、第29条の 2、第32条から第35条まで、第37条から第 40条まで(第38条第4項及び第40条第5項 を除く。)、第57条、第60条<u>第62条及び</u> 第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の事業について準用する。この場 合において、第12条第1項中「第28条に規定 する運営規程」とあるのは「第81条に規定する

- 2 [略]
- 3 [略]

(記録の整備)

第86条 [略]

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) [略]
 - (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第79条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条<u>に規定する</u>市 への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) [略]

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16 条、第24条、第25条、第27条、第29条の 2、第32条から第35条まで、第37条から第 40条まで(第38条第4項及び第40条第5項 を除く。)、第57条、第60条及び第62条の 規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の事業について準用する。この場合において、第 12条第1項中「第28条に規定する運営規程」 とあるのは「第81条に規定する重要事項に関す 重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2 第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第3 3条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号 中、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と あるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「 この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40 条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型通所介護認知症対応型共同生活介護につい知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者 及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当 たる者は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例の規定において書面(書面、書 類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識することがで きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項 れている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含 む。)及び第77条第1項並びに次項に規定する ものを除く。)については、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 [略]

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者 及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当 たる者は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例の規定において書面(書面、書 類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識することがで きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。) で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含 む。)及び第77条第1項並びに次項に規定する ものを除く。) については、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができな い方式で作られる記録であって、電子計算機によ る情報処理の用に供されるものをいう。) により 行うことができる。

2 「略]

(さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 第15条 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を 改正する条例(令和3年さいたま市条例第17号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。
 - (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附則

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日ま での間、第4条の規定による改正後のさいたま市 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例(以下「改正後の指定居宅サ ービス条例」という。)第3条第3項(改正後の 指定居宅サービス条例第82条第1項に規定する 指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に 限る。)及び第40条の2の規定(改正後の指定 居宅サービス条例第89条において準用する場合 に限る。)並びに第5条の規定による改正後のさ いたま市指定介護予防サービスの事業の人員、 備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後 の指定介護予防サービス条例」という。) 第3条 第3項(改正後の指定介護予防サービス条例第8 0条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理 指導事業者に適用される場合に限る。)及び第5 0条の10の2(改正後の指定介護予防サービス 条例第85条において準用する場合に限る。)の 規定の適用については、これらの規定中「講じな ければ」とあるのは「講じるように努めなければ 」とし、改正後の指定居宅サービス条例第87条 及び改正後の指定介護予防サービス条例第83条 の規定の適用については、これらの規定中「、次 に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関 する事項に関する規程を定めておくよう努めると ともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重 要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を 除く。)」とする。

改正前

附則

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規 定による改正後のさいたま市養護老人ホームの設 備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の 養護老人ホーム条例」という。)第2条第4項及 び第29条、第2条の規定による改正後のさいた ま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に 関する条例(以下「改正後の特別養護老人ホーム 条例」という。) 第2条第5項(改正後の特別養 護老人ホーム条例第48条において準用する場合 を含む。)、第31条の2(改正後の特別養護老 人ホーム条例第42条、第48条及び第52条に おいて準用する場合を含む。)及び第33条第3 項(改正後の特別養護老人ホーム条例第52条に おいて準用する場合を含む。)、第3条の規定に よる改正後のさいたま市軽費老人ホームの設備及 び運営の基準に関する条例(以下「改正後の軽費 老人ホーム条例」という。)第2条第4項及び第 33条の2、第4条の規定による改正後のさいた ま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運 営の基準等に関する条例(以下「改正後の指定居 宅サービス条例」という。)第3条第3項及び第 40条の2(改正後の指定居宅サービス条例第4 2条の3、第42条の8、第54条、第54条の 5、第70条、第80条、第89条、第104条 第106条、第122条の5、第133条、第1 55条(改正後の指定居宅サービス条例第168 条において準用する場合を含む。)、第168条 の3、第168条の10、第184条(改正後の 指定居宅サービス条例第196条において準用す る場合を含む。)、第217条、第228条、 243条、第243条の3及び第254条におい て準用する場合を含む。)、第5条の規定による 改正後のさいたま市指定介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以 下「改正後の指定介護予防サービス条例」という) 第3条第3項及び第50条の10の2(改正後 の指定介護予防サービス条例第54条の5、第6 6条、第76条、第85条、第111条、 0条(改正後の指定介護予防サービス条例第14 7条において準用する場合を含む。)、第152 条の3、第152条の10、第162条(改正後 の指定介護予防サービス条例第177条において 準用する場合を含<u>む。)、第198条、第215</u>

条、第229条、第232条の3及び第241条 において準用する場合を含む。)、第6条の規定 による改正後のさいたま市指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下 「改正後の指定居宅介護支援等条例」という。) 第2条第5項及び第29条の2(改正後の指定居 宅介護支援等条例第32条において準用する場合 を含む。)、第7条の規定による改正後のさいた ま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の 基準等に関する条例(以下「改正後の指定介護予 防支援等条例」という。)第2条第5項及び第2 8条の2 (改正後の指定介護予防支援等条例第3 4条において準用する場合を含む。)、第8条の 規定による改正後のさいたま市指定介護老人福祉 施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (以下「改正後の指定介護老人福祉施設条例」と いう。) 第2条第4項、第40条の2(改正後の 指定介護老人福祉施設条例第54条において準用 する場合を含む。)及び第44条第3項、第9条 の規定による改正後のさいたま市介護老人保健施 設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関す る条例(以下「改正後の介護老人保健施設条例」 という。) 第2条第4項、第39条の2(改正後 の介護老人保健施設条例第53条において準用す る場合を含む。)及び第43条第3項、第10条 の規定による改正後のさいたま市指定介護療養型 医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条 例(以下「改正後の指定介護療養型医療施設条例 」という。)第2条第4項、第38条の2(改正 後の指定介護療養型医療施設条例第54条におい て準用する場合を含む。)及び第42条第3項 第11条の規定による改正後のさいたま市介護医 療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関 する条例(以下「改正後の介護医療院条例」とい う。) 第2条第4項、第40条の2(改正後の介 護医療院条例第54条において準用する場合を含 む。)及び第44条第3項、第12条の規定によ る改正後のさいたま市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (以下「改正後の指定地域密着型サービス条例」 という。)第3条第3項及び第41条の2(改正 後の指定地域密着型サービス条例第60条、第6 0条の20、第60条の20の3、第60条の3 8、第81条、第109条、第129条、第15 0条、第178条、第190条及び第203条に おいて準用する場合を含む。) 並びに第13条の 規定による改正後のさいたま市指定地域密着型介 護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基 準等に関する条例(以下「改正後の指定地域密着 型介護予防サービス条例」という。)第3条第3

項及び第38条の2(改正後の指定地域密着型介 護予防サービス条例第66条及び第87条におい て準用する場合を含む。) の規定の適用について は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは 「講じるように努めなければ」とし、改正後の養 護老人ホーム条例第7条、改正後の特別養護老人 ホーム条例第7条(改正後の特別養護老人ホーム 条例第48条において準用する場合を含む。)及 び第34条(改正後の特別養護老人ホーム条例第 52条において準用する場合を含む。)、改正後 の軽費老人ホーム条例第7条、改正後の指定居宅 サービス条例第30条(改正後の指定居宅サービ ス条例第42条の3及び第42条の8において準 用する場合を含む。)、第52条(改正後の指定 居宅サービス条例第54条の5において準用する 場合を含む。)、第68条、第78条、第87条 第98条(改正後の指定居宅サービス条例第10 6条及び第122条の5において準用する場合を | 含む。) 、第130条、第151条(改正後の指 定居宅サービス条例第168条の3及び第168 条の10において準用する場合を含む。)、第1 65条、第181条、第193条、第212条、 第225条及び第237条(改正後の指定居宅サ ービス条例第243条の3及び第254条におい て準用する場合を含む。)、改正後の指定介護予 防サービス条例第50条(改正後の指定介護予防 サービス条例第54条の5において準用する場合 を含む。)、第64条、第74条、第83条、第 108条、第126条(改正後の指定介護予防サ ービス条例第152条の3及び第152条の10 において準用する場合を含む。)、第144条 第159条、第174条、第193条、第212 条及び第223条(改正後の指定介護予防サービ ス条例第232条の3及び第241条において準 用する場合を含む。)、改正後の指定居宅介護支 援等条例第20条(改正後の指定居宅介護支援等 条例第32条において準用する場合を含む。) 改正後の指定介護予防支援等条例第19条(改正 後の指定介護予防支援等条例第34条において準 用する場合を含む。)、改正後の指定介護老人福 祉施設条例第28条及び第51条、改正後の介護 老人保健施設条例第28条及び第50条、改正後 の指定介護療養型医療施設条例第27条及び第5 1条、改正後の介護医療院条例第29条及び第5 1条、改正後の指定地域密着型サービス条例第3 2条、第56条、第60条の12(改正後の指定 地域密着型サービス条例第60条の20の3にお いて準用する場合を含む。)、第60条の34、 第74条、第101条(改正後の指定地域密着型 サービス条例第203条において準用する場合を (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の指定居宅サービス条例第32条の2の規定(改正後の指定居宅サービス条例第89条において準用する場合に限る。)及び改正後の指定介護予防サービス条例第50条の2の2(改正後の指定介護予防サービス条例第85条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

含む。)、第123条、第146条、第169条 及び第187条並びに改正後の指定地域密着型介 護予防サービス条例第28条、第58条及び第8 1条の規定の適用については、これらの規定中「 次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に 関する事項に関する規程を定めておくよう努める とともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「 重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項 を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正 後の養護老人ホーム条例第22条の2、改正後の 特別養護老人ホーム条例第24条の2(改正後の 特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び 第52条において準用する場合を含む。)、改正 後の軽費老人ホーム条例第24条の2、改正後の 指定居宅サービス条例第32条の2(改正後の指 定居宅サービス条例第42条の3、第42条の8 第54条、第54条の5、第70条、第80条、 第89条、第104条、第106条、第122条 の5、第133条、第155条(改正後の指定居 宅サービス条例第168条において準用する場合 を含む。)、第168条の3、第168条の10 第184条(改正後の指定居宅サービス条例第1 96条において準用する場合を含む。)、第21 7条、第228条、第243条、第243条の3 及び第254条において準用する場合を含む。) 改正後の指定介護予防サービス条例第50条の2 の2 (改正後の指定介護予防サービス条例第54 条の5、第66条、第76条、第85条、第11 1条、第130条(改正後の指定介護予防サービ ス条例第147条において準用する場合を含む。) 、第152条の3、第152条の10、第16 2条(改正後の指定介護予防サービス条例第17 7条において準用する場合を含む。)、第198 条、第215条、第229条、第232条の3及 び第241条において準用する場合を含む。)、 改正後の指定居宅介護支援等条例第21条の2(改正後の指定居宅介護支援等条例第32条におい て準用する場合を含む。)、改正後の指定介護予 防支援等条例第20条の2(改正後の指定介護予 防支援等条例第34条において準用する場合を含 む。)、改正後の指定介護老人福祉施設条例第2 9条の2(改正後の指定介護老人福祉施設条例第 54条において準用する場合を含む。)、改正後 の介護老人保健施設条例第29条の2(改正後の 介護老人保健施設条例第53条において準用する 場合を含む。)、改正後の指定介護療養型医療施 設条例第28条の2(改正後の指定介護療養型医

療施設条例第54条において準用する場合を含む。)、改正後の介護医療院条例第30条の2(改正 後の介護医療院条例第54条において準用する場 合を含む。)、改正後の指定地域密着型サービス 条例第33条の2(改正後の指定地域密着型サー ビス条例第60条、第60条の20、第60条の 20の3、第60条の38、第81条、第109 条、第129条、第150条、第178条、 90条及び第203条において準用する場合を含 む。)並びに改正後の指定地域密着型介護予防サ ービス条例第29条の2(改正後の指定地域密着 型介護予防サービス条例第66条及び第87条に おいて準用する場合を含む。) の規定の適用につ いては、これらの規定中「講じなければ」とある のは「講じるよう努めなければ」と、「実施しな ければ」とあるのは「実施するよう努めなければ 」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう 努めるものとする」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の規定 は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後のさいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第28条第3項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後のさいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の指定居宅サービス条例」という。)第34条第3項(改正後の指定居宅サービス条例第42条の3、第42条の8、第54条、第54条の5、第70条、第80条、第89条、第104条、第106条、第122条の5、第133条、第155条(改正後の指定居宅サービス条例第168条において準用する場合を含む。)、第168条の3、第168条の10、第184条(改正後の指定居宅サービス条例第196条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウ

ェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の指定居 宅サービス条例第241条第3項(改正後の指定居宅サービス条例第243条の3 及び第254条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中 「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定による改正後のさいたま市 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「 改正後の指定介護予防サービス条例」という。)第50条の4第3項(改正後の指 定介護予防サービス条例第54条の5、第66条、第76条、第85条、第111 条、第130条(改正後の指定介護予防サービス条例第147条において準用する 場合を含む。)、第152条の3、第152条の10、第162条(改正後の指定 介護予防サービス条例第177条において準用する場合を含む。)、第198条及 び第215条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載 しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の指定介護予防サービス条 例第227条第3項(改正後の指定介護予防サービス条例第232条の3及び第2 41条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介 護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後のさいたま市 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の 指定居宅介護支援等条例」という。)第24条第3項(改正後の指定居宅介護支援 等条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中 「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。」とあるのは「削除」と、第9条の規定による改正後のさいたま市 指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例(以下「改正後の 指定介護予防支援等条例」という。)第23条第3項(改正後の指定介護予防支援 等条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中 「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後のさいたま 市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正

後の指定介護老人福祉施設条例」という。)第34条第3項(改正後の指定介護老 人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し なければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後のさい たま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以 下「改正後の介護老人保健施設条例」という。)第34条第3項(改正後の介護老 人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。」とあるのは「削除」と、第12条の規定による改正後のさいたま 市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「改正後 の介護医療院条例」という。)第35条第3項(改正後の介護医療院条例第54条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「 削除」と、第13条の規定による改正後のさいたま市指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の地域密着型サービ ス条例」という。)第35条第3項(改正後の地域密着型サービス条例第60条、 第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、 第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用す る場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなら ない。」とあるのは「削除」と、第14条の規定による改正後のさいたま市指定地 域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以 下「改正後の地域密着型介護予防サービス条例」という。)第33条第3項(改正 後の地域密着型介護予防サービス条例第66条及び第87条において準用する場合 を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」と あるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間は、改正後の指定居宅サービス条例第1

42条第6項(改正後の指定居宅サービス条例第168条の3及び第168条の10において準用する場合を含む。)、第161条第8項、第174条第6項及び第189条第8項、改正後の指定介護予防サービス条例第124条第3項(改正後の指定介護予防サービス条例第147条、第152条の3及び第152条の10において準用する場合を含む。)及び第158条第3項(改正後の指定介護予防サービス条例第177条において準用する場合を含む。)、改正後の地域密着型サービス条例第93条第7号及び第198条第7号並びに改正後の地域密着型サービス条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後のさいた ま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の特別 養護老人ホーム条例」という。)第31条の3(改正後の特別養護老人ホーム条例 第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、改正後の指定 居宅サービス条例第153条の2(改正後の指定居宅サービス条例第168条、第 168条の3、第168条の10、第184条(改正後の指定居宅サービス条例第 196条において準用する場合を含む。)及び第217条において準用する場合を 含む。)、改正後の指定介護予防サービス条例第128条の2(改正後の指定介護 予防サービス条例第147条、第152条の3、第152条の10、第162条(改正後の指定介護予防サービス条例第177条において準用する場合を含む。)及 び第198条において準用する場合を含む。)、改正後の指定介護老人福祉施設条 例第40条の3(改正後の指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場 合を含む。)、改正後の介護老人保健施設条例第39条の3(改正後の介護老人保 健施設条例第53条において準用する場合を含む。)、改正後の介護医療院条例第 40条の3(改正後の介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。)、 改正後の地域密着型サービス条例第107条の2(改正後の地域密着型サービス条 例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用 する場合を含む。)及び改正後の地域密着型介護予防サービス条例第64条の2(改正後の地域密着型介護予防サービス条例第87条において準用する場合を含む。

) の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

5 施行日から令和9年3月31日までの間は、改正後の指定居宅サービス条例第2 08条の2及び改正後の指定介護予防サービス条例第191条の2の規定の適用に ついては、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ 」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

6 施行日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後のさいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条第1項、改正後の特別養護老人ホーム条例第27条第1項(改正後の特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、改正後の指定介護老人福祉施設条例第33条第1項(改正後の指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。)、改正後の介護老人保健施設条例第33条第1項(改正後の介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。)、改正後の介護医療院条例第34条第1項(改正後の介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。)及び改正後の地域密着型サービス条例第173条第1項(改正後の地域密着型サービス条例第173条第1項(改正後の地域密着型サービス条例第173条第1項(改正後の地域密着型サービス条例第173条第1項(改正後の地域密着型サービス条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第88号

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月13日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例(平成24年さいたま市条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第8章 [略]	第1章~第8章 [略]
第 9 章 自立訓練(機能訓練) 第 1 節 ~ 第 4 節 [略]	第 9 章 自立訓練(機能訓練) 第 1 節 ~ 第 4 節 [略]
第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準
(第149条の2一 <u>第149条の5</u>) 第6節 [略] 第10章~第18章 [略] 附則	(第149条の2 <u>第149条の4</u>) 第6節 [略] 第10章~第18章 [略] 附則
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、 <u>それぞれ</u> 当該各号に定めるところによ る。	
	(1)~(16) [略]

(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護 の事業、第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第152条に規定する指定 自立訓練(生活訓練)の事業、第162条に規 定する指定就労移行支援の事業、第173条に 規定する指定就労継続支援A型の事業及び第1 86条に規定する指定就労継続支援B型の事業 並びにさいたま市指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(平成24 年さいたま市条例第64号。以下「指定通所支 援条例」という。) 第5条に規定する指定児童 発達支援の事業、指定通所支援条例第72条に 規定する指定放課後等デイサービスの事業、指 定通所支援条例第81条の2に規定する指定居 宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援 条例第82条に規定する指定保育所等訪問支援 の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと (指定通所支援条例に規定する事業のみを行う 場合を除く。)をいう。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、指定居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介 護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定居</u> <u>宅介護事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事 させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

- 第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する 指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が 自立した日常生活又は社会生活を営むことがで きるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する こと。
 - (3) [略]
 - <u>(4)</u> [略]
 - (5) [略]

(居宅介護計画の作成)

第27条 「略]

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を 作成した際は、利用者及びその同居の家族にその 内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<u>利</u> 用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障 (17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護 の事業、第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第152条に規定する指定 自立訓練(生活訓練)の事業、第162条に規 定する指定就労移行支援の事業、第173条に 規定する指定就労継続支援A型の事業及び第1 86条に規定する指定就労継続支援B型の事業 並びにさいたま市指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(平成24 年さいたま市条例第64号。以下「指定通所支 援条例」という。)第5条に規定する指定児童 発達支援の事業、指定通所支援条例第62条に 規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定 通所支援条例第72条に規定する指定放課後等 デイサービスの事業、指定通所支援条例第81 条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援 の事業及び指定通所支援条例第82条に規定す る指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の 事業を一体的に行うこと(指定通所支援条例に 規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、指定居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介 護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事させるこ とができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

- 第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する 指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
 - (1) [略]
 - (2) [略]
 - (3) 「略]
 - (4) 「略]

(居宅介護計画の作成)

第27条 「略]

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を 作成した際は、利用者及びその同居の家族にその 内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交 付しなければならない。 害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第5 1条の17第2項に規定する指定計画相談支援を いう。以下同じ。) 又は指定障害児相談支援(児 童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条 の26第2項に規定する指定障害児相談支援をい う。)を行う者(以下これらを総称して「指定特 定相談支援事業者等」という。) に交付しなけれ ばならない。

- 3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画 の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状 況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画 の変更を行うものとする。
- 4 「略]

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 [略]

2·3 「略]

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 <u>われるよう努</u>めなければならない。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居 | 第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居 宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理 者を置かなければならない。ただし、基準該当居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基 準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又 は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施 設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障 害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第 3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設 (同法第24条の2第1項に規定する指定障害児 入所施設をいう。以下同じ。) の指定を受け、か つ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定す る指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項 において同じ。) とを同一の施設において一体的 に提供している場合については、さいたま市指定 障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例(平成24年さいたま市条例第65 号。第53条第3項において「指定障害児入所施 設等条例」という。)第53条に規定する人員に

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後に おいても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を 行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行 うものとする。

4 「略]

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 [略]

2·3 [略]

(管理者)

宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理 者を置かなければならない。ただし、基準該当居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基 準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又 は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 [略]

 $2\sim6$ 「略〕

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第4 2条第2号に規定する医療型障害児入所施設をい う。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2 第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以 下同じ。) の指定を受け、かつ、指定療養介護と 指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をい う。次項及び第53条第3項において同じ。)と を同一の施設において一体的に提供している場合 については、さいたま市指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24年さいたま市条例第65号。第53条第3項 において「指定障害児入所施設等条例」という。

関する基準を満たすことをもって、前各項に規定 する基準を満たしているものとみなすことができ る。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関 (児童福祉法<u>第7条第2項</u>に規定する指定発達支 援医療機関をいう。以下この項において同じ。) の設置者である場合であって、療養介護と指定入 所支援とを同一の機関において一体的に提供して いるときは、指定発達支援医療機関として適切な 医療その他のサービスを提供するのに必要な人員 を確保していることをもって、第1項から第6項 までに規定する基準を満たしているものとみなす ことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 「略]

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
- <u>3</u> [略]
- 4 [略]

(療養介護計画の作成等)

第60条 「略]

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思 を決定することに困難を抱える場合には、適切に 意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及 び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しな ければならない。
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療 養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会 議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)を開催し、当該利用者の 生活に対する意向等を改めて確認するとともに、 前項に規定する療養介護計画の原案の内容につい て意見を求めるものとする。

-) 第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関 (児童福祉法<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する指 定発達支援医療機関をいう。以下この項において 同じ。)の設置者である場合であって、療養介護 と指定入所支援とを同一の機関において一体的に 提供しているときは、指定発達支援医療機関とし て適切な医療その他のサービスを提供するのに必 要な人員を確保していることをもって、第1項か ら第6項までに規定する基準を満たしているもの とみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 「略]

- 2 「略]
- 3 [略]

(療養介護計画の作成等)

第60条 「略]

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 当たっては、適切な方法により、利用者について、 その有する能力、その置かれている環境及び日常 生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望す る生活や課題等の把握(以下この章において「ア セスメント」という。)<u>を行い</u>、利用者が自立し た日常生活を営むことができるように支援する上 での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 [略]
- <u>4</u> [略]
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に 当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものと する。)を開催し、前項に規定する療養介護計画 の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養 介護計画の原案の内容について利用者又はその家 族に対して説明し、文書により利用者の同意を得 なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成し た際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特 定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9 [略]

10 [略]

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規 定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 「略]

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第77条 [略]

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療 養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 当該指定療養介護を提供した日から5年間保存し なければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第55条第1項に規定するサービスの提供の 記録
 - $(3)\sim(6)$ [略]

(従業者の員数)

- 定生活介護事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「指定生活介護事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと する。
 - (1) 「略]
 - (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護 師をいう。以下この章、第9章及び第10章に おいて同じ。)、理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活 介護の単位ごとに、常勤換算方法で、切から (別までに掲げる平均障害支援区分(指定障害 福祉サービス省令第78条第1項第2号イに 規定する厚生労働大臣が定めるところにより

- 介護計画の原案の内容について利用者又はその家 族に対して説明し、文書により利用者の同意を得 なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成し た際には、当該療養介護計画を利用者に交付しな ければならない。

8 [略]

[略] 9

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規 定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 「略]

(記録の整備)

第77条 [略]

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療 養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 当該指定療養介護を提供した日から5年間保存し なければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 第55第1項に規定するサービスの提供の記 録
 - $(3)\sim(6)$ [略]

(従業者の員数)

- 第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指 | 第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指 定生活介護事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「指定生活介護事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと する。
 - (1) 「略]
 - (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護 師をいう。以下この章、第9章及び第10章に おいて同じ。)、理学療法士又は作業療法士及 び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び 生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ご とに、常勤換算方法で、例から例までに掲げ る平均障害支援区分(指定障害福祉サービス 省令第78条第1項第2号イに規定する厚生 労働大臣が定めるところにより算定した障害

算定した障害支援区分の平均値をいう。以下 同じ。) に応じ、それぞれ () から () までに定 める数とする。

[略]

イ 「略]

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の 数は、利用者に対して日常生活を営むのに必 要な機能の減退を防止するための訓練を行う 場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓 練を行うために必要な数とする。

エ「略〕

(3) 「略]

2 · 3 [略]

5~7 [略]

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 [略]

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能 型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。)第45

支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ [] から [] までに定める数とする。

(ア)~(ウ) 「略]

イ 「略〕

ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利用者 に対して日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う場合は、指定 生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うため に必要な数とする。

エ「略〕

(3) 「略]

2 • 3 「略]

4 第1項第2号の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~7 [略]

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 「略]

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能 型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。)第45

条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者をいう。以下同じ。) (以下「指 定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとお りとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地 域密着型サービス条例第83条第1項に規定す る指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第192条第1項 に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サ ービス条例第45条第1項に規定する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以 下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介 護事業所等」という。)の登録定員(当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指 定地域密着型サービス条例第83条第1項若し くは第192条第1項又は指定地域密着型介護 予防サービス条例第45条第1項に規定する登 録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介 護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条 の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)を いう。) 若しくは共生型自立訓練(生活訓練) (第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援 (指定通所支援条例第55条の2に規定する共 生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放 課後等デイサービス(指定通所支援条例第78 条の2に規定する共生型放課後等デイサービス をいう。) (以下「共生型通いサービス」とい う。)を利用するために当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び 障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、 第149条の4及び第159条の3において同 じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス 条例第83条第7項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所(指定地域密着型サービス条例第192 条第8項に規定するサテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテ ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例 第45条第7項に規定するサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第97条において同じ。) (以下「サテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」とい 条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者をいう。以下同じ。) (以下「指 定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとお りとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地 域密着型サービス条例第83条第1項に規定す る指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第192条第1項 に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サ ービス条例第45条第1項に規定する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以 下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介 護事業所等」という。)の登録定員(当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指 定地域密着型サービス条例第83条第1項若し くは第192条第1項又は指定地域密着型介護 予防サービス条例第45条第1項に規定する登 録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介 護、共生型自立訓練(機能訓練) (第149条 の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)を いう。) 若しくは共生型自立訓練(生活訓練) (第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援 (指定通所支援条例第55条の2に規定する共 生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放 課後等デイサービス(指定通所支援条例第78 条の2に規定する共生型放課後等デイサービス をいう。) (以下「共生型通いサービス」とい う。)を利用するために当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び 障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、 第149条の3及び第159条の3において同 じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス 条例第83条第7項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所(指定地域密着型サービス条例第192 条第8項に規定するサテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテ ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例 第45条第7項に規定するサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第97条において同じ。) (以下「サテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」とい

- う。)にあっては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供 する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密 着型サービス条例第82条に規定する指定小規 模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規 模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス 条例第191条に規定する指定看護小規模多機 能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規 模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防 サービス条例第44条に規定する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」とい う。) のうち通いサービス(指定地域密着型サ ービス条例第83条第1項若しくは第192条 第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基 準第45条第1項に規定する通いサービスをい う。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利 用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者 及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限を いう。以下この条、第149条の4及び第15 9条の3において同じ。)を登録定員の2分の 1から15人(登録定員が25人を超える指定 小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登 録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテ ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等 にあっては12人)までの範囲内とすること。

[略]

 $(3)\sim(5)$ 「略]

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 「略]

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
- 3 [略]

<u>4</u> [略]

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 「略]

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が 自立した日常生活又は社会生活を営むことができ るよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなけれ ばならない。

3 [略]

4 [略]

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 「略]

- う。) にあっては、18人) 以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供 する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密 着型サービス条例第82条に規定する指定小規 模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規 模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス 条例第191条に規定する指定看護小規模多機 能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規 模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防 サービス条例第44条に規定する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」とい う。) のうち通いサービス(指定地域密着型サ ービス条例第83条第1項若しくは第192条 第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基 準第45条第1項に規定する通いサービスをい う。以下同じ。) の利用定員(当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利 用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者 及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限を いう。以下この条、第149条の3及び第15 9条の3において同じ。)を登録定員の2分の 1から15人(登録定員が25人を超える指定 小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登 録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテ ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等 にあっては12人)までの範囲内とすること。

「略]

(3)~(5) 「略]

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 「略]

- <u>2</u> [略]
- <u>3</u> [略]

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 「略]

2 [略]

3 [略]

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 「略]

- 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援 計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族 にその内容を説明するとともに、当該重度障害者 等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並び に指定特定相談支援事業者等に交付しなければな らない。
- 3 4 「略〕

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第123条 第10条から第22条まで、第24条、 第29条、第30条、第31条第4項、第34条 (第1項及び第2項を除く。)から第43条まで 及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支 援の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第1 22条」と、第21条第2項中「次条第1項」と あるのは「第123条において準用する次条第1 項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第123条において準用する第22条 第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行 | 第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行 う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定 自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置く べき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立 訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方 法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ「略]

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の 数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごと に、1以上とする。

エ「略]

(2) 「略]

2 · 3 「略]

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有する 看護師その他の者を機能訓練指導員として置くこ とができる。

5~8 「略]

(準用)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援 計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族 にその内容を説明するとともに、当該重度障害者 等包括支援計画を交付しなければならない。

3 • 4 「略]

(準用)

第29条、第30条、第34条(第1項及び第2 項を除く。)から第43条まで及び第68条の規 定は、指定重度障害者等包括支援の事業について 準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第122条」と、第2 1条第2項中「次条第1項」とあるのは「第12 3条において準用する次条第1項」と、第24条 第2項中「第22条第2項」とあるのは「第12 3条において準用する第22条第2項」と読み替 えるものとする。

(従業者の員数)

- う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定 自立訓練(機能訓練)事業所」という。) に置く べき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生 活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び 生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓 練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者 の数を6で除した数以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自 立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上と する。

エ「略〕

(2)「略]

2 · 3 「略]

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確 保することが困難な場合には、これらの者に代え て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する看護師その他 の者を機能訓練指導員として置くことができる。

 $5 \sim 8$ 「略〕

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条√第149条 第10条から第21条まで、第23条√ 第24条、第29条、第34条の2、第36条の 2から第42条まで、第59条から第62条まで、 第68条、第70条から第72条まで、第76条、 第77条及び第87条の2から第94条までの規 定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について 準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第149条において準 用する第91条」と、第21条第2項中「次条第 1項」とあるのは「第146条第1項」と、第2 4条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 146条第2項」と、第59条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第149条において読み替え て準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と あるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第6 0条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあ るのは「3月」と、第61条中「前条」とあるの は「第149条において準用する前条」と、第7 7条第2項第1号中「第60条第1項」とあるの は「第149条において読み替えて準用する第6 0条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「 自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「 第55条第1項」とあるのは「第149条におい て準用する第20条第1項」と、同項第3号中「 第67条」とあるのは「第149条において準用 する第90条」と、同項第4号から第6号まで中 「次条」とあるのは「第149条」と、第91条 中「第94条第1項」とあるのは「第149条に おいて準用する第94条第1項」と、第94条第 1項中「前条」とあるのは「第149条において 準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定 通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事 業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指 定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定す る指定通所リハビリテーション事業者をいう。以 下同じ。) が当該事業に関して満たすべき基準は 次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居 宅サービス等基準第111条第1項に規定する 指定通所リハビリテーション事業所をいう。以 下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通 所リハビリテーション事業所が介護老人保健施 設(介護保険法(平成9年法律第123号)第 8条第28項に規定する介護老人保健施設をい う。) 又は介護医療院(同条第29項に規定す る介護医療院をいう。) である場合にあっては

第24条、第29条、第34条の2、第36条の 2から第42条まで、第59条から第62条まで、 第68条、第70条から第72条まで、第76条、 第77条及び第87条の2から第94条までの規 定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について 準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第149条において準 用する第91条」と、第21条第2項中「次条第 1項」とあるのは「第146条第1項」と、第2 4条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 146条第2項」と、第59条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第149条において読み替え て準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と あるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第6 0条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあ るのは「3月」と、第61条中「前条」とあるの は「第149条において準用する前条」と、第7 7条第2項第1号中「第60条第1項」とあるの は「第149条において読み替えて準用する第6 0条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「 自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「 第55条第1項」とあるのは「第149条におい て準用する第20条第1項」と、同項第3号中「 第67条」とあるのは「第149条において準用 する第90条」と、同項第4号から第6号まで中 「次条」とあるのは「第149条」と、第91条 中「第94条第1項」とあるのは「第149条に おいて準用する第94条第1項」と、第94条第 1項中「前条」とあるのは「第149条において 準用する前条」と読み替えるものとする。

当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保され ている食堂(リハビリテーションに供用される ものに限る。)の面積を加えるものとする。第 150条第2号において同じ。)を、指定通所 リハビリテーション(指定居宅サービス等基準 第110条に規定する指定通所リハビリテーシ ョンをいう。以下同じ。) の利用者の数と共生 型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数 で除して得た面積が3平方メートル以上である こと。

- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者 の員数が、当該指定通所リハビリテーション事 業所が提供する指定通所リハビリテーションの 利用者の数を指定通所リハビリテーションの利 用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利 用者の数の合計数であるとした場合における当 該指定通所リハビリテーション事業所として必 要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対し て適切なサービスを提供するため、指定自立訓 練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必 要な技術的支援を受けていること。

第149条の4 「略〕

第149条の5 「略〕

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

- 第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当 | 第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当 障害福祉サービス (第150条の3に規定する病 院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下 この節において「基準該当自立訓練(機能訓練) 」という。) の事業を行う者(以下この節におい て「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」とい う。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次 のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリ テーション事業者であって、地域において自立 訓練(機能訓練)が提供されていないこと等に より自立訓練(機能訓練)を受けることが困難 な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所 リハビリテーションを提供するものであること。
 - (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室 又は指定通所リハビリテーション事業所の専用 の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通 所リハビリテーションの利用者の数と基準該当 自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合 計数で除して得た面積が3平方メートル以上で あること。

第149条の3 「略]

第149条の4 「略〕

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

- 障害福祉サービス(以下この節において「基準該 当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行 う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関し て満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者等であって、地域におい て自立訓練(機能訓練)が提供されていないこ と等により自立訓練(機能訓練)を受けること が困難な障害者に対して指定通所介護等を提供 するものであること。
 - (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室 の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準 該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数 の合計数で除して得た面積が3平方メートル以 上であること。

- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 「略]

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

- 第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う 事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部 屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が 3平方メートル以上であること。
 - (2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所 ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合 の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満 たす人員を配置していること。
 - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供 に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言 語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1 以上確保されていること。
 - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当 該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提 供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは 言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が 利用者の数を10で除した数以上確保されて いること。
 - (3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているこ

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) [略]

と。

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条√第159条 第10条から第19条まで、第21条、 第24条、第29条、第34条の2、第36条の 2から第42条まで、第59条から第62条まで、 第68条、第70条から第72条まで、第76条、 第87条の2から第94条まで、第147条及び 第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練) の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第15 9条において準用する第91条」と、第21条第 2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第157条第1項から第4項まで」と、第24 条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第1 57条第2項」と、第59条第1項中「次条第1 項」とあるのは「第159条において読み替えて 準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあ るのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生 活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とある のは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは 「第159条において準用する前条」と、第91 条中「第94条第1項」とあるのは「第159条 において準用する第94条第1項」と、第94条 第1項中「前条」とあるのは「第159条におい て準用する前条」と読み替えるものとする。

(実習の実施)

第168条 [略]

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入 先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者 就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係 機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえ て行うよう努めなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条√第172条 第10条から第18条まで、第20条、 第21条、第24条、第29条、第34条の2、 第36条の2から第42条まで、第59条から第 62条まで、第68条、第70条から第72条ま で、第76条、第77条、第86条、第87条、 第88条から第94条まで、第146条、第14 7条及び第158条の規定は、指定就労移行支援 の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第17

(準用)

第24条、第29条、第34条の2、第36条の 2から第42条まで、第59条から第62条まで、 第68条、第70条から第72条まで、第76条、 第87条の2から第94条まで、第147条及び 第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練) の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第15 9条において準用する第91条」と、第21条第 2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第157条第1項から第4項まで」と、第24 条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第1 57条第2項」と、第59条第1項中「次条第1 項」とあるのは「第159条において読み替えて 準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあ るのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生 活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とある のは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは 「第159条において準用する前条」と、第91 条中「第94条第1項」とあるのは「第159条 において準用する第94条第1項」と、第94条 第1項中「前条」とあるのは「第159条におい て準用する前条」と読み替えるものとする。

(実習の実施)

第168条 [略]

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入 先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者 就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等 に関する法律(昭和35年法律第123号)第2 7条第2項に規定する障害者就業・生活支援セン ターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関 係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏ま えて行うよう努めなければならない。

(準用)

第21条、第24条、第29条、第34条の2、 第36条の2から第42条まで、第59条から第 62条まで、第68条、第70条から第72条ま で、第76条、第77条、第86条、第87条、 第88条から第94条まで、第146条、第14 7条及び第158条の規定は、指定就労移行支援 の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第17

2条において準用する第91条」と、第21条第 2項中「次条第1項」とあるのは「第172条に おいて準用する第146条第1項」と、第24条 第2項中「第22条第2項」とあるのは「第17 2条において準用する第146条第2項」と、第 59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第1 72条において読み替えて準用する次条第1項」 と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援 計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの は「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月 」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」と あるのは「第172条において準用する前条」と、 第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあ るのは「第172条において読み替えて準用する 第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるの は「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第5 5条第1項」とあるのは「第172条において準 用する第20条第1項」と、同項第3号中「第6 7条」とあるのは「第172条において準用する 第90条 と、同項第4号から第6号まで中「次 条」とあるのは「第172条」と、第91条中「 第94条第1項」とあるのは「第172条におい て準用する第94条第1項」と、第94条第1項 中「前条」とあるのは「第172条において準用 する前条」と、第158条第1項中「支給決定障 害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障 害福祉サービス省令第170条の2第1項に規定 する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とある のは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス省 令第184条に規定する厚生労働大臣が定める者 に限る。) 」と、同条第2項中「支給決定障害者 (指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福 祉サービス省令第170条の2第2項に規定する 厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは 「支給決定障害者(指定障害福祉サービス省令第 184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除 く。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第190条 第10条から第18条まで、第20条、 第21条、第23条、第24条、第29条、第3 4条の2、第36条の2から第42条まで、第5 9条から第62条まで、第68条、第70条から 第72条まで、第76条、第77条、第86条、 第88条から第94条まで、第146条、第14 7条、第180条第6項及び第181条から第1 83条までの規定は、指定就労継続支援B型の事 業について準用する。この場合において、第10 条第1項中「第32条」とあるのは「第190条 において準用する第91条」と、第21条第2項

2条において準用する第91条」と、第21条第 2項中「次条第1項」とあるのは「第172条に おいて準用する第146条第1項」と、第24条 第2項中「第22条第2項」とあるのは「第17 2条において準用する第146条第2項」と、第 59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第1 72条において読み替えて準用する次条第1項」 と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援 計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの は「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月 」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」と あるのは「第172条において準用する前条」と 第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあ るのは「第172条において読み替えて準用する 第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるの は「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第5 5条第1項」とあるのは「第172条において準 用する第20条第1項」と、同項第3号中「第6 7条」とあるのは「第172条において準用する 第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次 条」とあるのは「第172条」と、第91条中「 第94条第1項」とあるのは「第172条におい て準用する第94条第1項」と、第94条第1項 中「前条」とあるのは「第172条において準用 する前条」と、第158条第1項中「支給決定障 害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障 害福祉サービス省令第170条の2第1項に規定 する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とある のは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス省 令第184条に規定する厚生労働大臣が定める者 に限る。) 」と、同条第2項中「支給決定障害者 (指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福 祉サービス省令第170条の2第2項に規定する 厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは 「支給決定障害者(指定障害福祉サービス省令第 184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除 く。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第21条、第23条、第24条、第29条、第3 4条の2、第36条の2から第42条まで、第5 9条から第62条まで、第68条、第70条から 第72条まで、第76条、第77条、第86条、 第88条から第94条まで、第146条、第14 7条及び第181条から第183条までの規定は、 指定就労継続支援B型の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 」とあるのは「第190条において準用する第9 1条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあ 中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、

「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型 計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの は「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前 条」とあるのは「第190条において準用する前 条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1 項」とあるのは「第190条において読み替えて 準用する第60条第1項|と、「療養介護計画」 とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第 2号中「第55条第1項」とあるのは「第190 条において準用する第20条第1項」と、同項第 3号中「第67条」とあるのは「第190条にお いて準用する第90条」と、同項第4号から第6 号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第1 90条において準用する第94条第1項」と、第 94条第1項中「前条」とあるのは「第190条 において準用する前条」と、第180条第6項中 「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「 第189条第1項の工賃」と、第181条第1項 中「第185条」とあるのは「第190条」と、 「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続 支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第21条、第24 条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2 第36条の2から第42条まで、第52条、第5 9条から第62条まで、第70条、第72条、第 76条、第77条、第86条、第89条、第90 条、第92条から第94条まで、第146条(第 1項を除く。)、第147条、第180条第6項、 第181条から第183条まで及び第186条の 規定は、基準該当就労継続支援B型の事業につい て準用する。この場合において、第10条第1項 中「第32条」とあるのは「第192条」と、第 21条第2項中「次条第1項から第3項まで」と あるのは「第194条において準用する第146 条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第 22条第2項」とあるのは「第194条において 準用する第146条第2項」と、第59条第1項 中「次条第1項」とあるのは「第194条におい て読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型

るのは「第190条において準用する第146条 第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項 」とあるのは「第190条において準用する第1 46条第2項」と、第59条第1項中「次条第1 項」とあるのは「第190条において読み替えて 準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあ るのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型 計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第1 90条において準用する前条」と、第77条第2 項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第1 90条において読み替えて準用する第60条第1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1 項」とあるのは「第190条において準用する第 20条第1項」と、同項第3号中「第67条」と あるのは「第190条において準用する第90条 」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあ るのは「第190条」と、第91条中「第94条 第1項」とあるのは「第190条において準用す る第94条第1項」と、第94条第1項中「前条 」とあるのは「第190条において準用する前条 」と、第181条第1項中「第185条」とある のは「第190条」と、「就労継続支援A型計画 | とあるのは「就労継続支援B型計画| と読み替 えるものとする。

(進用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第21条、第24 条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2 第36条の2から第42条まで、第52条、第5 9条から第62条まで、第70条、第72条、第 76条、第77条、第86条、第89条、第90 条、第92条から第94条まで、第146条(第 1項を除く。)、第147条、第181条から第 183条まで及び第186条の規定は、基準該当 就労継続支援B型の事業について準用する。この 場合において、第10条第1項中「第32条」と あるのは「第192条」と、第21条第2項中「 次条第1項から第3項まで」とあるのは「第19 4条において準用する第146条第2項及び第3 項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第194条において準用する第146 条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」 とあるのは「第194条において読み替えて準用 する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるの は「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60 計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの は「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61 条中「前条」とあるのは「第194条において準 用する前条」と、第77条第2項第1号中「第6 0条第1項」とあるのは「第194条において読 み替えて準用する第60条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型 計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあ るのは「第194条において準用する第20条第 1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは 「第194条において準用する第90条」と、同 項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「 第194条」と、第94条第1項中「前条」とあ るのは「第194条において準用する前条」と、 第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項 」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」と あるのは「第2項及び第3項」と、第180条第 6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とある のは「第193条第1項の工賃」と、第181条 第1項中「第185条」とあるのは「第194条 」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基 準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるもの とする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 「略]

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

(実施主体)

介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であっ て、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以 上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたも の又は障害者就業・生活支援センターでなければ ならない。

(従業者の員数)

- 第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う 者(以下「指定自立生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援 助事業所」という。) に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業 所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分

条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労 継続支援B型計画 | と、第61条中「前条」とあ るのは「第194条において準用する前条」と、 第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあ るのは「第194条において読み替えて準用する 第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるの は「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第 2号中「第55条第1項」とあるのは「第194 条において準用する第20条第1項」と、同項第 3号中「第67条」とあるのは「第194条にお いて準用する第90条」と、同項第4号から第6 号まで中「次条」とあるのは「第194条」と、 第94条第1項中「前条」とあるのは「第194 条において準用する前条」と、第146条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項 中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項 及び第3項 と、第181条第1項中「第185 条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支 援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 「略]

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活 | 第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去 3年間において平均1人以上、通常の事業所に新 たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指 定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者の員数)

- 第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う 者(以下「指定自立生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援 助事業所」という。) に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業 所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分

に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

- ア サービス管理責任者が常勤である場合 次 の同又は例に掲げる利用者の数の区分に応じ、 それぞれ同又は例に掲げる数
 - ⑦ 利用者の数が60以下 1以上
 - 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- - | 利用者の数が30以下 1以上
 - | 利用者の数が31以上 1に、利用者の 数が30を超えて30又はその端数を増す ごとに1を加えて得た数以上
- 2 [略]
- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事 業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定地域相談支援の 事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚 生労働省令第27号。以下この条において「指定 地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規 定する指定地域移行支援事業者をいう。) の指定 を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と 指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条 第11号に規定する指定地域移行支援をいう。) の事業を同一の事業所において一体的に運営して いる場合にあっては、指定地域相談支援基準第3 条の規定により当該事業所に配置された相談支援 専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員を いう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により 置くべきサービス管理責任者とみなすことができ る。
- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第4条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

<u>5</u> [略]

6 [略]

に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 [略]

3 「略〕

4 [略]

(実施主体)

第194条の17 削除

(定期的な訪問等による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、定 期的に利用者の居宅を訪問することにより、又は テレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身 の状況、その置かれている環境及び日常生活全般 の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助 言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、 医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域に おける自立した日常生活又は社会生活を営むため に必要な援助を行わなければならない。

(準用)

- 第194条の20 第10条から第24条まで、第 | 第194条の20 第10条から第24条まで、第 30条、第34条から第36条まで、第37条か ら第42条まで、第59条、第60条、第62条、 第68条、第194条の6、第194条の10及 び第194条の11の規定は、指定自立生活援助 の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第19 4条の20において準用する第194条の10」 と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは 「第194条の20において準用する次条第1項 」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるの は「第194条の20において準用する次条第1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活 援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあ るのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「 6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとす る。
- 第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サー ビス(以下「指定共同生活援助」という。)の事 業は、利用者が地域において共同して自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、当 該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ ている環境に応じて共同生活住居において相談、 入浴、排泄若しくは食事の介護その他の日常生活 上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併 せて、居宅における自立した日常生活への移行を 希望する入居者につき当該日常生活への移行及び 移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援 助その他居宅における自立した日常生活への移行

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指 定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は 共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障 害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51 条の22第1項に規定する指定相談支援事業者を いう。) でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、お おむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問するこ とにより、当該利用者の心身の状況、その置かれ ている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行 い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定 障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡 調整その他の障害者が地域における自立した日常 生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わ なければならない。

(準用)

- 30条、第34条から第36条まで、第37条か ら第42条まで、第59条、第60条、第62条、 第68条、第194条の6、第194条の10及 び第194条の11の規定は、指定自立生活援助 の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第19 4条の20において準用する第194条の10 と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは 「第194条の20において準用する次条第1項 」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「 自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」と あるのは「3月」と読み替えるものとする。
- 第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サー ビス(以下「指定共同生活援助」という。)の事 業は、利用者が地域において共同して自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、当 該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ ている環境に応じて共同生活住居において相談、 入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の 援助を適切かつ効果的に行うものでなければなら ない。

及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的 に行うものでなければならない。

(入退居)

第198条の2 「略]

- 2 「略]
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際 は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活 環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助 <u>を行い、又はこれに併せて居宅における自立した</u> 日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わな ければならない。
- 4 「略]

(指定共同生活援助の取扱方針)

- 第198条の5 [略]
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならな ν<u>°</u>
- 3 [略]
- <u>4</u> [略]
- 5 [略]

(サービス管理責任者の責務)

- 第198条の6 「略]
- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定 <u>共同生活援助の提供に当たっては</u>、地域住民又は その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の 地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助 の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域 住民の代表者、共同生活援助について知見を有す る者並びに市町村の担当者等により構成される協 議会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。以下この条及び第201条の1 0において「地域連携推進会議」という。)を開 催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会 議において、事業の運営に係る状況を報告すると ともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けな ければならない。

(入退居)

第198条の2 「略]

- 2 「略]
- は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活 環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助 を行わなければならない。
- 4 [略]

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 「略]

- 「略] 2
- 3 「略〕
- 4 「略〕

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 「略]

- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議 の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地 域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業 所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要 望、助言等についての記録を作成するとともに、 当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がそ の提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者 による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこ れに準じる措置として市長が定めるものを講じて いる場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第200条の4 [略]

2 「略]

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律(平成1 0年法律第114号)第6条第17項に規定する 第2種協定指定医療機関(次項において「第2種 協定指定医療機関」という。)との間で、新興感 染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ 等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は 同条第9項に規定する新感染症をいう。次項にお いて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう に努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第 2種協定指定医療機関である場合においては、当 該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症 の発生時等の対応について協議を行わなければな らない。

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第1 5条から第18条まで、第21条、第24条、第 29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第55条、第60条、第62条、第68 条、第72条、第77条、第90条、第92条、 第94条及び第158条の規定は、指定共同生活 援助の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第1 99条の3」と、第21条第2項中「次条第1項 」とあるのは「第198条の4第1項」と、第2 4条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 198条の4第2項」と、第60条中「療養介護 計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第7 7条第2項第1号中「第60条第1項」とあるの は「第201条において読み替えて準用する第6 0条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「 (協力医療機関等)

|第200条の4 [略]

2 「略]

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第1 5条から第18条まで、第21条、第24条、第 29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第55条、第60条、第62条、第68 条、第72条、第76条、第77条、第90条、 第92条、第94条及び第158条の規定は、指 定共同生活援助の事業について準用する。この場 合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第199条の3」と、第21条第2項中 「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1 項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第198条の4第2項」と、第60条 中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計 画」と、第77条第2項第1号中「第60条第1 項」とあるのは「第201条において読み替えて 準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」

共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条 第1項 とあるのは「第201条において準用す る第55条第1項」と、同項第3号中「第67条 」とあるのは「第201条において準用する第9 0条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」 とあるのは「第201条」と、第94条第1項中 「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条 の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力 歯科医療機関」と、第158条第1項中「支給決 定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指 定障害福祉サービス省令第170条の2第1項に 規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と あるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指 定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立 訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第 170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定 める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者 (入居前の体験的な指定共同生活援助を受けてい る者に限る。) 」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

わらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援 助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を 確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しく は食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれ に併せて行われる居宅における自立した日常生活 への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。 以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービ ス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活 | 第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活 援助の事業は、常時の支援体制を確保することに より、利用者が地域において、家庭的な環境及び 地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう、当該利用者の身 体及び精神の状況並びにその置かれている環境に 応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ 若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又 はこれに併せて行われる居宅における自立した日 常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を 適切かつ効果的に行うものでなければならない。

とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号 中「第55条第1項」とあるのは「第201条に おいて準用する第55条第1項」と、同項第3号 中「第67条」とあるのは「第201条において 準用する第90条」と、同項第4号から第6号ま で中「次条」とあるのは「第201条」と、第9 4条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは 「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条 第2項の協力歯科医療機関」と、第158条第1 項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受 ける者及び指定障害福祉サービス省令第170条 の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に 限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前 の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除 く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指 定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サ ービス省令第170条の2第2項に規定する厚生 労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支 給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援 助を受けている者に限る。)」と読み替えるもの とする。

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかか | 第201条の2 第1節から前節までの規定にかか わらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援 助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を 確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護 その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。) の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定 共同生活援助事業者」という。) の基本方針並び に人員、設備及び運営に関する基準については、 この節に定めるところによる。

(基本方針)

援助の事業は、常時の支援体制を確保することに より、利用者が地域において、家庭的な環境及び 地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう、当該利用者の身 体及び精神の状況並びにその置かれている環境に 応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ 又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切 かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

- 第201条の10 日中サービス支援型指定共同生 活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生 活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自 発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と の交流を図らなければならない。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当 たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね 1年に1回以上、地域連携推進会議において、事 業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な 要望、助言等を聴く機会を設けなければならない
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に 1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中 サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学す る機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は 第2項の報告、要望、助言等についての記録を作 成するとともに、当該記録を公表しなければなら ない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同 生活援助事業者がその提供する日中サービス支援 型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評 価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じ る措置として市長が定めるもの(次項に規定する ものを除く。)を講じている場合には、適用しな V,
- 6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 法第89条の3第1項に規定する協議会その他市 長がこれに準じるものとして特に認めるもの(以 下「協議会等」という。) に対して定期的に日中 サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状 況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前 項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価 を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助 言等を聴く機会を設けなければならない。
- <u>7</u> 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>2</u> 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 前項の協議会等における報告、評価、要望、助言 等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第15条から第18条まで、第21条、第24条、 第29条、第34条の2、第36条の2から第4 2条まで、第55条、第60条、第62条、第6 8条、第72条、第77条、第90条、第92条、 第94条、第158条、第198条の2から第1 98条の6で及び第199条の3から第200条 (協議の場の設置等)

|第201条の10

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当 たっては、法第89条の3第1項に規定する協議 会その他市長がこれに準じるものとして特に認め るもの(以下「協議会等」という。) に対して定 期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事 業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を 受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言 等を聴く機会を設けなければならない。

前項の報告、評価、要望、助言等についての記録 を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第201条の11 第10条、第12条、第13条、 第15条から第18条まで、第21条、第24条、 第29条、第34条の2、第36条の2から第4 2条まで、第55条、第60条、第62条、第6 8条、第72条<u>、第76条</u>、第77条、第90条、 第92条、第94条、第158条、第198条の 2から第198条の6まで及び第199条の3か の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同 生活援助の事業について準用する。この場合にお いて、第10条第1項中「第32条」とあるのは 「第201条の11において準用する第199条 の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあ るのは「第201条の11において準用する第1 98条の4第1項」と、第24条第2項中「第2 2条第2項」とあるのは「第201条の11にお いて準用する第198条の4第2項」と、第60 条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス 支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第 1号中「第60条」とあるのは「第201条の1 1において読み替えて準用する第60条」と、「 療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型 共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条 第1項」とあるのは「第201条の11において 準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第 67条」とあるのは「第201条の11において 準用する第90条」と、同項第4号から第6号ま で中「次条」とあるのは「第201条の11」と、 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とある のは「第201条の11において準用する第20 0条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の 協力歯科医療機関」と、第158条第1項中「支 給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及 び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるの は「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サー ビス支援型指定共同生活援助を受けている者を除 く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指 定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が 定める者を除く。) 」とあるのは「支給決定障害 者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共 同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替 えるものとする。

(この節の趣旨)

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅

ら第200条の4までの規定は、日中サービス支 援型指定共同生活援助の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 」とあるのは「第201条の11において準用す る第199条の3」と、第21条第2項中「次条 第1項」とあるのは「第201条の11において 準用する第198条の4第1項」と、第24条第 2項中「第22条第2項」とあるのは「第201 条の11において準用する第198条の4第2項 」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「 日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第7 7条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第 201条の11において読み替えて準用する第6 0条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サ ービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号 中「第55条第1項」とあるのは「第201条の 11において準用する第55条第1項」と、同項 第3号中「第67条」とあるのは「第201条の 11において準用する第90条」と、同項第4号 から第6号まで中「次条」とあるのは「第201 条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医 療機関」とあるのは「第201条の11において 準用する第200条の4第1項の協力医療機関及 び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158 条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓 練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験 的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受け ている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決 定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚 生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「 支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス 支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。) 」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行

介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条 から第18条まで、第21条、第24条、第29 条、第34条の2、第36条の2から第42条ま で、第55条、第60条、第62条、第68条、 第72条、第77条、第90条、第92条、第9 4条、第158条、第198条の2から第198 条の7まで、第199条、第199条の2及び第 200条の2から第200条の4までの規定は、 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業につ いて準用する。この場合において、第21条第2 項中「次条第1項」とあるのは「第201条の2 2において準用する第198条の4第1項」と、 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは 「第201条の22において準用する第198条 の4第2項 と、第60条中「療養介護計画」と あるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画 」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあ るのは「第201条の22において準用する第6 0条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サ ービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号 中「第55条第1項」とあるのは「第201条の 22において準用する第55条第1項」と、同項 第3号中「第67条」とあるのは「第201条の 22において準用する第90条」と、同項第4号 から第6号まで中「次条」とあるのは「第201 条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医 れる入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

|第201条の22 第12条、第13条、第15条 から第18条まで、第21条、第24条、第29 条、第34条の2、第36条の2から第42条ま で、第55条、第60条、第62条、第68条、 第72条、第76条、第77条、第90条、第9 2条、第94条、第158条、第198条の2か ら第198条の6まで、第199条、第199条 の2及び第200条の2から第200条の4まで の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助 の事業について準用する。この場合において、第 21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第2 01条の22において準用する第198条の4第 1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」 とあるのは「第201条の22において準用する 第198条の4第2項」と、第60条中「療養介 護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生 活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第6 0条」とあるのは「第201条の22において準 用する第60条」と、「療養介護計画」とあるの は「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 201条の22において準用する第55条第1項 」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第 201条の22において準用する第90条」と、 同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは 「第201条の22」と、第94条第1項中「前 療機関」とあるのは「第201条の22において 準用する第200条の4第1項の協力医療機関及 び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158 条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓 練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第1 70条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定め る者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生 活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2 項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受 ける者及び指定障害福祉サービス省令第170条 の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を 除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前 の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助 を受けている者に限る。)」と、第199条第3 項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」と あるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活 援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従 業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

- 第202条 多機能型による指定生活介護事業所、 指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所、指定就労移行支援事業所、 指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支 援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指 定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。) 並びに指定児童発達支援事業所) 及び指定放課 後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所 」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能 型事業所の利用定員数の合計が20人未満である 場合は、第80条第6項、第143条第6項及び 第7項、第153条第6項、第163条第4項並 びに第174条第4項(第187条において準用 する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多 機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービ ス管理責任者を除く。) のうち、1人以上の者を 常勤でなければならないものとすることができる。
- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び 指定放課後等デイサービス事業所を多機能型とし て一体的に行うものを除く。以下この条において 同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、 第143条第1項第2号及び第8項、第153条 第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3 号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び 第5項(これらの規定を第187条において準用 する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的

条の協力医療機関」とあるのは「第201条の2 2において準用する第200条の4第1項の協力 医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、 第158条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊 型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス 省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大 臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定 障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指 定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立 訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第 170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定 める者を除く。) 」とあるのは「支給決定障害者 (入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同 生活援助を受けている者に限る。)」と、第19 9条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従 業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事 業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

- 第202条 多機能型による指定生活介護事業所、 指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所、指定就労移行支援事業所、 指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支 援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指 定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。) 並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児 童発達支援事業所(指定通所支援条例第63条に 規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。 次項において同じ。)及び指定放課後等デイサー ビス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用 定員数の合計が20人未満である場合は、第80 条第6項、第143条第6項及び第7項、第15 3条第6項、第163条第4項並びに第174条 第4項(第187条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置 くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除 く。) のうち、1人以上の者を常勤でなければな らないものとすることができる。
- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所<u>指</u> 定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行う ものを除く。以下この条において同じ。)は、第 80条第1項第3号及び第7項、第143条第1 項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及 び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並 びに第174条第1項第2号及び第5項 の規定を第187条において準用する場合を含む。

に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉 サービス省令第215条第2項に規定する厚生労 働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなし て、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべ きサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる 当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に 応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定に より置くべきものとされるサービス管理責任者の うち、1人以上は、常勤でなければならないもの とすることができる。

(1) • (2) [略]

(電磁的記録等)

第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその 従業者は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例の規定において書面(書面、書 類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識することがで きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。)で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第4 9条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、 第123条、第149条、第149条の5、第1 59条、第159条の4、第172条、第185 条、第190条、第194条、第194条の12 並びに第194条の20において準用する場合を 含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、 第44条の4、第49条第1項及び第2項、第7 8条、第95条、第95条の5、第110条、第 110条の4、第123条、第149条、第14 9条の5、第159条、第159条の4、第17 2条、第185条、第190条、第194条、第 194条の12、第194条の20、第201条、 第201条の11並びに第201条の22におい て準用する場合を含む。)、第54条第1項、第 104条第1項(第110条の4において準用す る場合を含む。)、第198条の3第1項(第2 01条の11及び第201条の22において準用 する場合を含む。)及び次項に規定するものを除 く。) については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報処 理の用に供されるものをいう。)により行うこと ができる。

2 「略]

附則

1 「略]

)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機 能型事業所のうち指定障害福祉サービス省令第2 15条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるも のを一の事業所であるとみなして、当該一の事業 所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責 任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業 所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に 定める数とし、この項の規定により置くべきもの とされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、 常勤でなければならないものとすることができる。 (1)・(2) 「略]

(電磁的記録等)

第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその 従業者は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例の規定において書面(書面、書 類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識することがで きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。)で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第4 9条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、 第123条、第149条、第149条の4、第1 59条、第159条の4、第172条、第185 条、第190条、第194条、第194条の12 並びに第194条の20において準用する場合を 含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、 第44条の4、第49条第1項及び第2項、第7 8条、第95条、第95条の5、第110条、第 110条の4、第123条、第149条、第14 9条の4、第159条、第159条の4、第17 2条、第185条、第190条、第194条、第 194条の12、第194条の20、第201条、 第201条の11並びに第201条の22におい て準用する場合を含む。)、第54条第1項、第 104条第1項(第110条の4において準用す る場合を含む。)、第198条の3第1項(第2 01条の11及び第201条の22において準用 する場合を含む。)及び次項に規定するものを除 く。) については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報処 理の用に供されるものをいう。)により行うこと ができる。

2 「略]

附則

1 [略]

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援 型指定共同生活援助事業所において個人単位で居 宅介護等を利用する場合の特例)

- 2 第199条第3項及び第201条の8第4項の 規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給 決定を受けることができる者であって、障害支援 区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基 準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、 同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規 定する区分6に該当するものが、共同生活住居内 において、当該指定共同生活援助事業所又は当該 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従 業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の 利用を希望する場合については、<u>令和9年3月3</u> 1日までの間、当該利用者については、適用しな い。
- 3 第199条第3項及び第201条の8第4項の 規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び 判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条 第7号に規定する区分6に該当するものが、共同 生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和9年3月3</u> 1日までの間、当該利用者については、適用しない。

 $(1) \cdot (2)$ [略] $4 \sim 7$ 「略]

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援 型指定共同生活援助事業所において個人単位で居 宅介護等を利用する場合の特例)

- 2 第199条第3項及び第201条の8第4項の 規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給 決定を受けることができる者であって、障害支援 区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基 準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、 同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規 定する区分6に該当するものが、共同生活住居内 において、当該指定共同生活援助事業所又は当該 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従 業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の 利用を希望する場合については、<u>令和6年3月3</u> 1日までの間、当該利用者については、適用しな い。
- 3 第199条第3項及び第201条の8第4項の 規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び 判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定す る区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条 第7号に規定する区分6に該当するものが、共同 生活住居内において、当該指定共同生活援助事業 所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助 事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介 護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいず れにも該当する場合については、<u>令和6年3月3</u> 1日までの間、当該利用者については、適用しな い。

(1)·(2) [略] 4~7 [略]

第2条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

目次

第1章~第10章 「略]

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針(第161条の2)

第2節 人員に関する基準(第161条の3・ 第161条の4)

第3節 設備に関する基準 (第161条の5)

第4節 運営に関する基準(第161条の6一

第161条の9)

第11章~第18章 [略] 附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

(1) • (2) 「略]

(3) 支給決定障害者等 法第5条第24項に規定 する支給決定障害者等をいう。

(4)~(17) 「略]

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

5章、第9章、第10章及び第11章から第16 章までに掲げる事業を行うものに限る。) は、利 用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏 まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を 作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福 祉サービスを提供するとともに、その効果につい て継続的な評価を実施することその他の措置を講 じることにより利用者に対して適切かつ効果的に 指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2·3 「略]

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉 サービス(以下「指定就労選択支援」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生 活を営むことができるよう、施行規則第6条の7 の2に規定する者につき、短期間の生産活動その 他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適 性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の 7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに 併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、 施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切か

目次

第1章~第10章 「略]

第11章~第18章 「略] 附則

(定義)

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1) \cdot (2)$ 「略]

(3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定 する支給決定障害者等をいう。

(4)~(17) 「略]

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第4章、第 第3条 指定障害福祉サービス事業者(第4章、第 5章及び第8章から第16章までに掲げる事業を 行うものに限る。) は、利用者の意向、適性、障 害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個 別支援計画」という。) を作成し、これに基づき 利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する とともに、その効果について継続的な評価を実施 することその他の措置を講じることにより利用者 に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービス を提供しなければならない。

2 • 3 「略]

つ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者 (以下「指定就労選択支援事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援 事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労 働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、 指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、 利用者の数を15で除した数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就 労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業 所の職務に従事する者でなければならない。ただ し、利用者の支援に支障がない場合はこの限りで ない。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択 支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択 支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労 移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業 者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事 業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障 害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると 市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下こ

- <u>の</u>節において「アセスメント」という。)を行う ものとする。
- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関が アセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の 評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセ スメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業 安定所、障害者就業・生活支援センターその他の 関係機関との連絡調整を行わなければならない。
- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第 1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職 業安定所への訪問等により、地域における就労支 援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する 情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進 路選択に資する情報を提供するよう努めなければ ならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第2 4条、第29条、第34条の2、第36条の2か ら第42条まで、第59条、第62条、第68条、 第70条から第72条まで、第76条、第77条 (第2項第1号を除く。)、第86条、第87条、 第88条から第94条まで、第146条及び第1 58条の規定は、指定就労選択支援の事業につい で準用する。この場合において、第10条第1項 中「第32条」とあるのは「第161条の9にお いて準用する第91条」と、第21条第2項中「 次条第1項」とあるのは「第161条の9におい て準用する第146条第1項」と、第24条第2 項中「第22条第2項」とあるのは「第161条 の9において準用する第146条第2項」と、第 59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護 計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」 とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と 第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあ るのは「第161条の9において準用する第20 条第1項」と、同項第3号中「第67条」とある のは「第161条の9において準用する第90条 」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあ るのは「第161条の9」と、第91条中「第9 4条第1項」とあるのは「第161条の9におい て準用する第94条第1項」と、第94条第1項 中「前条」とあるのは「第161条の9において 準用する前条」と、第158条第1項中「支給決 定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚 生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「 支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る 以下この項において同じ。)」と、同条第2項中 「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける 者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあ るのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める 者を除く。) 」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用 者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、 定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うも のとする。

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条√第185条 第10条から第18条まで、第20条、 第21条、第23条、第24条、第29条、第3 4条の2、第36条の2から第42条まで、第5 9条から第62条まで、第68条、第70条から 第72条まで、第76条、第77条、第88条か ら第90条まで、第92条から第94条まで、第 146条、第147条及び第171条の2の規定 は、指定就労継続支援A型の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第3 2条 | とあるのは「第184条の2 | と、第21 条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185 条において準用する第146条第1項」と、第2 4条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 185条において準用する第146条第2項」と、 第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第 185条において読み替えて準用する次条第1項

(準用)

第21条、第23条、第24条、第29条、第3 4条の2、第36条の2から第42条まで、第5 9条から第62条まで、第68条、第70条から 第72条まで、第76条、第77条、第88条か ら第90条まで、第92条から第94条まで、第 146条、第147条及び第171条の規定は、 指定就労継続支援A型の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条 | とあるのは「第184条の2| と、第21条第 2項中「次条第1項」とあるのは「第185条に おいて準用する第146条第1項」と、第24条 第2項中「第22条第2項」とあるのは「第18 5条において準用する第146条第2項」と、第 59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第1 85条において読み替えて準用する次条第1項|

」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支 援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条 中「前条」とあるのは「第185条において準用 する前条」と、第77条第2項第1号中「第60 条第1項」とあるのは「第185条において読み 替えて準用する第60条第1項」と、「療養介護 計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 185条において準用する第20条第1項」と、 同項第3号中「第67条」とあるのは「第185 条において準用する第90条」と、同項第4号か ら第6号まで中「次条」とあるのは「第185条 」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第 185条において準用する前条」と読み替えるも のとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条√第190条 第10条から第18条まで、第20条、 第21条、第23条、第24条、第29条、第3 4条の2、第36条の2から第42条まで、第5 9条から第62条まで、第68条、第70条から 第72条まで、第76条、第77条、第86条、 第88条から第94条まで、第146条、第14 7条、第171条の2、第180条第6項及び第 181条から第183条までの規定は、指定就労 継続支援B型の事業について準用する。この場合 において、第10条第1項中「第32条」とある のは「第190条において準用する第91条」と、 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第 190条において準用する第146条第1項」と 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは 第190条において準用する第146条第2項 と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは 第190条において読み替えて準用する次条第1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援 B型計画 | と、第60条中「療養介護計画 | とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61 条中「前条」とあるのは「第190条において準 用する前条」と、第77条第2項第1号中「第6 0条第1項」とあるのは「第190条において読 み替えて準用する第60条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 190条において準用する第20条第1項」と、 同項第3号中「第67条」とあるのは「第190 条において準用する第90条」と、同項第4号か ら第6号まで中「次条」とあるのは「第190条 」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは 「第190条において準用する第94条第1項」

と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A型計画 | と、第60条中「療養介護計画」とあ るのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中 「前条」とあるのは「第185条において準用す る前条」と、第77条第2項第1号中「第60条 第1項」とあるのは「第185条において読み替 えて準用する第60条第1項」と、「療養介護計 画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同 項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第1 85条において準用する第20条第1項」と、同 項第3号中「第67条」とあるのは「第185条 において準用する第90条」と、同項第4号から 第6号まで中「次条」とあるのは「第185条」 と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第1 85条において準用する前条」と読み替えるもの とする。

(準用)

第21条、第23条、第24条、第29条、第3 4条の2、第36条の2から第42条まで、第5 9条から第62条まで、第68条、第70条から 第72条まで、第76条、第77条、第86条、 第88条から第94条まで、第146条、第14 7条、第180条第6項及び第181条から第1 83条までの規定は、指定就労継続支援B型の事 業について準用する。この場合において、第10 条第1項中「第32条」とあるのは「第190条 において準用する第91条」と、第21条第2項 中「次条第1項」とあるのは「第190条におい て準用する第146条第1項」と、第24条第2 項中「第22条第2項」とあるのは「第190条 において準用する第146条第2項 と、第59 条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190 条において読み替えて準用する次条第1項」と、 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型 計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの は「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前 条」とあるのは「第190条において準用する前 条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1 項」とあるのは「第190条において読み替えて 準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」 とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第 2号中「第55条第1項」とあるのは「第190 条において準用する第20条第1項」と、同項第 3号中「第67条」とあるのは「第190条にお いて準用する第90条」と、同項第4号から第6 号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第1 90条において準用する第94条第1項」と、第 と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第21条、第24 条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、 第36条の2から第42条まで、第52条、第5 9条から第62条まで、第70条、第72条、第 76条、第77条、第86条、第89条、第90 条、第92条から第94条まで、第146条(第 1項を除く。)、第147条、第180条第6項、 第171条の2、第181条から第183条まで 及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援 B型の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第1 92条 と、第21条第2項中「次条第1項から 第3項まで」とあるのは「第194条において準 用する第146条第2項及び第3項」と、第24 条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第1 94条において準用する第146条第2項」と、 第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第 194条において読み替えて準用する次条第1項 」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就 労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護 計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計 画」と、第61条中「前条」とあるのは「第19 4条において準用する前条」と、第77条第2項 第1号中「第60条第1項」とあるのは「第19 4条において読み替えて準用する第60条第1項 」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就 労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55 条第1項」とあるのは「第194条において準用 する第20条第1項」と、同項第3号中「第67 条」とあるのは「第194条において準用する第 90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条 」とあるのは「第194条」と、第94条第1項 中「前条」とあるのは「第194条において準用 する前条」と、第146条第3項中「前2項」と あるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から 第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、 第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する 工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、 第181条第1項中「第185条」とあるのは「 第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあ 94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第21条、第24 条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2 第36条の2から第42条まで、第52条、第5 9条から第62条まで、第70条、第72条、第 76条、第77条、第86条、第89条、第90 条、第92条から第94条まで、第146条(第 1項を除く。)、第147条、第180条第6項、 第181条から第183条まで及び第186条の 規定は、基準該当就労継続支援B型の事業につい て準用する。この場合において、第10条第1項 中「第32条」とあるのは「第192条」と、第 21条第2項中「次条第1項から第3項まで」と あるのは「第194条において準用する第146 条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第 22条第2項」とあるのは「第194条において 準用する第146条第2項」と、第59条第1項 中「次条第1項」とあるのは「第194条におい て読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型 計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの は「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61 条中「前条」とあるのは「第194条において準 用する前条」と、第77条第2項第1号中「第6 0条第1項」とあるのは「第194条において読 み替えて準用する第60条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型 計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあ るのは「第194条において準用する第20条第 1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは 「第194条において準用する第90条」と、同 項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「 第194条」と、第94条第1項中「前条」とあ るのは「第194条において準用する前条」と、 第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項 」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」と あるのは「第2項及び第3項」と、第180条第 6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とある のは「第193条第1項の工賃」と、第181条 第1項中「第185条」とあるのは「第194条 」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基

るのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み 替えるものとする。

準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるもの とする。

(さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一 部改正)

第3条 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定障害者支援施設の一般原則)	(指定障害者支援施設の一般原則)
the o to Emta	for a for Emfo.

第3条 [略]

2 · 3 「略〕

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊 重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地 域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向 を定期的に確認するとともに、法第77条第3項 各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業 若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図り つつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に 向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害 者支援施設以外における指定障害福祉サービス等 の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己 決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利 用者の当該指定障害者支援施設以外における指定 障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的 に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事 業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わ なければならない。

(従業者の員数)

- その員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。

第3条 [略]

2 • 3 「略〕

(従業者の員数)

- 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及び | 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。

- (7) 「略]
- 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士、作業療法士又 <u>は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、 (a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上と する。
 - (a) (b) 「略]
 - b 「略]

 - d 「略〕

(ウ) [略]

イ [略]

ウ ア川の理学療法士、作業療法士又は言語聴 <u>覚士</u>を確保することが困難な場合には、これ らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な 機能の減退を防止するための訓練を行う能力 を有する看護師その他の者を機能訓練指導員 として置くことができる。

エ・オ 「略]

- (2) 自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合
 - ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - 「 看護職員、理学療法士<u>、作業療法士又は</u> 言語聴覚士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士、作業療法士又 <u>は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、 常勤換算方法で、利用者の数を6で除し た数以上とする。
 - b 「略]
 - c 理学療法士<u>、作業療法士又は言語聴覚</u> <u>士</u>の数は、1以上とする。
 - d [略]

(4) 「略]

イ 「略]

ウアの理学療法士、作業療法士又は言語聴

- (7) 「略]
- √ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士 又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u> 及び生活支援員の総数は、生活介護の単 位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に 掲げる数を合計した数以上とする。

(a) • (b) 「略]

- b 「略]
- c 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利 用者に対して日常生活を営むのに必要な 機能の減退を防止するための訓練を行う 場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓 練を行うために必要な数とする。

d 「略]

(ウ) [略]

イ 「略]

ウ ア(()の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ 「略]

- (2) 自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合
 - ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及 び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u> 及び生活支援員の総数は、常勤換算方法 で、利用者の数を6で除した数以上とす る。
 - b 「略]
 - c 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、1 以上とする。
 - d [略]

(4) 「略]

イ「略〕

ウ アの理学療法士又は作業療法士を確保す

<u>党士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ~カ 「略〕

 $(3)\sim(6)$ [略]

2·3 「略]

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 「略]

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 [略]

<u>4</u> [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 [略]

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に当たっては、適切な方法により、利 用者について、その置かれている環境及び日常生 活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する 生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」と いう。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊 重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自 立した日常生活を営むことができるように支援す る上での適切な支援内容の検討をしなければなら ない。この場合において、サービス管理責任者は、 第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者 (以下「地域移行等意向確認担当者」という。) が把握した利用者の地域生活への移行に関する意 向等を踏まえるものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思 を決定することに困難を抱える場合には、適切に 意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及 び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しな ければならない。

4 [略]

5 [略]

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障

ることが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ~カ 「略〕

(3)~(6) 「略]

2 · 3 「略]

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 [略]

2 [略]

3 「略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 「略]

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に当たっては、適切な方法により、利 用者について、その置かれている環境及び日常生 活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する 生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」と いう。)<u>を行い</u>、利用者が自立した日常生活を営 むことができるように支援する上での適切な支援 内容の検討をしなければならない。

3 [略]

4 「略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害 福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集し て行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報 通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)を開 催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画 の原案の内容について意見を求めるものとする。 害福祉サービス計画の原案の内容について意見を 求めるものとする。

- 障害福祉サービス計画の原案の内容について利用 者又はその家族に対して説明し、文書により利用 者の同意を得なければならない。
- 計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービ ス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画 相談支援(法第51条の17第2項に規定する指 定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなけ ればならない。
- 9 [略]
- 10 「略]
- 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規 定する施設障害福祉サービス計画の変更について 準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 「略]

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福 祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はそ の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地 域との交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域 住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知 見を有する者並びに市町村の担当者等により構成 される協議会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。) (以下この条におい て「地域連携推進会議」という。) を開催し、お おむね1年に1回以上、地域連携推進会議におい て、事業の運営に係る状況を報告するとともに、 必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければな らない。
- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連 携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以 上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援 施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、 助言等についての記録を作成するとともに、当該 記録を公表しなければならない。

- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設 障害福祉サービス計画の原案の内容について利用 者又はその家族に対して説明し、文書により利用 者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス | 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービ ス計画を利用者に交付しなければならない。
 - [略] 8
 - 9 「略]
 - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規 定する施設障害福祉サービス計画の変更について 準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 「略]

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向 確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲 げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは 特定相談支援事業を行う者と連携し、地域におけ る障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援そ の他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう 努めなければならない。

(協力医療機関等)

第51条 「略]

2 [略]

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種 協定指定医療機関である場合においては、当該第 2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発 生時等の対応について協議を行わなければならな

(協力医療機関等)

第51条 「略]

2 [略]

l',

第58条 削除

(地域との連携等)

第58条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24年さいたま市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) [略]

(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能 訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則(平成18年 厚生労働省令第19号。以下「施行規則」とい う。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立 訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号 に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下 同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継 続支援A型(施行規則第6条の10第1号に規 定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。) の事業及び就労継続支援B型(施行規則第6条 の10第2号に規定する就労継続支援B型をい う。以下同じ。) の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6 条の2の2第2項に規定する児童発達支援をい う。) の事業、放課後等デイサービス(同条第 <u>3項</u>に規定する放課後等デイサービスをいう。) の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第4 改正前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) [略]

(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能 訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則(平成18年 厚生労働省令第19号。以下「施行規則」とい う。) 第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立 訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号 に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下 同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継 続支援A型(施行規則第6条の10第1号に規 定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。) の事業及び就労継続支援 B型(施行規則第6条 の10第2号に規定する就労継続支援B型をい う。以下同じ。) の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6 条の2の2第2項に規定する児童発達支援をい う。) の事業、医療型児童発達支援(同条第3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の 事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規 項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。) の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に 規定する保育所等訪問支援をいう。) の事業の うち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に 規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(療養介護の取扱方針)

第16条 「略]

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、利用者の 意思決定の支援に配慮するよう努めなければなら ない。

3 [略]

<u>4</u> [略]

(療養介護計画の作成等)

第17条 [略]

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 当たっては、適切な方法により、利用者について、 その有する能力、その置かれている環境及び日常 生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望す る生活や課題等の把握(以下この章において「ア セスメント」という。)を行うとともに、利用者 の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつ つ、利用者が自立した日常生活を営むことができ るように支援する上での適切な支援内容の検討を しなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっ ては、利用者が自ら意思を決定することに困難を 抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うた め、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等 について丁寧に把握しなければならない。

<u>4</u> [略]

5 「略]

- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 係る会議(利用者及び当該利用者に対する療養介 護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以 下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行 うことができるものとする。) を開催し、当該利 用者の生活に対する意向等を改めて確認するとと <u>もに</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容 について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養 | 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養 介護計画の原案の内容について利用者又はその家 族に対して説明し、文書により利用者の同意を得 なければならない。

定する放課後等デイサービスをいう。) の事業、 居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定す る居宅訪問型児童発達支援をいう。) の事業及 び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保 育所等訪問支援をいう。) の事業のうち2以上 の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事 業のみを行う場合を除く。)をいう。

(療養介護の取扱方針)

第16条 「略]

「略〕 2

3 [略]

(療養介護計画の作成等)

第17条 「略]

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 当たっては、適切な方法により、利用者について、 その有する能力、その置かれている環境及び日常 生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望す る生活や課題等の把握(以下この章において「ア セスメント」という。)を行い、利用者が自立し た日常生活を営むことができるように支援する上 での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 [略]
- 「略〕
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に 係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当た る担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電 話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話 装置等」という。)を活用して行うことができる ものとする。)を開催し、前項に規定する療養介 護計画の原案の内容について意見を求めるものと する。
- 介護計画の原案の内容について利用者又はその家 族に対して説明し、文書により利用者の同意を得 なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成し 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成し た際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利 用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支 援(法第51条の17第2項に規定する指定計画 相談支援をいう。以下同じ。) 又は指定障害児相 談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定 する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以 下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等 」という。) に交付しなければならない。

9 [略]

10 [略]

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規 定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 [略]

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

- 第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置く べき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護 師をいう。以下この章、次章及び第5章におい て同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護 の単位ごとに、常勤換算方法で、例から例ま でに掲げる利用者の平均障害支援区分(障害 福祉サービス省令第39条第1項第3号イに 規定する厚生労働大臣が定めるところにより 算定した障害支援区分の平均値をいう。以下 同じ。)に応じ、それぞれ切から切までに定 める数とする。

[7] ~ (7) 「略]

イ [略]

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の 数は、利用者に対して日常生活を営むのに必 要な機能の減退を防止するための訓練を行う 場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を 行うために必要な数とする。

工 [略]

(4) 「略]

2 · 3 [略]

た際には、当該療養介護計画を利用者に交付しな ければならない。

「略〕 8

9 [略]

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規 定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 「略]

(職員の配置の基準)

- |第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置く べき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護 師をいう。以下この章、次章及び第5章におい て同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生 活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び 生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、 常勤換算方法で、例から例までに掲げる利用 者の平均障害支援区分(障害福祉サービス省 令第39条第1項第3号イに規定する厚生労 働大臣が定めるところにより算定した障害支 援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、 それぞれりからりまでに定める数とする。

[7]~(1) [略]

イ「略]

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者 に対して日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う場合は、生活 介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必 要な数とする。

エ [略]

(4) 「略]

2 · 3 「略]

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有する 看護師その他の者を機能訓練指導員として置くこ とができる。

5~8 [略]

(職員の配置の基準)

- 以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能 訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びそ の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練 (機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、 利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 「略]

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の 数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、 1以上とする。

工「略]

(3) 「略]

2·3 「略]

- 4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士を確保することが困難な場合には、これ らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有する 看護師その他の者を機能訓練指導員として置くこ とができる。
- 5~9 「略]

(地域生活への移行のための支援)

が地域において自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、第61条の2に規定する 就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事 業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなけれ ばならない。

2 「略]

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条 第55条 第8条、第9条、第13条から第19条 まで、第24条から第26条まで、第28条から | まで、第24条から第26条まで、第28条から |

第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確 保することが困難な場合には、これらの者に代え て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する看護師その他 の者を機能訓練指導員として置くことができる。

 $5 \sim 8$ 「略〕

(職員の配置の基準)

- 第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(|第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能 訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びそ の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生 活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び 生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練) 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数 を6で除した数以上とする。

イ 「略]

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓 練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

「略〕

(3) 「略]

2 • 3 「略]

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確 保することが困難な場合には、これらの者に代え て、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する看護師その他 の者を機能訓練指導員として置くことができる。

 $5\sim9$ 「略〕

(地域生活への移行のための支援)

- 第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者 | 第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者 が地域において自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、第63条第1項に規定す る就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス 事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなけ ればならない。
 - 「略]

(準用)

第32条の2まで、第34条から第38条まで、 第40条、第41条及び第44条の2から第49 条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業に ついて準用する。この場合において、第9条第2 項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第5 5条において読み替えて準用する第17条第1項 」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第 2項」とあるのは「第55条において準用する第 28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2 項」とあるのは「第55条において準用する第3 0条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項 」とあるのは「第55条において準用する第32 条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」 とあるのは「第55条において読み替えて準用す る次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」 とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同 条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第1 8条中「前条」とあるのは「第55条において準 用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条から第36条まで、 第40条、第41条、第44条の2から第49条 まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練 (生活訓練) の事業について準用する。この場合 において、第9条第2項第1号中「第17条第1 項」とあるのは「第60条において読み替えて準 用する第17条第1項」と、「療養介護計画」と あるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項 第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60 条において準用する第28条第2項」と、同項第 3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条 において準用する第30条第2項」と、同項第4 号中「第32条第2項」とあるのは「第60条に おいて準用する第32条第2項」と、第16条第 1項中「次条第1項」とあるのは「第60条にお いて読み替えて準用する次条第1項」と、第17 条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生 活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とある のは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは 「第60条において準用する前条」と、第40条 第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓 練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以 上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読 み替えるものとする。

(規模)

第32条の2まで、第34条から第38条まで、 第40条、第41条及び第44条の2から第49 条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業に ついて準用する。この場合において、第9条第2 項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第5 5条において読み替えて準用する第17条第1項 」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第 2項」とあるのは「第55条において準用する第 28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2 項」とあるのは「第55条において準用する第3 0条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項 」とあるのは「第55条において準用する第32 条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」 とあるのは「第55条において読み替えて準用す る次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」 とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同 条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第1 8条中「前条」とあるのは「第55条において準 用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条 第60条 第8条、第9条、第13条から第19条 まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条から第36条まで、 第40条、第41条、第44条の2から第49条 まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練 (生活訓練) の事業について準用する。この場合 において、第9条第2項第1号中「第17条第1 項」とあるのは「第60条において読み替えて準 用する第17条第1項 と、「療養介護計画」と あるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項 第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60 条において準用する第28条第2項」と、同項第 3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条 において準用する第30条第2項」と、同項第4 号中「第32条第2項」とあるのは「第60条に おいて準用する第32条第2項」と、第16条第 1項中「次条第1項」とあるのは「第60条にお いて読み替えて準用する次条第1項 と、第17 条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生 活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とある のは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは 「第60条において準用する前条」と、第40条 第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓 練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以 上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読 み替えるものとする。

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下 「就労移行支援事業者」という。) が当該事業を 行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という) は、10人以上の人員を利用させることができ る規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

その員数は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(4)$ [略] $2 \sim 6$ 「略]

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条 | 第69条 第8条、第9条、第13条から第19条 まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条<u>から第36条まで、</u> 第38条、第40条、第41条、第43条、第4 4条、第45条から第49条まで及び第53条の 規定は、就労移行支援の事業について準用する。 この場合において、第9条第2項第1号中「第1 7条第1項」とあるのは「第69条において読み 替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護 計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項 第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69 条において準用する第28条第2項」と、同項第 3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条 において準用する第30条第2項」と、同項第4 号中「第32条第2項」とあるのは「第69条に おいて準用する第32条第2項」と、第16条第 1項中「次条第1項」とあるのは「第69条にお いて読み替えて準用する次条第1項」と、第17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援 計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3 月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69 条において準用する前条」と、第40条第1項中 「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事 業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読 み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所(以下「 多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練 (機能訓練) 事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活 訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓 練)事業所」という。)、就労移行支援事業所((職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援事業所に置くべき職員及び | 第63条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就 労移行支援事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「就労移行支援事業所」という。) に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとす る。

> (1)~(4) [略] $2 \sim 6$ 「略]

> > (準用)

まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条<u>から第</u>38条まで、 第40条、第41条、第43条、第44条、第4 5条から第49条まで及び第53条の規定は、就 労移行支援の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第2項第1号中「第17条第1項 」とあるのは「第69条において読み替えて準用 する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあ るのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「 第28条第2項」とあるのは「第69条において 準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第 30条第2項」とあるのは「第69条において準 用する第30条第2項」と、同項第4号中「第3 2条第2項」とあるのは「第69条において準用 する第32条第2項」と、第16条第1項中「次 条第1項」とあるのは「第69条において読み替 えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養 介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、 同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第 18条中「前条」とあるのは「第69条において 準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護 事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定 就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるも のとする。

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所(以下「 多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練 (機能訓練) 事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活 訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓 練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。) 就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継 続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援 B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事 業所」という。) (以下「多機能型事業所」と総 称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業 所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援 (さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例(平成24年さい たま市条例第64号。以下「指定通所支援条例」 という。) 第5条に規定する指定児童発達支援を いう。) の事業等又は指定放課後等デイサービス (指定通所支援条例第72条に規定する指定放課 後等デイサービスをいう。) の事業(以下「多機 能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に 行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利 用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定 員を除く。)の合計が20人以上である場合は、 当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲 げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定 める人数とすることができる。

(1)~(3) [略] 2 · 3 「略] 以下「多機能型就労移行支援事業所」という。) 就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継 続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援 B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事 業所」という。) (以下「多機能型事業所」と総 称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業 所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援 (さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例(平成24年さい たま市条例第64号。以下「指定通所支援条例」 という。) 第5条に規定する指定児童発達支援を いう。) の事業等、指定医療型児童発達支援(指 定通所支援条例第62条に規定する指定医療型児 童発達支援をいう。) の事業又は指定放課後等デ イサービス(指定通所支援条例第72条に規定す る指定放課後等デイサービスをいう。) の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。) を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う 事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓 練の利用定員を除く。) の合計が20人以上であ る場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次 の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当 該各号に定める人数とすることができる。

(1)~(3) [略]

2 • 3 「略]

第5条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第5章 [略]	第1章~第5章 [略]
第5章の2 就労選択支援(第60条の2―第6	
<u>0条の8)</u>	
第6章~第10章 [略]	第6章~第10章 [略]
附則	附則
(障害福祉サービス事業者の一般原則)	(障害福祉サービス事業者の一般原則)

害福祉サービス事業者」という。) (次章から第 5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業 を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、 障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第17 条第1項において「個別支援計画」という。)を 作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サ ービスを提供するとともに、その効果について継 続的な評価を実施することその他の措置を講じる ことにより利用者に対して適切かつ効果的に障害 福祉サービスを提供しなければならない。

2 • 3 [略]

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自 立した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、施行規則第6条の7の2に規定する者につ き、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供 を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評 価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項 の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び 当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の 4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するも のでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下 「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を 行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という) は、10人以上の人員を利用させることができ る規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

- 第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員 及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1
 - (2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当た る者として厚生労働大臣が定めるものをいう。 以下同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常 勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値と する。ただし、新規に事業を開始する場合は、推 定数による。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事 する者でなければならない。ただし、就労選択支 援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障 第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障 害福祉サービス事業者」という。) (次章から第 8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を 踏まえた計画(第17条第1項において「個別支 援計画」という。)を作成し、これに基づき利用 者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、 その効果について継続的な評価を実施することそ の他の措置を講じることにより利用者に対して適 切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなけれ ばならない。

2 · 3 「略]

- 択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労 選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。
- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就 労選択支援事業所の職務に従事する者でなければ ならない。ただし、利用者の支援に支障がない場 合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

- 第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。
- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関が アセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価 及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の 作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談 支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関 の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)を開催 し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認 するとともに、当該担当者等に意見を求めるもの とする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を 作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及 び指定特定相談支援事業者等に提供しなければな らない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメン トの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所 障害者就業・生活支援センターその他の関係機関 との連絡調整を行わなければならない。
- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項 に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安 定所への訪問等により、地域における就労支援に 係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報 の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選 択に資する情報を提供するよう努めなければなら ない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除 く。)、第13条から第16条まで、第19条、 第24条から第26条まで、第28条から第32 条の2まで、第34条から第36条まで、第38 条、第41条、第43条、第44条及び第45条 から第49条までの規定は、就労選択支援の事業 について準用する。この場合において、第9条第 2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第 60条の8において準用する第28条第2項」と 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第 60条の8において準用する第30条第2項」と 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第 60条の8において準用する第32条第2項」と 第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介 護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて | とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて| と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対 し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的 に就労選択支援に関する情報提供を行うものとす る。

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条 | 第84条 第8条、第9条、第13条から第19条 まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条、第41条、第45 条から第49条まで、第53条及び第68条の2 の規定は、就労継続支援A型の事業について準用 する。この場合において、第9条第2項第1号中 「第17条第1項」とあるのは「第84条におい て読み替えて準用する第17条第1項」と、「療 養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画 」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるの

(準用)

まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条、第41条、第45 条から第49条まで及び第53条の規定は、就労 継続支援A型の事業について準用する。この場合 において、第9条第2項第1号中「第17条第1 項」とあるのは「第84条において読み替えて準 用する第17条第1項」と、「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2 号中「第28条第2項」とあるのは「第84条に は「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条 まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条、第36条、第37 条、第41条、第43条、第45条から第49条 まで、第53条、第68条の2、第71条、第7 3条から第75条まで及び第80条から第82条 までの規定は、就労継続支援B型の事業について 準用する。この場合において、第9条第2項第1 号中「第17条第1項」とあるのは「第87条に おいて読み替えて準用する第17条第1項」と、 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型 計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあ るのは「第87条において準用する第28条第2 項」と、同項第3号中「第30条第2項」とある のは「第87条において準用する第30条第2項 」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるの は「第87条において準用する第32条第2項」 と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは 「第87条において読み替えて準用する次条第1 項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条 」とあるのは「第87条において準用する前条」 と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「 第87条」と、「就労継続支援A型計画」とある のは「就労継続支援B型計画」と読み替えるもの とする。

おいて準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条 まで、第24条から第26条まで、第28条から 第32条の2まで、第34条、第36条、第37 条、第41条、第43条、第45条から第49条 まで、第53条、第71条、第73条から第75 条まで及び第80条から第82条までの規定は、 就労継続支援B型の事業について準用する。この 場合において、第9条第2項第1号中「第17条 第1項」とあるのは「第87条において読み替え て準用する第17条第1項」と、「療養介護計画 」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項 第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87 条において準用する第28条第2項」と、同項第 3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条 において準用する第30条第2項」と、同項第4 号中「第32条第2項」とあるのは「第87条に おいて準用する第32条第2項」と、第16条第 1項中「次条第1項」とあるのは「第87条にお いて読み替えて準用する次条第1項」と、第17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B型計画 | と、第18条中「前条 | とあるのは「 第87条において準用する前条」と、第80条第 1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、 「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続 支援B型計画」と読み替えるものとする。

(さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。 (2)
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(障害者支援施設の一般原則)

改正前

(障害者支援施設の一般原則)

第3条 「略]

2 • 3 「略]

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及 び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生 活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定 期的に確認するとともに、法第77条第3項各号 に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若し くは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ 利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた 措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施 設以外における指定障害福祉サービス等(法第2 9条第1項に規定する指定障害福祉サービス等を いう。以下同じ。) の利用状況等を把握するとと もに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支 援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以 外における指定障害福祉サービス等の利用に関す る意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は 特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必 要な援助を行わなければならない。

(職員の配置の基準)

- 第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその | 第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 生活介護を行う場合
 - ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びそ の員数は、次のとおりとする。
 - (7) 「略]
 - 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士、作業療法士又 は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、 (a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上と する。
 - (a) (b) 「略]
 - b 「略]
 - c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士の数は、利用者に対して日常生活を営

第3条 「略]

2 • 3 [略]

(職員の配置の基準)

- 員数は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 生活介護を行う場合
 - ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びそ の員数は、次のとおりとする。
 - (7) 「略]
 - 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士 又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士 及び生活支援員の総数は、生活介護の単 位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に 掲げる数を合計した数以上とする。
 - (a) (b) 「略]
 - b 「略]
 - c 理学療法士又は作業療法士の数は、利 用者に対して日常生活を営むのに必要な

むのに必要な機能の減退を防止するため の訓練を行う場合は、生活介護の単位ご とに、当該訓練を行うために必要な数と する。

d [略]

(ウ) 「略]

イ [略]

ウ ア川の理学療法士、作業療法士又は言語聴 <u>覚士</u>を確保することが困難な場合には、これ らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な 機能の減退を防止するための訓練を行う能力 を有する看護師その他の者を機能訓練指導員 として置くことができる。

エ・オ 「略]

(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 「 看護職員、理学療法士<u>、作業療法士又は</u> 言語聴覚士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士、作業療法士又 は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、 常勤換算方法で、利用者の数を6で除し た数以上とする。

b [略]

c 理学療法士<u>、作業療法士又は言語聴覚</u> 士の数は、1以上とする。

d 「略]

(4) [略]

イ「略]

ウ ア (「) の理学療法士、作業療法士又は言語聴 <u>覚士</u>を確保することが困難な場合には、これ らの者に代えて、日常生活を営むのに必要な 機能の減退を防止するための訓練を行う能力 を有する看護師その他の者を機能訓練指導員 として置くことができる。

エ~カ 「略]

(4)~(7) [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 「略]

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、利用者の 意思決定の支援に配慮するよう努めなければなら ない。

3 [略]

<u>4</u> [略]

機能の減退を防止するための訓練を行う 場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓 練を行うために必要な数とする。

d [略]

(ウ) [略]

イ [略]

ウ ア(()の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ 「略]

- (3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合
 - ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u> 及び生活支援員の総数は、常勤換算方法 で、利用者の数を6で除した数以上とす る。

b 「略]

c 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、1 以上とする。

d 「略]

(4) [略]

イ「略〕

ウ ア (「) の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ~カ 「略]

 $(4)\sim(7)$ [略]

 $2 \sim 4$ 「略]

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 [略]

2 「略]

<u>3</u> [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 「略]

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に当たっては、適切な方法により、利 用者について、その置かれている環境及び日常生 活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する 生活や課題等の把握(以下「アセスメント」とい う。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重 及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立 した日常生活を営むことができるように支援する 上での適切な支援内容の検討をしなければならな い。この場合において、サービス管理責任者は、 第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者 (以下「地域移行等意向確認担当者」という。) が把握した利用者の地域生活への移行に関する意 向等を踏まえるものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思 を決定することに困難を抱える場合には、適切に 意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及 び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しな ければならない。
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に 対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担 当者等<u>(地域移行等意向確認担当者を含む。)</u>を 招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他 の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」とい う。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し<u>、当該利用者の生活に対する意向等を</u> 改めて確認するとともに、前項に規定する施設障 害福祉サービス計画の原案の内容について意見を 求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設 障害福祉サービス計画の原案の内容について利用 者又はその家族に対して説明し、文書により利用 者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービ ス計画を利用者<u>及び当該利用者に対して指定計画</u> 相談支援(法第51条の17第2項に規定する指 定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなけ ればならない。
- 9 [略]
- 10 [略]
- 11 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規 定する施設障害福祉サービス計画の変更について 準用する。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 「略]

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に当たっては、適切な方法により、利 用者について、その置かれている環境及び日常生 活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する 生活や課題等の把握(以下「アセスメント」とい う。)<u>を行い</u>、利用者が自立した日常生活を営む ことができるように支援する上での適切な支援内 容の検討をしなければならない。

- 3 [略]
- 4 「略〕
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害 福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集し て行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報 通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)を開 催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画 の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する施設 障害福祉サービス計画の原案の内容について利用 者又はその家族に対して説明し、文書により利用 者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス 計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービ ス計画を利用者に交付しなければならない。
- <u>8</u> [略]
- 9 [略]
- 10 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規 定する施設障害福祉サービス計画の変更について 準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 「略]

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たって は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える 場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サ ービスの提供に当たっては、地域住民又はその自 発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と の交流を図らなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、当該記録 を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

(サービス管理責任者の責務) 第20条 [略]

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第40条 [略]

2 「略]

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)第6条第17項に規定する第2種協 定指定医療機関(次項において「第2種協定指定 医療機関」という。)との間で、新興感染症(同 条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、 同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項 に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなけ ればならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定 指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時 等の対応について協議を行わなければならない。

第44条 削除

(協力医療機関等)

第40条 「略]

2 「略]

(地域との連携等)

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たって は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及 び協力を行う等の地域との交流に努めなければな らない。

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第7条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

目次

第1章~第3章 「略]

第4章 削除

第5章~第9章 「略] 附則

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第8 項に規定する通所給付決定保護者をいう。
 - (2) 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5 の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業 者をいう。

(3)~(9) 「略〕

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項 (法第21条の5の13第2項の規定により、 同条第1項に規定する放課後等デイサービス障 害児通所給付費等の支給について適用する場合 を含む。) の規定により通所給付決定保護者に 代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が 支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第 21条の5の29第3項の規定により通所給付 決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由 児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害 <u>児通所支援事業者</u>が受けることをいう。

(11) • (12) 「略]

(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童 発達支援の事業、第72条に規定する指定放課 後等デイサービスの事業、第81条の2に規定 する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第 82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業 並びにさいたま市指定障害福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第58号。以下「

目次

第1章~第3章 「略〕

第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

第2節 人員に関する基準(第63条・第64 条)

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準(第66条―第71 条)

第5章~第9章 「略〕

附則

(定義)

- の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9 項に規定する通所給付決定保護者をいう。
 - (2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の 5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事 業者等をいう。

(3)~(9) 「略]

10 法定代理受領 法第21条の5の7第11項 (法第21条の5の13第2項の規定により、 同条第1項に規定する放課後等デイサービス障 害児通所給付費等の支給について適用する場合 を含む。) の規定により通所給付決定保護者に 代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が 支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第 21条の5の29第3項の規定により通所給付 決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由 児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害 <u>児通所支援事業者等</u>が受けることをいう。

(11) • (12) 「略〕

(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童 発達支援の事業、第62条に規定する指定医療 型児童発達支援の事業、第72条に規定する指 定放課後等デイサービスの事業、第81条の2 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業 及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援 の事業並びにさいたま市指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関す 指定障害福祉サービス条例」という。)第79 条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第142条に規定する指定自立 訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者の一般原則)

- 第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児 通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格 を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定 通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児 通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと ともに、その従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。
- 第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第 21条の5の16第4項において準用する場合を 含む。)の条例で定める者は、法人とする。

る条例(平成24年さいたま市条例第58号。 以下「指定障害福祉サービス条例」という。) 第79条に規定する指定生活介護の事業、指定 障害福祉サービス条例第142条に規定する指 定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉 サービス条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス条例第173条に 集で関第162条に規定する指定就労移行支援の 事業、指定障害福祉サービス条例第173条に 規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定 規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定 障害福祉サービス条例第186条に規定する指 定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業 を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス 条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

- 第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害 児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び 人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った 指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害 児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁 護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行 うとともに、その従業者に対し、研修を実施する 等の措置を講じなければならない。
- 第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第 21条の5の16第4項において準用する場合を 含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただ し、医療型児童発達支援(病院又は診療所により 行われるものに限る。)に係る指定の申請にあっ ては、この限りでない。

指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児 が日常生活における基本的動作及び知識技能を習 得し、並びに集団生活に適応することができるよ う、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその 置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援 をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体 幹の機能の障害のある児童に対して行われるもの に限る。以下同じ。)を行うものでなければなら ない。

第7条 [略]

- 2 「略]
- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支 援事業所において、治療を行う場合には、医療法 (昭和23年法律第205号)に規定する診療所 として必要とされる数の従業者を置かなければな らない。
- いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の 数を児童指導員及び保育士の総数に含めることが できる。

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「|第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「 指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児 が日常生活における基本的動作及び知識技能を習 得し、並びに集団生活に適応することができるよ う、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその 置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導 及び訓練を行うものでなければならない。

第7条 [略]

2 「略]

- 4 第2項の規定により、機能訓練担当職員等を置 3 前項の規定により、機能訓練担当職員等を置い た場合においては、当該機能訓練担当職員等の数 を児童指導員及び保育士の総数に含めることがで きる。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を 通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各 号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業 者(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場 合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く)を置かなければならない。この場合において 当該各号に掲げる従業者については、その数を児 <u>童指導員及び保育</u>士の総数に含めることができる (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに 4以上
 - (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要 な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を 行うために必要な数
 - (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むため に医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠で ある障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数
 - 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主とし て重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事 業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次 の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 <u>この場合において、当該各号</u>に掲げる従業者につ いては、その数を児童指導員及び保育士の総数に 含めることができる。
 - (1) 看護職員 1以上
 - (2) 機能訓練担当職員 1以上

- 5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含 める場合における第1項第2号アの児童指導員及 び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保 育士でなければならない。
- 6 第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の 単位は、指定児童発達支援であって、その提供が 同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行わ れるものをいう。
- 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項 に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援 事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援 の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に 当たる者でなければならない。ただし、障害児の 支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士 及び同項第4号の調理員については、併せて設置 する他の社会福祉施設の職務に従事させることが できる。
- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童 発達支援事業所の職務に従事する者でなければな らない。ただし、障害児の支援に支障がない場合 は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、 併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事さ せることができる。
- 9 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家 庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定 こども園に入園している児童と指定児童発達支援 事業所に通所している障害児を交流させるときは、 障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の 支援に直接従事する従業者については、これら児 童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達 支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者 を置かなければならない。ただし、指定児童発達 支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場 合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に 従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外 の事業所、施設等の職務に従事させることができ る。

(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援 センターであるものを除く。) は、発達支援室の ほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機 械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する発達支援室の床面積は、利用 3 第1項に規定する指導訓練室の床面積は、利用

- 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を 含める場合における第1項第2号アの児童指導員 及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は 保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定 児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であっ て、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し て一体的に行われるものをいう。
- 8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支 援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支 援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供 に当たる者でなければならない。ただし、障害児 の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養 士及び同項第4号の調理員については、併せて設 置する他の社会福祉施設の職務に従事させること ができる。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭 的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こ ども園に入園している児童と指定児童発達支援事 業所に通所している障害児を交流させるときは、 障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の 支援に直接従事する従業者については、これら児 童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達 支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者 を置かなければならない。ただし、指定児童発達 支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場 合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に 従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等の職務に従事させることができる。

(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援 センターであるものを除く。) は、指導訓練室の ほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機 械器具等を備えなければならない。

定員1人につき2.47平方メートル以上としな ければならない。

4 「略]

- 第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援 センターであるものに限る。以下この条において 同じ。)は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場 に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、 調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の 提供に必要な設備及び備品等を設けなければなら ない。
- 2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う 場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。) に加えて、医療法に規定する診療所として必要 な設備を設けなければならない。
- 3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりと する。
 - (1) 発達支援室 ア・イ [略]
 - (2) 「略]
- 4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該 指定児童発達支援の事業の用に供するものでなけ ればならない。ただし、障害児の支援に支障がな い場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設 置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることがで きる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定 第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定 員を10人以上とする。ただし、主として重症心 身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児 童発達支援センターであるものを除く。) にあっ ては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 「略]

定員1人につき2.47平方メートル以上としな ければならない。

4 「略]

- 第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援 センターであるものに限る。以下この条において 同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場 に代わるべき場所を含む。以下この項において同 じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 を設けなければならない。ただし、主として重症 心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に あっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談 室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けな いことができる。
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとす る。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童 発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通 わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この 限りでない。
 - (1) 指導訓練室 ア・イ [略]

(2) 「略]

- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障 害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所 は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童 発達支援事業所は聴力検査室を設けなければなら ない。
- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指 定児童発達支援の事業の用に供するものでなけれ ばならない。ただし、障害児の支援に支障がない 場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備 に兼ねることができる。

(利用定員)

員を10人以上とする。ただし、主として重症心 身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあ っては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 「略]

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行 わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給 付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額の支払を受けるものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童 発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当 該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医 療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第 70号) 第63条第2項第1号に規定する食事 療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るも のにつき健康保険の療養に要する費用の額の算 定方法の例により算定した費用の額

 $3 \sim 6$ 「略]

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決 定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支 援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指 定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援 を受けた場合において、当該障害児の通所給付決 定保護者から依頼があったときは、当該指定児童 発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利 用者負担額の合計額(以下この条において「通所 利用者負担額合計額」という。) を算定しなけれ ばならない。この場合において、当該指定児童発 達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該 他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者 負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該 通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を 提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなけ ればならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受 領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付 費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場 合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付 決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自 由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 「略]

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、第28条第 | 第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項 1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害 児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切 に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然 かつ画一的なものとならないよう配慮しなければ

指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行 わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給 付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る 指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとす る。

 $3 \sim 6$ 「略]

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決 定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支 援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指 定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支 援を受けた場合において、当該障害児の通所給付 決定保護者から依頼があったときは、当該指定児 童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所 利用者負担額の合計額(以下この条において「通 所利用者負担額合計額」という。)を算定しなけ ればならない。この場合において、当該指定児童 発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当 該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用 者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当 該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援 を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知し なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受 領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付 費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に 対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所 給付費の額を通知しなければならない。

「略]

(指定児童発達支援の取扱方針)

に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の 心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行 うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ 画一的なものとならないよう配慮しなければなら ならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限 り尊重するための配慮をしなければならない。
- 3 [略]
- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 [略]

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)~(7) 「略]

- 7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1 回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに前項に規</u> 定する改善の内容を、保護者に示すとともに、イ ンターネットの利用その他の方法により公表しな ければならない。
- 第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児 が指定児童発達支援を利用することにより、地域 の保育、教育等の支援を受けることができるよう にすることで、障害の有無にかかわらず、全ての 児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会へ の参加及び包摂(以下「インクルージョン」とい う。)の推進に努めなければならない。 ない。

2 「略]

3 「略]

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、 その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改 善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、 自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援 事業者を利用する障害児の<u>保護者</u>による評価を受 けて、その改善を図らなければならない。

(1)~(7) 「略]

<u>5</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1 回以上、<u>前項の評価及び改善の内容を</u>インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (児童発達支援計画の作成等)

第28条 「略]

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画 の作成に当たっては、適切な方法により、障害児 について、その有する能力、その置かれている環 境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所 給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに 課題等の把握(以下この条において「アセスメン ト」という。)を行うとともに、障害児の年齢及 び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、そ の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健 やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上 での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 「略」

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び 支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護 者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対す る総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般 の質を向上させるための課題、第27条第4項に 規定する領域との関連性及びインクルージョンの 観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、 指定児童発達支援を提供する上での留意事項その 他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案 を作成しなければならない。この場合において、 障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達 支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保 健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含め て児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努め なければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画 の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、 その最善の利益が優先して考慮される体制を確保 した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提 供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ 電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電 話装置等」という。)を活用して行うことができ るものとする。)を開催し、児童発達支援計画の 原案について意見を求めるものとする。

6 「略「

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画 を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所 給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対 して指定障害児相談支援(法第24条の26第2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提 供する者に交付しなければならない。

8~10 「略]

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 [略]

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 「略]

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画 の作成に当たっては、適切な方法により、障害児 について、その有する能力、その置かれている環 境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所 給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに 課題等の把握(以下この条において「アセスメン ト」という。)を<u>行い、</u>障害児の発達を支援する 上での適切な支援内容の検討をしなければならな い。

3 「略」

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び 支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護 者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対す る総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般 の質を向上させるための課題、指定児童発達支援 の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上で の留意事項その他必要な事項を記載した児童発達 支援計画の原案を作成しなければならない。この 場合において、障害児の家族に対する援助及び当 該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発 達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス との連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置 付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画 の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発 達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会 議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下 「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う ことができるものとする。)を開催し、児童発達 支援計画の原案について意見を求めるものとする。

3 「略]

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画 を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所 給付決定保護者に交付しなければならない。

8~10 「略]

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 「略]

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当た っては、障害児が自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、障害児及び通所給付決 定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めな ければならない。

(支援)

- 身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活 の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を 行わなければならない。
- 「略]
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応 じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むこ とができるよう、より適切に支援を行わなければ ならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従 業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、 当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担によ り、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者に よる支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発 達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保 護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所 給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不 自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようと したときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市 町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援 の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待 その他のやむを得ない事情がある場合は、この限 りでない。

(安全計画の策定等)

- 第41条の2 「略]
- 2 「略]
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確 保に関して通所給付決定保護者との連携が図られ るよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に 基づく取組の内容等について周知しなければなら ない。
- 「略]

(指導、訓練等)

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心 | 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心 身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活 の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、 訓練等を行わなければならない。

 - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応 じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むこ とができるよう、より適切に指導、訓練等を行わ なければならない。
 - 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従 業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
 - 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、 当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担によ り、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者に よる指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

|第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発 達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保 護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所 給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受 け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見 を付してその旨を市町村に通知しなければならな いし

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及 | 第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及 び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援 の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待 その他のやむを得ない事情がある場合は、この限 りでない。

(安全計画の策定等)

- 第41条の2 「略]
- 「略]
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確 保に関して保護者との連携が図られるよう、保護 者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい て周知しなければならない。
- 4 「略〕

(協力医療機関)

のを除く。) は、障害児の病状の急変等に備える ため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかな ければならない。

(利益供与等の禁止)

支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律第5条第19項 に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支 援事業を行う者(次項において「障害児相談支援 事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う 者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族 に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介する ことの対償として、金品その他の財産上の利益を 供与してはならない。

2 「略]

(設備)

- 第57条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支 | 第57条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓 援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童 発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えな ければならない。
- 2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に 必要な機械器具等を備えなければならない。
- 「略]

第4章 削除

第62条から第71条まで 削除

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者(治療を行うも 第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病 状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療 機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談 第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談 支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律第5条第18項 に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支 援事業を行う者(次項において「障害児相談支援 事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う 者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族 に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介する ことの対償として、金品その他の財産上の利益を 供与してはならない。

2 「略]

(設備)

- 練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童 発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えな ければならない。
- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に 必要な機械器具等を備えなければならない。
- 「略〕

第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第62条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援 (以下「指定医療型児童発達支援」という。) の 事業は、障害児が日常生活における基本的動作及 び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応する ことができるよう、当該障害児の身体及び精神の 状況並びにその置かれている環境に応じて適切か つ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うもので なければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第63条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定医療型児童発達支援事業者」という) が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児 童発達支援事業所」という。) に置くべき従業者

- 及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 医療法(昭和23年法律第205号) に規定 する診療所として必要とされる従業者 同法に 規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護職員 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児 <u>童発達支援事業所において日常生活を営むのに必</u> 要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職 員を置かなければならない。
- 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら 当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事 する者でなければならない。ただし、障害児の支 援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事 する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉 施設の職務に従事させることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第64条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第65条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の 基準は、次のとおりとする。
 - (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる 設備を有すること。
 - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の 傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない

場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて 設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることが できる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第66条 指定医療型児童発達支援事業所は、その 利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

- 第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定 医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決 定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る 通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受 領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した 際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用 の額の支払を受けるものとする。
 - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所 支援費用基準額
 - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自 由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正1 1年法律第70号)第63条第2項第1号に規 定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費 用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支 払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援に おいて提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から 受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童 発達支援において提供される便宜に要する費用 のうち、日常生活においても通常必要となるも のに係る費用であって、通所給付決定保護者に 負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉 法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準第60条第4項に規定するこ ども家庭庁長官が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から 第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当 該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通 所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ

め、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの 内容及び費用について説明を行い、通所給付決定 保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

- 第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定 代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障 害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支 給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、 当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費 及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなけれ ばならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項 の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支 援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提 供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額 その他必要と認められる事項を記載したサービス 提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付し なければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定 医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通 所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によっ て障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付 費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又 は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付し てその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

- 第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定 医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事 業の運営についての重要事項に関する運営規程を 定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給 付決定保護者から受領する費用の種類及びその 額
 - (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童 発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達 支援を提供する地域をいう。)
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する<u>重</u> 要事項

(情報の提供等)

- 第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、 指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害 児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、 当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事 業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなけ ればならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第71条 第13条から第23条まで、第25条、 第27条(第4項及び第5項を除く。)から第3 5条まで、第37条、第39条から第42条まで 第44条から第48条まで、第50条から第53 条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発 達支援の事業について準用する。この場合におい て、第13条第1項中「第38条」とあるのは「 第70条 と、第16条中「第50条第1項」と あるのは「第71条において準用する第50条第 1項」と、第17条中「第38条第6号及び」 あるのは「第71条において準用する」と、第2 3条第2項中「次条第1項」とあるのは「第67 条第1項」と、第27条第1項中「次条第1項に 規定する児童発達支援計画」とあるのは「第71 条において読み替えて準用する次条第1項に規定 する医療型児童発達支援計画」と、第28条第1 項中「第55条第2項第2号において「児童発達 支援計画」という」とあるのは「第71条におい て準用する第55条第2項第2号において「医療 型児童発達支援計画」という」と、同条第2項、 第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達 支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画 」と、第29条中「前条」とあるのは「第71条 において準用する前条」と、同条第1号中「次条 」とあるのは「第71条において準用する次条」 と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専 門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤 務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従 業者の勤務の体制」と、第55条第2項第1号中 「第22条第1項」とあるのは「第71条におい て準用する第22条第1項」と、同項第2号中「 児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達 支援計画」と、同項第3号中「第36条」とある のは「第69条」と、同項第4号中「第45条第 第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支 | 第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支 援(以下「指定放課後等デイサービス」という。) の事業は、障害児が生活能力の向上のために必 要な支援を行い、及び社会との交流を図ることが できるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並 びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果 的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

- 達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提 供に必要な設備及び備品等を設けなければならな
- 2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機 械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する発達支援室の床面積は、利用 定員1人につき2.47平方メートル以上としな ければならない。
- 4 「略]

(設備)

- 発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該 当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に 必要な機械器具等を備えなければならない。
- 「略]

(従業者の員数)

第81条の3 「略]

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育 士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担 当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学 を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専 修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程 を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理 療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能 力を有すると認められる者をいう。)として配置 された日以後、障害児について、入浴、排せつ、 食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護

2項」とあるのは「第71条において準用する第 45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2 項」とあるのは「第71条において準用する第5 1条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項 」とあるのは「第71条において準用する第53 条第2項」と読み替えるものとする。

援(以下「指定放課後等デイサービス」という。) の事業は、障害児が生活能力の向上のために必 要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることが できるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並 びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果 的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

- 第75条 指定放課後等デイサービス事業所は、発 | 第75条 指定放課後等デイサービス事業所は、指 導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提 供に必要な設備及び備品等を設けなければならな
 - 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機 械器具等を備えなければならない。
 - 3 第1項に規定する指導訓練室の床面積は、利用 定員1人につき2.47平方メートル以上としな ければならない。
 - 4 「略]

(設備)

- 第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、 指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該 当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
 - 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に 必要な機械器具等を備えなければならない。
 - 3 「略]

(従業者の員数)

第81条の3 「略]

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育 士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指 導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期 大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学 を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する 課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団 心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上 の能力を有すると認められる者をいう。)として 配置された日以後、障害児について、入浴、排せ つ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 「略]

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25 条、第26条、第27条 (第6項及び第7項を除 く。) <u>、第27条の2</u>、第28条から第31条ま で、第33条、第35条から第37条まで、第3 9条、第39条の2、第41条の2、第41条の 3第1項、第42条から第46条まで、第48条 から第51条まで、第52条第1項及び第53条 から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童 発達支援の事業について準用する。この場合にお いて、第13条第1項中「第38条」とあるのは 「第81条の8」と、第17条中「いう。第38 条第6号及び第52条第2項において同じ。」と あるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条 」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2 項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の 7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第 55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあ るのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第2 8条第4項中「第27条第4項に規定する領域と の関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた 」とあるのは「第27条第4項に規定する領域と の関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行 わなければならない」とあるのは「行うよう努め なければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、<u>第27</u>条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第50条第1項」とあるのは「第89条において準用する第50条第1

介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作<u>の指導、知識技能の付与</u>、生活能力の向上のために必要な<u>訓</u>練その他の支援(以下<u>「訓練等」</u>という。)を行い、<u>及び</u>当該障害児の<u>訓練等</u>を行う者に対して<u>訓練等</u>に関する指導を行う業務その他職業訓練<u>又は</u>職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 「略]

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25 条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除 く。)、第28条から第31条まで、第33条、 第35条から第37条まで、第39条、第39条 の2、第41条の2、第41条の3第1項、第4 2条から第46条まで、第48条、第50条、第 51条、第52条第1項、第53条から第55条 まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型 児童発達支援の事業について準用する。この場合 において、第13条第1項中「第38条」とある のは「第81条の8」と、第17条中「いう。第 38条第6号及び第52条第2項において同じ。 」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「 次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条 第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81 条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及 び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」 とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読 み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項<u>及び第5項</u>を除く。)、<u>第28条</u>から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、<u>第48条、第50条、第51条</u>、第52条第1項、第53条から第55条まで、<u>第70条の2</u>及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第1条の8」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第89条におい

項」と、第17条中「いう。第38条第6号及び 第52条第2項において同じ。」とあるのは「い う。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは 「第89条において準用する第81条の7」と、 第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは 「第89条において準用する第81条の7第2項 」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する 児童発達支援計画」とあるのは「第89条におい て読み替えて準用する次条第1項に規定する保育 所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて 」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当 該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当た って訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。) を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその 保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並び に当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価 及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者 評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」 とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、 第28条第1項中「第55条第2項第2号におい て「児童発達支援計画」という」とあるのは「第 89条において準用する第55条第2項第2号に おいて「保育所等訪問支援計画」という」と、同 条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問 支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に 規定する領域との関連性及びインクルージョンの 観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョン の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等 」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問 <u>先施設の担当者等」と</u>、第29条中「前条」とあ るのは「第89条において準用する前条」と、同 条第1号中「次条」とあるのは「第89条におい て準用する次条」と、第44条第1項中「従業者 の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは 「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「 行わなければならない」とあるのは「行うよう努 めなければならない」と、第55条第2項第1号 中「第22条第1項」とあるのは「第89条にお いて準用する第22条第1項」と、同項第2号中 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問 支援計画」と、同項第3号中「第36条」とある のは「第89条において準用する第36条」と、 同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第 89条において準用する第45条第2項」と、同 項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第8 9条において準用する第51条第2項」と、同項 第6号中「第53条第2項」とあるのは「第89 条において準用する第53条第2項」と読み替え て準用する第50条第1項」と、第17条中「い う。第38条第6号及び第52条第2項において 同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2 項中「次条」とあるのは「第89条において準用 する第81条の7」と、第26条第2項中「第2 4条第2項」とあるのは「第89条において準用 する第81条の7第2項」と、第27条第1項中 「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあ るのは「第89条において読み替えて準用する次 条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、 第28条第1項中「第55条第2項第2号におい て「児童発達支援計画」という」とあるのは「第 89条において準用する第55条第2項第2号に おいて「保育所等訪問支援計画」という」と、同 条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問 支援計画」と、第29条中「前条」とあるのは「 第89条において準用する前条」と、同条第1号 中「次条」とあるのは「第89条において準用す る次条」と、第44条第1項中「従業者の勤務の 体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者 の勤務の体制」と、第55条第2項第1号中「第 22条第1項」とあるのは「第89条において準 用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童 発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計 画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「 第89条において準用する第36条」と、同項第 4号中「第45条第2項」とあるのは「第89条 において準用する第45条第2項」と、同項第5 号中「第51条第2項」とあるのは「第89条に おいて準用する第51条第2項」と、同項第6号 中「第53条第2項」とあるのは「第89条にお いて準用する第53条第2項」と読み替えるもの とする。

るものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事 業のみを行う多機能型事業所に限る。) に係る事 業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで 及び第5項、第7条(第4項及び第5項を除く。)、第73条第1項から第3項まで及び第5項、 第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定 の適用については、第6条第1項中「事業所(以 下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあ るのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「 指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発 達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と 同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」と あるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「 指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型 事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援 」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及 び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、同条第6項中「指定児 童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同 条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の 」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第八項 中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「 当該多機能型事業所」と、第73条第1項中「事 業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」 という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所 | とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課 後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援 の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービ ス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同 条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービ ス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の 3第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童 発達支援事業所」という。) 」とあるのは「多機 能型事業所」と、第83条第1項中「事業所(以 下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」 とあるのは「多機能型事業所」とする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事 業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事 業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで 及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)、第63条、第73条第1項から第3項まで及 び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第 1項の規定の適用については、第6条第1項中「 事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。) 」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1 号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多 機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあ るのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発 達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条 第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児 童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同 条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所 」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号 中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所 」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項 中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所 」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童 発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、 第63条第1項中「事業所(以下「指定医療型児 童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに 同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定 医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能 型事業所」と、第73条第1項中「事業所(以下 「指定放課後等デイサービス事業所」という。) | とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号 中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサ ービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同 条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」 とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及 び第5項中「指定放課後等デイサービス」とある のは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中 「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事 業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所 」と、第83条第1項中「事業所(以下「指定保 育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは 「多機能型事業所」とする。

2 [略]

2 [略]

(利用定員に関する特例)

- 第92条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条及び第76条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身 障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及 び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を 5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、4 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又 は体幹の機能の障害が重複している障害者につき 行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、 第12条及び第76条の規定にかかわらず、その 利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者及びその従業 者は、作成、保存その他これらに類するもののう ち、この条例の規定において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字。 図形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ の条において同じ。) で行うことが規定されてい る又は想定されるもの(第14条第1項(第55 条の5、第59条、第78条、第78条の2、第 81条、第81条の9及び第89条において準用 する場合を含む。)、第18条(第55条の5、 第59条、第78条、第78条の2、第81条、 第81条の9及び第89条において準用する場合 を含む。)及び次項に規定するものを除く。)に ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に (利用定員に関する特例)

- 第92条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
 - 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、指定児童発達支援指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、 第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又 は体幹の機能の障害が重複している障害者につき 行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、 第12条、第66条及び第76条の規定にかかわ らず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行 う全ての事業を通じて5人以上とすることができ る。

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従 業者は、作成、保存その他これらに類するものの うち、この条例の規定において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ の条において同じ。) で行うことが規定されてい る又は想定されるもの(第14条第1項(第55 条の5、第59条、第71条、第78条、第78 条の2、第81条、第81条の9及び第89条に おいて準用する場合を含む。)、第18条(第5 5条の5、第59条、第71条、第78条、第7 8条の2、第81条、第81条の9及び第89条 において準用する場合を含む。) 及び次項に規定 するものを除く。) については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機 供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は交 付、説明、同意その他これらに類するもの(以下 「交付等」という。) のうち、この条例の規定に おいて書面で行うことが規定されている又は想定 されるものについては、当該交付等の相手方の承 諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所 給付決定保護者である場合には当該障害児又は当 該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性 に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電 磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知 覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。
- による情報処理の用に供されるものをいう。) に より行うことができる。
- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、 交付、説明、同意その他これらに類するもの(以 下「交付等」という。) のうち、この条例の規定 において書面で行うことが規定されている又は想 定されるものについては、当該交付等の相手方の 承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通 所給付決定保護者である場合には当該障害児又は 当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特 性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の 知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

(さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第8条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条 例(平成24年さいたま市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(定義)

の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

- (5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係 る法第24条の2第2項第1号(法第24条の 24第3項の規定により、同条第1項に規定す る障害児入所給付費等の支給について適用する 場合を含む。) に掲げる額をいう。
- (6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第 2号(法第24条の24第3項の規定により、 同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支 給について適用する場合を含む。) に掲げる額 及び障害児入所医療(法第24条の20第1項 に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。
 -)につき健康保険の療養に要する費用の額の算

改正前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 「略]

- (5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係 る法第24条の2第2項第1号(法第24条の 24第2項の規定により、同条第1項に規定す る障害児入所給付費等の支給について適用する 場合を含む。) に掲げる額をいう。
- (6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第 2号(法第24条の24第2項の規定により、 同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支 給について適用する場合を含む。) に掲げる額 及び障害児入所医療(法第24条の20第1項 に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。
 -)につき健康保険の療養に要する費用の額の算

定方法の例により算定した費用の額から当該障 害児入所医療につき支給された障害児入所医療 費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(7)~(10) 「略]

(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項(法第 24条の7第2項において準用する場合及び法 第24条の24第3項の規定により同条第1項 に規定する障害児入所給付費等の支給について 適用する場合を含む。) の規定により入所給付 決定保護者に代わり都道府県(地方自治法(昭 和23年法律第67号)第252条の19第1 項の指定都市(第48条第3項において「指定 都市」という。)及び法第59条の4第1項の 児童相談所設置市(第48条第3項において「 児童相談所設置市」という。) を含む。以下同 じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額 又は法第24条の20第3項(法第24条の2 4第3項の規定により、同条第1項に規定する 障害児入所給付費等の支給について適用する場 合を含む。) の規定により入所給付決定保護者 に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要し た費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受 けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保 護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特 性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援 計画」という。)及び障害児(15歳以上の障害 児に限る。) が障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下 「障害福祉サービス」という。) その他のサービ スを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、自立した日常生活又は社 会生活への移行について支援する上で必要な事項 を定めた計画(以下「移行支援計画」という。) を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所 支援を提供するとともに、その効果について継続 的な評価を実施することその他の措置を講じるこ とにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入 所支援を提供しなければならない。

9 「鸭

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、<u>障害福祉サービス</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

定方法の例により算定した費用の額から当該障 害児入所医療につき支給された障害児入所医療 費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(7)~(10) 「略]

11) 法定代理受領 法第24条の3第8項(法第 24条の7第2項において準用する場合及び法 第24条の24第2項の規定により同条第1項 に規定する障害児入所給付費等の支給について 適用する場合を含む。) の規定により入所給付 決定保護者に代わり都道府県(地方自治法(昭 和23年法律第67号)第252条の19第1 項の指定都市(第48条第3項において「指定 都市」という。)及び法第59条の4第1項の 児童相談所設置市(第48条第3項において「 児童相談所設置市」という。) を含む。以下同 じ。) が支払う指定入所支援に要した費用の額 又は法第24条の20第3項(法第24条の2 4第2項の規定により、同条第1項に規定する 障害児入所給付費等の支給について適用する場 合を含む。) の規定により入所給付決定保護者 に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要し た費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受 けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 [略]

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村 (特別区を含む。)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス</u>

[略]

(従業者の員数)

- 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業 者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、 40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害 児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業 務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設に あっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1) 「略]
 - (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看 護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型 障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又は イに定める数

ア「略]

イ 主として肢体不自由(法第6条の2の2第 2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設 1以上

(3)~(6) 「略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉 症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であ る場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設に おいて、心理支援を行う必要があると認められる 障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担 当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を 置かなければならない。
- 3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法の 規定による大学(短期大学を除く。) 若しくは大 学院において、心理学を専修する学科、研究科若 しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者で あって、個人及び集団心理療法の技術を有するも の又はこれと同等以上の能力を有すると認められ る者でなければならない。

4 「略]

(設備)

第6条 「略]

- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、 前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害 児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備 を設けなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児 入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な

(第47条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接 な連携に努めなければならない。

「略]

(従業者の員数)

- 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業 者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、 40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害 児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業 務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設に あっては第5号の調理員を置かないことができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看 護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型 障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又は イに定める数

ア「略]

イ 主として肢体不自由(法第6条の2の2第 3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設 1以上

(3)~(6) 「略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉 症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であ る場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設に おいて、心理指導を行う必要があると認められる 障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指 導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導 員を置かなければならない。
- 3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育 法の規定による大学(短期大学を除く。) 若しく は大学院において、心理学を専修する学科、研究 科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した 者であって、個人及び集団心理療法の技術を有す るもの又はこれと同等以上の能力を有すると認め られる者でなければならない。

4 「略]

(設備)

第6条 「略]

- 前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害 児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備 を設けなければならない。
- (1) 「略]
- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児 入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な

設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の 手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助け る設備

- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 指定福祉型障害児入所施設 <u>支援室、屋外遊戯</u> <u>場</u>並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備

3~5 [略]

(指定入所支援の取扱方針)

- 第21条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援 計画<u>及び移行支援計画</u>に基づき、障害児の心身の 状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとと もに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なも のとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる 限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受 けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4 [略]

5 [略]

(入所支援計画の作成等)

第22条 「略]

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 • 4 [略]

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものと

設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の 手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助け る設備

- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 指定福祉型障害児入所施設 <u>訓練室</u>、<u>屋外訓練</u> <u>場</u>並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備

3~5 [略]

(指定入所支援の取扱方針)

第21条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援 計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、 その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支 援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう 配慮しなければならない。

2 [略]

3 「略]

(入所支援計画の作成等)

第22条 「略]

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 • 4 [略]

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

する。) を開催し、入所支援計画の原案について 意見を求めるものとする。

 $6 \sim 10$ 「略]

(移行支援計画の作成等)

- 第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者 は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作 成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作 成に当たっては、適切な方法により、障害児につ いて、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サ ービスその他のサービスを利用しつつ自立した日 常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又 は社会生活への移行を支援する上での必要な支援 内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び 支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉 サービスその他のサービスを利用しつつ自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 自立した日常生活又は社会生活への移行について 支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上 での留意事項その他必要な事項を記載した移行支 援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作 成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児に ついての継続的なアセスメントを含む。)を行う とともに、障害児について解決すべき課題を把握 し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の 見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更 を行うものとする。
- 5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は 第2項に規定する移行支援計画の作成について準 用する。
- 6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項 並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定 する移行支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものと する。
- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当た っては、障害児が自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、障害児及び入所給付決 定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めな ければならない。

(支援)

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の 第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の

6~10 「略]

(児童発達支援管理責任者の責務)

第23条 児童発達支援管理責任者は、前2条に規 | 第23条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定 する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとす る。

(指導、訓練等)

心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生 活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援 を行わなければならない。

- 「略]
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に 応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営む ことができるよう、より適切に支援を行わなけれ ばならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の 従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、 当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担によ り、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外 の者による支援を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第40条 [略]

2 [略]

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号)第6条第17項に規定す る第2種協定指定医療機関(次項において単に「 第2種協定指定医療機関」という。) との間で、 新興感染症(同条第7項に規定する新型インフル エンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染 症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次 項において同じ。) の発生時等の対応を取り決め るように努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が 第2種協定指定医療機関である場合においては、 当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染 症の発生時等の対応について協議を行わなければ ならない。

(利益供与等の禁止)

談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第 5条第19項に規定する一般相談支援事業若しく は特定相談支援事業を行う者(次項において「障 害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サ ービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児 又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所 施設を紹介することの対償として、金品その他の 財産上の利益を供与してはならない。

「略〕

(記録の整備)

第52条 「略]

心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生 活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、 訓練等を行わなければならない。

- 「略]
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に 応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営む ことができるよう、より適切に指導、訓練等を行 わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の 従業者を指導、訓練等に従事させなければならな
- 当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担によ り、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外 の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第40条 [略]

2 「略]

(利益供与等の禁止)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相 | 第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相 談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第 5条第18項に規定する一般相談支援事業若しく は特定相談支援事業を行う者(次項において「障 害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サ ービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児 又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所 施設を紹介することの対償として、金品その他の 財産上の利益を供与してはならない。

[略]

(記録の整備)

第52条 「略〕

- 指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間 保存しなければならない。
 - (1) 入所支援計画及び移行支援計画
 - $(2)\sim(6)$ 「略]

(従業者の員数)

- 業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 心理支援を担当する職員 1以上(主として 重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重 症心身障害児をいう。次号において同じ。)を 入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。

 $(4) \cdot (5)$

 $2 \sim 4$ 「略]

(設備)

- のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 支援室及び浴室を有すること。
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設に あっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指 定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号 に定める設備を設けなければならない。ただし、 第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他 に適当な設備がある場合は、これを置かないこと ができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギプ ス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要 な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及 び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける 設備

 $3 \sim 5$ 「略]

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する 指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間 保存しなければならない。
 - (1) 入所支援計画
 - $(2)\sim(6)$ 「略]

(従業者の員数)

- 第53条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従 | 第53条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従 業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 心理指導を担当する職員 1以上(主として 重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重 症心身障害児をいう。次号において同じ。)を 入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

 $(4) \cdot (5)$

 $2 \sim 4$ 「略]

(設備)

- 第54条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次 | 第54条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次 のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 訓練室及び浴室を有すること。
 - 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設に あっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指 定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号 に定める設備を設けなければならない。ただし、 第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他 に適当な設備がある場合は、これを置かないこと ができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギプ ス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要 な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及 び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける 設備

 $3\sim5$ 「略]

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さ いたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

目次

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

目次

第1章~第9章 「略]

第10章 児童発達支援センター(第79条―第 8 4 条)

第11章 削除

第12章~第14章 「略]

第15章 里親支援センター(第111条―第1 16条)

第16章 雑則 (第117条・第118条) 附則

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する児童福祉 第2条 最低基準は、市長の監督に属する児童福祉 施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、 素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指 導又は支援により、心身ともに健やかに、社会に 適応するように育成されることを保障するものと する。

(安全計画の策定等)

第6条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園、 児童家庭支援センター及び里親支援センターを除 く。以下この条及び次条において同じ。)は、児 童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の 設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外で の活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活そ の他の日常生活における安全に関する指導、職員 の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全 に関する事項についての計画(以下この条におい て「安全計画」という。) を策定し、当該安全計 画に従い必要な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ 「略]

(入所者及び職員の健康診断)

支援センター及び里親支援センターを除く。第4 項を除き、以下この条において同じ。)の長は、 入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1 年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規 改正前

第1章~第9章 「略]

第10章 福祉型児童発達支援センター(第79 条一第84条)

第11章 医療型児童発達支援センター(第85 条一第88条)

第12章~第14章 「略]

第15章 雑則(第111条・第112条) 附則

(最低基準の目的)

施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、 素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指 導により、心身ともに健やかに、社会に適応する ように育成されることを保障するものとする。

(安全計画の策定等)

第6条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及 び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び 次条において同じ。) は、児童の安全の確保を図 るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職 員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含 めた児童福祉施設での生活その他の日常生活にお ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その 他児童福祉施設における安全に関する事項につい ての計画(以下この条において「安全計画」とい う。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置 を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ 「略]

(入所者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭 | 第15条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家 庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この 条において同じ。)の長は、入所者に対し、入所 時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康 診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭 和33年法律第56号)に規定する健康診断に準

定する健康診断に準じて行わなければならない。 $2\sim4$ 「略]

(自立支援計画の策定)

第32条 乳児院の長は、第30条第1項に規定す る目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児に ついて、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の 事情に応じ意見聴取その他の措置をとることによ り、乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児やその家 庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため の計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児 童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接 に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当 たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

る目的を達成するため、入所中の個々の母子につ いて、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、 母子それぞれの意見又は意向、当該母子やその家 庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため の計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、 母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児 童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定 所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親 支援センター、女性相談支援センター等関係機関 と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当 たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第61条 児童養護施設の長は、第59条に規定す る目的を達成するため、入所中の個々の児童につ いて、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、 児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況 等を勘案して、その自立を支援するための計画を 策定しなければならない。

(関係機関との連携)

校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援 校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援

じて行わなければならない。

$2\sim4$ 「略]

(自立支援計画の策定)

第32条 乳児院の長は、第30条第1項に規定す る目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児に ついて、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し て、その自立を支援するための計画を策定しなけ ればならない。

(関係機関との連携)

第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応 | 第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応 じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、保 健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の 養育及び家庭環境の調整に当たらなければならな

(自立支援計画の策定)

第40条 母子生活支援施設の長は、前条に規定す | 第40条 母子生活支援施設の長は、前条に規定す る目的を達成するため、入所中の個々の母子につ いて、当該母子やその家庭の状況等を勘案して、 その自立を支援するための計画を策定しなければ ならない。

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、 母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児 童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定 所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人 相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護 及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第61条 児童養護施設の長は、第59条に規定す る目的を達成するため、入所中の個々の児童につ いて、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、 その自立を支援するための計画を策定しなければ ならない。

(関係機関との連携)

第64条 児童養護施設の長は、児童の通学する学 | 第64条 児童養護施設の長は、児童の通学する学

センター<u>、里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(設備の基準)

- 第65条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及 び音楽に関する設備

イ [略]

- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児 入所施設には、遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必 要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由 (法第6条の2の2第2 項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。) のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 には、次の設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ [略]

(6)~(9) 「略]

(職員)

第66条 「略]

2~13 「略]

- 14 <u>心理支援</u>を行う必要があると認められる児童 5人以上に<u>心理支援</u>を行う場合には<u>心理担当職員</u> を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かな ければならない。
- 15 前項の<u>心理担当職員</u>の資格については、第2 7条第4項の規定を準用する。

(設備の基準)

- 第74条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 医療型障害児入所施設には、病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。
 - (2) 「略]
 - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 医療型障害児入所施設には、<u>屋外遊戯場</u>、ギプス室、特殊手工芸等の作業を<u>支援</u>するに必要な 設備、義肢装具を製作する設備を設けること。 ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当 な設備がある場合は、これを設けることを要し ないこと。
 - (4) 「略]

センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関 と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整 に当たらなければならない。

(設備の基準)

- 第65条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及 び音楽に関する設備

イ 「略]

- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児 入所施設には、遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必 要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ [略]

(6)~(9) 「略]

(職員)

第66条 「略]

 $2 \sim 13$ [略]

- 14 <u>心理指導</u>を行う必要があると認められる児童 5人以上に<u>心理指導</u>を行う場合には<u>心理指導担当</u> <u>職員</u>を、職業指導を行う場合には職業指導員を置 かなければならない。
- 15 前項の<u>心理指導担当職員</u>の資格については、 第27条第4項の規定を準用する。

(設備の基準)

- 第74条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 医療型障害児入所施設には、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
 - (2) 「略]
 - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる 医療型障害児入所施設には、<u>屋外訓練場</u>、ギプス室、特殊手工芸等の作業を<u>指導</u>するに必要な 設備、義肢装具を製作する設備を設けること。 ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当 な設備がある場合は、これを設けることを要し ないこと。
 - (4) 「略]

(職員)

第75条 [略]

 $2\sim5$ 「略]

6 主として重症心身障害児(法第7条第2項に規 6 主として重症心身障害児(法第7条第2項に規 定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入 所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規 定する職員及び心理支援を担当する職員を置かな ければならない。

[略]

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第79条 児童発達支援センターの設備の基準は、 発達支援室、遊戲室、屋外遊戲場(児童発達支援 センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場 所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、 静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及 び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由の ある児童に対して治療を行う場合には、前項に規 (職員)

第75条 [略]

 $2\sim5$ 「略]

定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入 所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規 定する職員及び心理指導担当職員を置かなければ ならない。

[略]

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

|第79条 福祉型児童発達支援センターの設備の基 準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症 心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援セン ターを除く。以下この号において同じ。) には 指導訓練室、遊戲室、屋外遊戲場(福祉型児童 発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代 わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調 理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な 設備及び備品を設けること。
- (2) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴 児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童 発達支援センターを除く。次号において同じ。) の指導訓練室の1室の定員は、おおむね10 人とし、その面積は、児童1人につき2.47 平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積 は、児童1人につき1.65平方メートル以上 とすること。
- (4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉 型児童発達支援センターには、静養室を設ける こと。
- (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支 援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児 童発達支援センターには、指導訓練室、調理室 便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及 び備品を設けること。

定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、 医療法に規定する診療所として必要な設備を設け ることとする。

- 3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる 基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね 10人とし、その面積は、児童1人につき2. 47平方メートル以上とすること。
 - (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平 方メートル以上とすること。

(職員)

第80条 <u>児童発達支援センター</u>には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を<u>児童</u> 発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該児童発達支援センター (社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該<u>児童発達支援センター</u>(社会福祉士及び 介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る 事業所である場合に限る。)において、医療的 ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項 に規定する特定行為をいう。)のみを必要とす

(職員)

第80条 福祉型児童発達支援センター(主として 難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及 び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童 発達支援センターを除く。次項において同じ。) には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調 理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生 活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能 訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓 練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常 生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工 呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家 庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。) を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医 療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置 かなければならない。ただし、次に掲げる施設及 び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を 置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を<u>福祉型児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター (社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター (社会福祉 士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録 に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条 第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必

る障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの 事業又はその一環として特定行為業務(同法附 則第27条第1項に規定する特定行為業務をい う。)を行う場合 看護職員

- 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由の ある児童に対して治療を行う場合には、前項に規 定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法 に規定する診療所として必要な職員を置かなけれ ばならない。
- 3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
- 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は 小児科の診療に相当の経験を有する者でなければ ならない。

要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が 自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業 務をいう。)を行う場合 看護職員

- 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
- 3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小 児科の診療に相当の経験を有する者でなければな らない。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援 センターには、第1項に規定する職員及び言語聴 覚士を置かなければならない。ただし、第1項各 号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各 号に定める職員を置かないことができる。
- 5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援 センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療 に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援 センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機 能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じてお おむね児童の数を4で除して得た数以上とする。 ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければ ならない。
- 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童 発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保 育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者 及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な 機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置 かなければならない。ただし、児童40人以下を 通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全 部を委託する施設にあっては調理員を置かないこ とができる。
- 8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童 発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医 療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の 規定により神経と組み合わせた名称を診療科名と する診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビ リテーション科の診療に相当の経験を有する者で なければならない。
- 9 主として<u>重症心身障害児を通わせる福祉型児童</u> 発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職

5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若し くは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設 備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省 令第61号) 第1条第2項に規定する家庭的保育 事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こど も園に入園している児童と児童発達支援センター に入所している障害児を交流させるときは、障害 児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援 に直接従事する職員については、これら児童への 保育に併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成)

第81条 児童発達支援センターにおける生活指導 第81条 福祉型児童発達支援センターにおける生 及び児童発達支援センターの長の計画の作成につ いては、第67条第1項及び第69条の規定を準 用する。

(保護者等との連絡)

護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、 必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は 児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指 導について、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第83条 児童発達支援センターにおいて障害児に 対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童 の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第84条 削除

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね 児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし 機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければな らない。

10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若 しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働 省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保 育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除 く。)をいう。第86条第2項において同じ。) に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園し ている児童と福祉型児童発達支援センターに入所 している障害児を交流させるときは、障害児の支 援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接 従事する職員については、これら児童への保育に 併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成)

活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計 画の作成については、第67条第1項及び第69 条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第82条 児童発達支援センターの長は、児童の保 第82条 福祉型児童発達支援センターの長は、児 童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとと もに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉 司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の 生活指導について、その協力を求めなければなら ない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第83条 主として知的障害のある児童を通わせる 福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及 び精神医学的診査については、第72条の規定を 準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第84条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発 達支援センターにおいては、第15条第1項に規 定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原 因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能 な者については、できる限り治療しなければなら ない。

第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第85条 医療型児童発達支援センターの設備の基

準は、次のとおりとする。

- (1) 診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、 屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便 所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 を設けること。

(職員)

- 第86条 医療型児童発達支援センターには、診療 所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士 看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達 支援管理責任者を置かなければならない。
- 2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若し くは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携 型認定こども園に入園している児童と医療型児童 発達支援センターに入所している障害児を交流さ せるときは、障害児の支援に支障がない場合に限 り、障害児の支援に直接従事する職員については これら児童への保育に併せて従事させることがで きる。

(入所した児童に対する健康診断)

第87条 医療型児童発達支援センターにおいては 第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当 たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原 因及びその状況を精密に診断し、入所を継続する か否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第88条 医療型児童発達支援センターにおける生 活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の 保護者等との連絡及び計画の作成については、第 67条第1項、第69条及び第82条の規定を準 用する。

(自立支援計画の策定)

第93条 児童心理治療施設の長は、前条第1項に | 第93条 児童心理治療施設の長は、前条第1項に 規定する目的を達成するため、入所中の個々の児 童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案 して、その自立を支援するための計画を策定しな ければならない。

(関係機関との連携)

計画を策定しなければならない。

(自立支援計画の策定)

る学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭 支援センター、里親支援センター、児童委員、保 健所、保健センター等関係機関と密接に連携して

規定する目的を達成するため、入所中の個々の児

童について、年齢、発達の状況その他の当該児童

の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることに

より、児童の意見又は意向、当該児童やその家庭

の状況等を勘案して、その自立を支援するための

(関係機関との連携)

第96条 児童心理治療施設の長は、児童の通学す | 第96条 児童心理治療施設の長は、児童の通学す る学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭 支援センター、児童委員、保健所、保健センター 等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭 児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければ ならない。

(自立支援計画の策定)

に規定する目的を達成するため、入所中の個々の 児童について、年齢、発達の状況その他の当該児 童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとること により、児童の意見又は意向、当該児童やその家 庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため の計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第106条 児童自立支援施設の長は、児童の通学 | 第106条 児童自立支援施設の長は、児童の通学 する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家 庭支援センター、里親支援センター、児童委員、 公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童 の指導及び家庭環境の調整に当たらなければなら ない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第110条 「略]

- 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、 福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公 共職業安定所、女性相談支援員、保健所、保健セ ンター、精神保健福祉センター、学校等との連絡 調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速か つ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わ なければならない。
- 3 「略]

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第111条 里親支援センターには事務室、相談室 等の里親及び里親に養育される児童並びに里親に なろうとする者(次条第3項第3号において「里 親等」という。) が訪問できる設備その他事業を 実施するために必要な設備を設けなければならな V 10

(職員)

- 第112条 里親支援センターには、里親制度等普 及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当 者を置かなければならない。
- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいず れかに該当する者でなければならない。

環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第103条 児童自立支援施設の長は、前条第1項 | 第103条 児童自立支援施設の長は、前条第1項 に規定する目的を達成するため、入所中の個々の 児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘 案して、その自立を支援するための計画を策定し なければならない。

(関係機関との連携)

する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家 庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関 係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境 の調整に当たらなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第110条 「略]

- 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、 福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公 共職業安定所、婦人相談員、保健所、保健センタ ー、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整 を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的 確に行うことができるよう円滑にこれを行わなけ ればならない。
- 3 「略]

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する 者
- (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条 第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の 普及促進及び新たに里親になることを希望する 者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者 と同等以上の能力を有すると認める者
- 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当す る者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する 者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認 める者
- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該 当する者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する 者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

- 第113条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する 者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力 を有すると認める者

(里親支援)

第114条 里親支援センターにおける支援は、里 親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、 里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第2 7条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、 里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、 里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者、 里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への 支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに 育成されるよう、その最善の利益を実現すること を目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第115条 里親支援センターは、自らその行う法 第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を 行うとともに、定期的に外部の者による評価を受 けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図 らなければならない。

(関係機関との連携)

第116条 里親支援センターの長は、都道府県、 市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の 通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児 童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への 支援に当たらなければならない。

<u>第16章</u> 雑則	<u>第15章</u> 雑則
第117条 [略]	<u>第111条</u> [略]
第118条 [略]	第112条 [略]

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定 並びに第7条中第50条第1項及び第8条中第47条第1項の改正は、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和 4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後のさいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の指定障害福祉サービス条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第201条の10の規定の適用については、改正後の指定障害福祉サービス条例第198条の7第2項及び第3項並びに第201条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、改正後の指定障害福祉サービス条例第198条の7第4項及び第201条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後のさいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(次項において「改正後の指定障害者支援施設条例」という。)第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の指定障害者支援施設条例第2 8条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「

選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和7年3月31日までの間、第6条の規定による改正後のさいたま 市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「改正後の障 害者支援施設条例」という。)第20条の2の規定の適用については、同条第2項 及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第 4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の障害者支援施設条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 7 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「改正後の児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第7条の規定による改正後のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新指定通所支援条例」という。)第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第4条第1項の規定により改正後の児童福祉法第21条の5の3 第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援条例 第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前のさいたま 市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「旧指 定通所支援条例」という。)第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指 定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせ る指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第7条及び第12条の 規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができ る。
- 10 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援条例第7条第4項に

規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 11 新指定通所支援条例第27条の2(新指定通所支援条例第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 12 一部改正法附則第11条の規定により改正後の児童福祉法第43条に規定する 児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第9 条の規定による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条 例(以下「新児童福祉施設条例」という。)第79条の規定にかかわらず、当分の 間、なお従前の例によることができる。
- 13 一部改正法附則第11条の規定により改正後の児童福祉法第43条に規定する 児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児 童福祉施設条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお 従前の例によることができる。
- 14 この条例の施行の際現に設置している第9条の規定による改正前のさいたま市 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「旧児童福祉施設 条例」という。)第79条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福 祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福 祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例第79条の規定にかか わらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 15 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設条例第79条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

議案第89号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年3月13日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例(平成13年さいたま市条例第283号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(補償基礎額)

第5条 「略〕

- - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水 防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業 従事者等」という。) が消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病によ り死亡し、若しくは障害の状態となった場合に は、9,100円とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは、1万4,200円 を超えない範囲内においてこれを増額した額と することができる。

3 • 4 「略]

別表(第5条関係)

補償基礎額表

勤務 10 年未満 | 10 年以上 | 20 年以上 改正前

(補償基礎額)

第5条 「略〕

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水 防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業 従事者等」という。) が消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病によ り死亡し、若しくは障害の状態となった場合に は、8,900円とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは、1万4,200円 を超えない範囲内においてこれを増額した額と することができる。

3 · 4 「略〕

別表(第5条関係)

補償基礎額表

勤務 階級 10 年未満 | 10 年以上 | 20 年以上

		20 年未満	
団長及	12,500 円	13,350 円	[略]
び副団			
長			
分団長	10,800 円	11,650円	12,500 円
及び副			
分団長			
部長、	9,100 円	9,950円	10,800 円
班長及			
び団員			

		20 年未満	
団長及	12,440 円	13,320 円	[略]
び副団			
長			
分団長	10,670 円	11,550 円	12,440 円
及び副			
分団長			
部長、	8,900 円	9,790 円	10,670 円
班長及			
び団員			

[略]

備考 [略] 備考

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る改正後の条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第90号

埼玉県公安委員会委員の推薦について

埼玉県公安委員会委員として下記の者を推薦したいので、警察法(昭和29年法律 第162号)第39条第1項の規定により同意を求める。

令和6年3月13日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住所	氏 名	生 年 月 日
0000000		
0000000000	武田 ちあき	000000000
00000		